平成25年6月定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成25年6月13日 開会

平成25年6月21日 閉会

浪 江 町 議 会

平成25年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	
応招・不応招議員	2
第 1 号(6月13日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	
開会の宣告	
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	
諸般の報告	7
行政報告	
一般質問	8
平本佳司君1 \$	9
渡邉泰彦君3 2	2
紺野榮重君4 8	8
鈴木幸治君6 2	2
馬場 績君6 \$	9
延会について96	6
延会の宣告96	6
第 2 号(6月14日)	
議事日程97	7
出席議員9 8	
欠席議員9 8	8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名98	
職務のため出席した者の職氏名9 8	8
開議の宣告100	
議事日程の報告100	0
一般質問	
若月芳則君100	0
請願・陳情の付託11(0

義案第46号から報告第1号一括上程、説明1	1 1
欠回日程の報告1	2 3
教会について1	
教会の宣告1	2 4
第 3 号(6月21日)	
義事日程1	
出席議員1	
欠席議員1	2 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1	
職務のため出席した者の職氏名1	
開議の宣告1	
義事日程の報告1	
義案第46号の質疑、討論、採決1	
義案第47号の質疑、討論、採決1	
義案第48号の質疑、討論、採決1	
義案第49号の質疑、討論、採決1	
義案第50号の質疑、討論、採決1.	
義案第51号の質疑、討論、採決1	
義案第52号の質疑、討論、採決1	
義案第53号の質疑、討論、採決1	
義案第54号の質疑、討論、採決1	
諮問第1号の採決1	
司意第4号の採決1	
司意第5号の質疑、採決1	
司意第6号の質疑、採決1	
報告第1号の質疑1	
良江町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について1	
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決1	
東情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決1	
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決1	
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決1	
発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決1	
発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決1	
委員会の閉会中の継続審査又は調査について1	
町長あいさつ1	
閉会の宣告1	6 1

浪江町告示第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、 平成25年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年5月17日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成25年6月13日(木) 午前9時
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ 5 7 3 番地 浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員(16名)

1番	渡	邉	泰	彦	君		2番	佐々	木	勇	治	君
3番	鈴	木	幸	治	君		4番	小	黒	敬	三	君
5番	平	本	佳	司	君		6番	松	田	孝	司	君
7番	Щ	崎	博	文	君		8番	若	月	芳	則	君
9番	佐々	木	恵	寿	君]	10番	Щ	本	幸-	一郎	君
11番	泉	田	重	章	君]	1 2番	佐	藤	文	子	君
13番	紺	野	榮	重	君]	1 4 番	吉	田	数	博	君
15番	三	瓶	宝	次	君]	16番	馬	場		績	君
不応招議員	(0名	5)										

6 月定例町議会

(第1号)

平成25年浪江町議会6月定例会

議 事 日 程(第1号)

平成25年6月13日(木曜日)午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員(16名) 2番 1番 渡 邉 泰 彦 君 佐々木 勇 治 君 \equiv 君 3番 木 幸 4番 鈴 治 君 小 黒 敬 5番 亚 本 佳 司 君 6番 松 孝 司 君 田 若 則 7番 山 崎 博 文 君 8番 月 芳 君 9番 君 10番 幸一郎 君 佐々木 恵 寿 山 本 11番 泉 重 章 君 12番 佐 子 君 田 藤 文 13番 紺 野 榮 君 14番 吉 数 博 君 重 田 15番 三 瓶 宝 次 君 16番 馬 場 績 君 欠席議員(0名) 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 町 長 副 場 馬 有 君 檜 野 照 行 君 副 町 長 教 育 長 渡 邉 文 星 君 畠 Ш 熙一郎 君 代表監查委員 総 務 課 長 山 内 清 隆 君 谷 田 謙 君 復興再生事務所長 復興推進課長 兼帰町準備室長 山 本 邦 宮 君 \Box 勝 美 君 町民税務課長 産業・賠償対策課長 高 大 倉 敏 勝 君 浦 泰 夫 君 ふるさと再生課長 復旧事業課長 岩 野 寿 中 君 長 君 田 喜 久 健康保険課長兼 津島支所長兼津島診療所事務長 介護福祉課長 紺 野 則 夫 君 佐 藤 尚 弘 君 計 管 理者 会 生活支援課長 兼 出 納 室 長 佐 藤 良 樹 君 吉 田 明 君 公 委員会 天 鈴 木 敏 雄 君 職務のため出席した者の職氏名 事 務 局 長 次 長

清

水佳

宗

岩

野

善

書記中野夕華子

○議長(小黒敬三君) 東日本大震災から、2年3カ月が過ぎました。 6月定例会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方はもちろん、 長期にわたる避難により亡くなられた方々に対して、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

〇議長(小黒敬三君) ありがとうございました。ご着席ください。

クールビズについて、浪江町議会においては、地球温暖化防止の 観点から、6月から9月までクールビズを実施しております。その ため、各議員については、節度ある範囲での軽装を許可しておりま す。また、軽装しない自由にも配慮しております。したがいまして、 執行部におきましても、そういった趣旨をご理解いただき、軽装で の出席も可能ですのでお知らせしておきます。

なお、暑くなっておりますので上着を脱いでも結構でございます。

◎開会の宣告

開会いたします。

〇議長(小黒敬三君) ただいまの出席議員は16人であります。 定足数に達しておりますので、平成25年6月浪江町議会定例会を

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長(小黒敬三君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(小黒敬三君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(小黒敬三君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、 5番、平本佳司君、6番、松田孝司君、7番、山崎博文君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(小黒敬三君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。今期定例会の会期はただいま配付のとおり、 本日より21日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、21日までの9日間といたします。

会期中の会議についてお諮りいたします。13日、14日、21日を本会議、17日、18日、19日、20日を議案調査及び委員会等のため休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議は、そのとおりに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(小黒敬三君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

◎行政報告

○議長(小黒敬三君) 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町 長からお願いいたします。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

〇町長(馬場 有君) おはようございます。

平成25年浪江町議会6月定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災、原子力発電所事故の発生から2年3カ月が経過いたしました。改めてこの災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、現在でも2万1,000人、すべての町民が県内外に避難を余儀なくされ、つらく厳しい避難生活を強いられております。町ではどこにいても浪江町民との思いを胸に、一日でも早い生活再建とふるさと浪江の復旧復興事業を本格化させてまいります。

このような中、政府は日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢で長引く円高、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとし、5月15日に総額92兆6,000億円に上る平成25年度予算を成立させました。この中で、復興庁の予算として東日本大震災からの復興を加

速させるとともに、福島の再生を図るため、福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業が昨年度の補正予算から創設されました。この事業は、避難区域の住民帰還支援や町内の荒廃防止を目指すもので、当町としても区域見直しの時期と合わせて積極的に活用するよう関係各課に対応を指示し、平成25年度事業として仮設トイレ借り上げ事業、内部被ばく検査、防犯管理業務など10事業、3億7,800万円の事業決定を見ています。

いずれにいたしましても、今年度はマイナスからスタートラインに着くよう、復旧復興を目に見える形で着実に前進させることを目標としており、立ち入りする住民の安全安心の確保と生活環境の再生、整備を加速させるため、職員共々全身全霊をもって事に当たってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、町政の執行状況についてご報告させていただきます。 まず浪江町議会議員一般選挙についてご報告いたします。4月11 日公示、4月21日投開票で執行されました選挙においては、期日前 投票、郵便による不在者投票や投票日当日、その後の開票まで適正 な選挙事務執行に努めたところであります。今回の選挙では、期日 前投票所を二本松市、福島市、郡山市、いわき市、南相馬市に合わ せて6カ所設置し、当日投票所は昨年12月に執行された衆議院選挙 に比べ2倍の8カ所に設置いたしました。

また、選挙のお知らせを全有権者に配布し、投票所の場所や受付時間の周知を図るとともに、20日、21日は仮設住宅から投票所までを結ぶバスを運行させるなどして、選挙人の投票機会の確保と投票率の向上に努めてまいりました。

選挙の結果でございますが、当日有権者は1万6,326名でありました。投票者数は8,785名で、投票率53.8%、前回の投票率78.2%に比べ、24.4ポイント下回りました。今回の選挙では、期日前投票者数及び不在者投票者数が全体の6割を占めており、選挙のお知らせ等による事前の情報提供が今後ますます重要になるものと思っております。

今後も、引き続きなお一層の有権者への周知、啓発を行い、投票 率の向上に取り組んでまいりたいと思います。

浪江町復興再生事務所の設置についてご報告いたします。4月1日からの区域再編に対応しまして、南相馬市に浪江町復興再生事務所を設置しました。同事務所は、庁内の防犯防災体制の強化と復旧復興事業を本格化させるため設置するもので、町復興の拠点として位置付けております。

さらに、同日、浪江役場本庁舎には帰宅する住民の様々なトラブ

ルに対応することを目的に、危機防災係を配置いたしました。また、6月1日からは、町内の生活環境の再生整備を加速させるため、復旧事業課を役場本庁舎に配置しております。避難指示区域の再編についてご報告いたします。政府原子力災害対策本部長の指示により、平成25年4月1日午前0時をもって、町内が帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3区域に再編されました。今回の区域再編は、除染や道路、上下水道など、インフラ復旧を加速させるため、立ち入りが容易な区域を設定するもので、引き続き避難指示は継続されます。再編に伴って帰還困難区域の109カ所にバリケードを設置し出入りを制限するとともに、他の区域についてもバリケードを40カ所設置し、防犯対策を講じました。また、再編に先立ち、3月31日午前11時20分から町、県警本部、双葉地方広域市町村圏組合消防本部など、関係機関が一堂に集まり、合同パトロールの出動式を行ったのち、午前0時南相馬市境の検問撤去にあわせて、一斉に町内の合同パトロールを行ったところであります。

浪江町復興計画第一次の進行管理についてご報告いたします。町では昨年10月に策定した、浪江町復興計画第一次に基づき復興施策を取り組んできておりますが、計画通りに進んでいる施策、また新たな課題によりなかなか進まない施策など、計画策定から8カ月が経ち、取り組みの成果や課題が明らかになってきたところでございます。これまでも庁内での計画の進捗確認を行ってきたところでありますが、町民の方々に復興の進捗を共有いただくため、復興計画にも掲げた町民との協働による計画の進行管理を実現し、復興の見える化を図るため、現在、7月頃を目途に、町民協働の復興計画進行管理を始めたいと準備しているところであります。

要望活動についてご報告いたします。 3月24日の安倍晋三内閣総理大臣の浪江町訪問の際に、総理大臣、復興大臣宛に浪江町復興に向けた要望書を提出いたしました。また、5月23日には、自由民主党東日本大震災復興加速化本部長、復興大臣、環境大臣宛にも要望書を手渡しいたしました。その他にも福島県知事や各政党団体宛に、浪江町の復旧復興への課題解決への取り組みについて適宜要望しているところであります。これら、要望活動の状況につきましては、町民の皆様にも活動状況がわかるよう、復興の見える化、ビジュアル化の一つとして、浪江町ホームページに掲載したところであります。

住民意向調査結果について、ご報告いたします。平成25年1月には、15歳以上の浪江町民を対象とした3回目となる町民アンケートを実施いたしました。今回のアンケートの目的は、町内コミュニテ

ィや今後の復興公営住宅などの整備、帰町できる環境の整備のため の諸施策の適切な実施に向けた取り組みをさらに具体化するための 基礎資料としており、復興庁、福島県、浪江町、3者共同のアンケ ートとなっております。アンケートの結果は回収率61.7%であり、 前回、前々回とほぼ同率の回収率となりました。将来、避難指示が 解除された際の浪江町への帰還以降については、地区にかかわらず すぐに帰りたいが2.3%、地区にかかわらず条件が整えば帰りたい が4.2%、自宅に帰るのであれば、解除後すぐに帰りたいが2.6%、 自宅に帰るのであれば、条件が整いさえすれば帰りたいが13.2%な ど、帰還意向のある方を2割上回っております。また、しばらく は二地域居住、浪江町とその他の地域との行き来を考えている方も 16.9%おり、帰還に後者と合わせると町民の4割近い方が、将来の 避難指示解除後に浪江町の帰還を模索しているとの結果となりまし た。また、浪江町には帰らないと決めている方が27.6%、まだ判断 が付かない方が29.4%となっております。前回のアンケートとほぼ 同程度の結果となっております。

また、町外コミュニティの居住意向者もしくは現時点では居住を判断できない方が居住しても良いと考える自治体としては、いわき市が50.7%で最も高く、次いで南相馬市が43.1%となっております。中通りについては福島市が18.5%、郡山市が16.0%、二本松市が15.4%となっております。一方、復興庁では、5月連休明けに意向調査の結果として、復興公営住宅の要望数を公表しました。こちらは同じ意向調査の結果を使用していますが、復興公営住宅の必要最小限度をつかむためのものであり、かなり絞った数字となっており、町の数字とは乖離しております。どちらも間違いではないと思いますが、町としては最大限の要望を出している状況であります。調査結果については別冊の調査結果表を配付しておりますので、ご確認をお願いします。

今後は、7月にも予定される次の意向調査をもとに受け入れ市町村との詳細な協議を進めてまいります。

町外コミュニティについてご報告いたします。浪江町への帰還が 当面できないことから、その間の生活拠点として復興公営住宅を中 心に安心して生活ができる町外コミュニティの整備を急いでおりま す。

町としてはいわき市、南相馬市、二本松市の3自治体に整備することとし、関係自治体との協議を始めています。これまで南相馬市及び二本松市としては1回目の個別部会を実施いたしました。この2市については市側で敷地の選定作業に入っていることで、今後具発言訂正申出あり:議長許可下線部発言を削除することで了承を得る。

体的な場所が示されると考えております。一方、いわき市について は、個別部会に至っておりませんが、関係する郡内自治体との事務 的協議の場を設けたところであり、今後本格協議の前段で内容を詰 めていきたいと考えております。復興公営住宅は、県の平成24年9 月補正予算で先行整備分500戸、平成25年度予算で1,000戸整備予定 となっています。 5月22日に行われた福島県知事の定例記者会見に おいて、郡山市日和田地区に整備される先行整備500戸のうちの20 戸分の復興公営住宅の概要が示されました。鉄筋コンクリート4階 建て、2LDKを5戸、3LDKを15戸で構成され、エレベーター を設け、バリアフリーの構造となっております。町は1月に実施さ れた住民意向調査をもとに算出した戸数を県へ要望しております。 次の意向調査については7月頃に実施を予定しています。その内容 には、具体的な復興公営住宅の仕様や建設位置を可能な限り盛り込 み、町民が判断しやすい資料の提供ができるよう考えております。 今後も復興住宅について希望するすべての人が入居できるよう県に 対し整備を要望してまいります。また、町内に建設する復興公営住 宅についても、並行して検討を始めてまいります。

福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業についてご報告いた します。本年4月1日には、区域再編が行われ、避難指示解除準備 区域、居住制限区域に関しては日中のみでありますが、立ち入り規 制が緩和され、多くの町民が自宅の清掃や墓参りのため帰町してお ります。町では町民の帰町のために必要な事項、また立ち入りが緩 和されたことによる懸念される事項を庁内検討会において整理し、 福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業により、それら懸念さ れる事項の対応を行ってまいりました。立ち入り規制が緩和された ことにより、不審車の進入や不審火の心配など、防犯防災に対して の備えも必要となりました。そこで、町ではすべての市町村境にバ リケードを設置し、浪江町内に立ち入る際には、特定のゲートを通 過してもらい、そこで入町のチェックを行うことで防犯対策を行っ ております。また、民間警備会社による町内の巡回パトロールによ り、入町後の防犯対策なども実施しており、より一層の防犯対策に 努めてまいります。また、町民の方々がばらばらに避難しているこ とから、帰町の際には国道114号やいわき市方面から国道6号も利 用できるようになりましたが、帰還困難区域など放射線量の高い地 域を通過することで、健康面の安心確保から、全町民を対象にガラ スバッジの配布を実施いたしました。

さらには、町内インフラ整備はいまだ復旧していないことから、 多くの町民の方が帰町した際の仮設トイレや休憩所、体調を崩した 際の医師の配置などを行っております。また、町民の健康管理のた め、内部被ばく検査や初期被ばく検査、避難先での絆の維持のため の交流会やスポーツ大会や芸能祭の開催、さらに町内のインフラ復 旧や荒廃抑制のため、各種施設の調査点検事業や草刈り事業なども、 帰還再生加速事業により実施することとしております。そもそもこ の制度は、政権交代により現政権が原発被災地支援のために国とし て何ができるかを探っていた時期に、浪江町として区域再編に係る 課題を政策調整会議幹事会で整理をし、各省庁の既存の補助事業で どれだけカバーできるかを各省庁担当者に来庁願い協議をし、そこ でカバーできない事業について制度設計を要望した結果、できた制 度であります。まさに浪江町の区域再編に向けた事業メニューとい っても過言ではありません。この間、避難指示解除準備区域のみの 適用となっていた制度を居住制限区域まで適用するよう変更要請を 図り、年度を挟むために手続きが煩雑になることの解消など、制度 の運用面でも国との交渉をしてまいりました。その成果もあり、短 期間にもかかわらず4月1日の区域再編にはどうにか間に合った状 況であります。

今年度に入り同じような流れで進むものと期待しておりましたが、5月中旬からの復興総局への権限移譲にもかかわらず、財政当局の壁は相変わらず高く厚く、現実には一向に加速化していない現状も出てきております。今後、さらなる国との交渉、要望を強めていく所存であります。

広報戦略についてご報告いたします。浪江町内への帰還が当面果たせない現状下にあっては、町からの情報発信はこれまで以上に住民が求めるものであり、その方策についても検討が必要になってきております。震災当初、町ではいち早く住民への情報提供のツールとしてソフトバンク社の提供の下、フォトビジョンの配布を行うとともに町広報紙やホームページ、メルマガ等を活用して情報提供に努めている現状であります。今後は情報ツールはもちろん、情報の質を上げることが肝要と考え、町民の方に情報をスムーズに、タイムリーに、しかも政策決定に至る審議経過の開示等に努めてまいります。

ライブカメラ設置についてご報告いたします。双葉地方広域圏組合が事業主となって、郡内8カ町村に約140台、うち浪江町分として31台ライブカメラが設置されます。配信する映像は、パソコンやスマートフォンで見ることができますが、二本松事務所といわき出張所にはタッチパネル操作ができる閲覧用のモニターが設置されます。カメラは学校、自然、市街地等の眺めの良い場所に設置されま

す。場所に応じて定点、自動旋回の映像が配信されます。映像は広域圏が運営するホームページで見ることができます。ホームページが見ることができない方へは、フォトビジョンを利用して、四季折々の風景を配信するなど、総合的にふるさとの今を伝え、町民の絆の維持に努めてまいります。

浪江町ADR集団申し立てについてご報告いたします。東京電力による精神的苦痛に対する慰謝料、一人月額10万円の見直しを求めるため、原子力損害賠償紛争解決センターへ和解仲介の申し立てを行うことといたしました。平成25年4月18日、19日に申込書、委任状を1万109世帯に発送し、平成25年5月7日受付分で申し込みの一次締め切りとして、平成25年5月29日に原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てを行いました。第1回の申し立て人数、1万1,602名。世帯数は4,885世帯であります。

なお、申し立ての趣旨は、第1に、東京電力は福島第一原発により、浪江町全域に高濃度の放射性物質を放出させ、町民の生活のみならず、町全体を崩壊させたことに対する法的責任を認め、町民に謝罪すること。

第2に、東京電力は前項の責任に基づき、町全域を平成23年3月 11日以前の放射線量のレベルまで速やかに除染すること。

第3に、第2項の除染を達成するまでの間、その精神的損害の賠償として、現在の一人月額10万円の支払いに加え、一人月額25万円を支払えというものであります。

浪江町内での事業再開状況についてご報告いたします。区域内での事業再開については、国よりガイドラインが示されているところであります。町といたしましては、事業再開を希望される事業者の方の生活再建を最優先と考えており、町と事前協議を行っていただき、再開が可能であれば事業再開準備届けを提出いただいた上で、準備が整った際は、事業再開申請を提出いただくことになります。6月10日現在で、町と事業再開に向けた事前協議を行った事業者はガソリンスタンドや製造業など8事業者であり、そのうち5事業者より事業再開準備届けの提出をいただいているところであります。事業再開申請については提出事業はありません。

浪江町内の除染の進捗状況について御報告いたします。平成24年11月21日に、国より特別地域内除染計画を公表いたしました。それ以降、津波被災エリアを除く常磐自動車道から東側の事前調査を終えましたので、本格除染に早急に着手できるよう、本年1月より国と町で順次関係行政区長に仮置き場の確保へ向け相談をしながら進めております。対象となる住民へも丁寧な説明をし、仮置き場の確

保、あるいは除染作業へのご理解ご協力をお願いしているところで あります。

一時帰宅時の片付け、可燃ごみ回収についてご報告いたします。 避難区域再編に伴い、帰還困難区域を除く浪江町内を対象に片付け で発生した可燃ごみをごみ集積所から国の委託業者が回収を4月23 日から実施しております。また、一般家庭の敷地内等への不法投棄 の苦情相談に対しても、週1回の定期巡回等により迅速に対応して おります。

津波被災瓦れき処理についてご報告いたします。国では瓦れき処理を浪江町内において処理することを予定しております。早期の瓦れき処理実施に向け、国と町で処理施設設置予定の対象となる行政区長に相談をしながら、関係者へ丁寧に説明し、浪江町内での瓦れき処理に対し理解と協力をお願いしているところであります。

請戸地区墓地移転についてご報告いたします。津波被災墓地所有の方々が一日も早く納骨や墓参りができるよう、県の各関係機関と協議をし早期に実現するよう、墓地の移転業務を進めております。

放射線に関する健康調査の実施状況についてご報告いたします。ホールボディカウンターによる内部被ばく検査につきましては、4月末現在、受診者1万2,012名、67.4%の方が検査を受けられており、うち1万4,005名の方が預託実効線量1ミリシーベルト未満という結果となっております。弘前大学による染色体検査につきましては、4月末現在検査予定855名中331名の採血を終了しており、今後、約半年ほどかけて分析し、各人へ初期被ばく線量をお知らせすることとしております。震災時18歳以下の方に対して行っている甲状腺検査につきましては、4月末現在4,209名の方が受診されております。今回開催された第11回福島県県民健康管理調査検討委員会によりますと、嚢胞や結節が確認されたB判定の方のうち、20名の方に2次検査を実施した結果、1名に甲状腺がんが確認されました。

また、県全体では2次検査を実施した421名のうち12名の方に甲状腺がんが確認されたとのことであります。現在は、いずれの方についても治療が終了し、経過は良好であるとのことであります。このことについて、検査を実施している県立医大及び県民管理調査検討委員会の見解としては、発症時期や症状から放射線の影響は考えにくく、震災前から罹病していたものとの見解であります。

しかしながら、現実に甲状腺がんを発症した方が確認されたわけであり、甲状腺への被ばく線量をはじめがん発症と低線量被ばくとの因果関係について、詳細な検証を求めるものであります。いずれにいたしましても、各種検査につきまして検査機会の拡充に努めて

まいりますので、未受診者はもとより町民の皆様には今後とも継続 して受診されるようお願いするところであります。

次に、浪江町役場本庁舎内設置した応急仮設診療所についてご報告いたします。

4月1日の警戒区域の再編により町内への立ち入りが容易となり、それに伴い町内へ立ち入る方が増加しております。しかし町内には医療機関がなく、急なけがや病気への対応が課題となっておりました。そのため、緊急的、応急的な対応として、浪江町役場本庁舎内へ医師及び看護師を駐在させ急なけがなどの応急処置を行うこととした次第であります。現在のところ、5月9日から毎週木曜日に仮設津島診療所の医師が診療にあたっております。また、6月下旬より相馬郡医師会の医師が毎週日曜日に診療にあたることとなっております。

災害用慰金についてご報告いたします。災害用慰金等の支給に関しては、3月11日、津波及び地震により直接死亡された方が184名でありまして、うち支給対象者が171名となっております。5月末現在、申出受理件数が170件、支払件数は同じく170件であります。現在、申出待ちが1件ありますが、申出書等関係書類が提出されましたら、審査の上、速やかに振込をしてまいります。

また、災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、5月末現在申出受理件数が333件、うち審査件数が286件、うち認定件数が273件、支払件数が268件であります。応急仮設住宅についてご報告いたします。5月末日現在、建設戸数2,893戸に対して、入居戸数が2,286戸、入居人数は4,469人、入居率は79.0%となっております。また、県内の特例借り上げ住宅の状況につきまして、会津地方が157戸、401人。中通りが2,345戸、5,315人。浜通り1,513戸、2,951人。合計、4,015戸、8,667人となっております。今年度から借り上げ住宅の住み替えの条件が厳しくなり、災害救助法に該当しない住み替えは東京電力への賠償になるにも関わらず、東京電力が明確な基準を示していないので対応に苦慮しており、今後、関連各課と早急に対応を進める必要があります。

なお、借り上げ住宅制度の改善、住み替えの基準の緩和について、 復興推進課を通して自民党県連福島復興本部宛要望書を提出し、県 にも同様に要望を継続しております。また、来年の3月には借り上 げ住宅の契約更新業務を控えており、今でも大手仲介業者の中には、 今後借り上げ住宅には協力しないと明言するところもあり、多くの 入居者が退去を迫られる事態が予想されるので、合わせてこの件についても国県との対応について協議を進めてまいります。

次に、町民交流事業についいてご報告いたします。県内外の民間借り上げ住宅などで生活する町民は、交流する機会が少なく、悩みや不安を抱えての生活を送っている方も多くいます。これらの方々の悩みや不安を少しでも解消すると共に、絆をつないでいくため、顔合わせの場として交流会の開催を進めております。

まず、福島県内交流会についてでありますが、6月21日にいわき 市の総合保健福祉センターを皮切りに、7月8日に郡山市、18日に 会津若松市と、県内を6地方、県北、県中、県南、会津、いわき、 南相馬にエリアを分け交流会を行う予定であります。

次に、県外の交流会でありますが、夏に首都圏での交流会、さらに今後は昨年度まで町主催の交流会をできなかった県での交流会を計画しております。また、復興支援員の配置も今までの千葉県、山形県だけではなく、6月1日から避難者の多い埼玉県、関西に避難されている方への支援として京都府にそれぞれ配置しました。今後は新潟県での配置も予定しております。

自治会の状況でありますが、借り上げ住宅に住んでいる避難町民間のコミュニティである自治会も3月末に郡山コスモス会、4月に二本松コスモス会、須賀川コスモス会とぞくぞくと立ち上がっており、現在、15自治会が活動しております。また、仮設住宅での自治会につきましては、現在29の自治会が組織され、仮設・借り上げ住宅合わせて44の自治会が立ち上がっているところであります。今年度の交流事業は、各自治会と協力しながら活動展開を図ってまいります。

次に、避難指示区域への立ち入りについてご報告をいたします。5月末現在の浪江町通行証8,061件、車や同乗者の変更582件、浪江町臨時通行証1,491件を発行しております。また、5月23日から26日までのバス立ち入りにつきましては、102世帯146名から申し込みがあり、実績は90世帯126名の立ち入りとなっております。なお、自動更新の浪江町通行証(3カ月有効)、7月1日から9月30日分は、6月17日から発送を予定しております。さらに公益立ち入りは4月704件、5月436件の実績となっております。

教育行政についてご報告いたします。小中学校の卒業及び入学の 状況並びに児童生徒数の状況については、3月13日に浪江中学校、 3月22日に浪江小学校の卒業式が行われました。被災前の在籍数に 基づく平成24年度の浪江町全体の卒業生は浪江中学校が116名、浪 江東中学校52名、津島中学校12名、合計180名です。卒業生の進路 状況は県内の公立高校進学者数が103名、私立高校等進学者数18名、合計121名で、県外の高校進学者は公立、私立合わせて59名、進学率は100%となっております。県内の主な進学校は磐城高校、福島西高校、安積黎明高校、双葉高校などでありました。4月8日には浪江小学校と浪江中学校の入学式が行われました。平成25年5月22日現在の浪江町全体の小中学生の状況でありますが、小学校児童数は1,028名、中学校生徒数は596名で、全体で1,624名となり、そのうち県内で区域外就学している生徒数は951名、県外で就学している生徒数は673名になります。このように、小中学生全国699校に区域外就学しているのが現状であります。なお、二本松市内で再開した現在の浪江小学校児童数は17名、浪江中学校生徒数は43名であります。

次に、心のケア相談員の配置状況についてご報告いたします。長 期にわたる避難生活のため、心身の疲れや悩みがつのり、カウンセ リングを必要とするケースが出ております。子供達や家族の心のケ ア相談業務を行うため、2名のスクールカウンセラーを浪江小・中 学校に配置し、今年度より勤務日数を増やしております。また、教 育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的知識や技術を有す るスクールソーシャルワーカー1名を配置し、相談業務に当たって おります。3月23日に、再開した浪江中学校において、全国に避難 した中学3年生の卒業を祝う「卒業のつどい」を開催したところ、 県内外から生徒と保護者合わせて157名の参加がありました。レク リエーションや食事会を通じて浪江町の仲間や教職員との懇談を楽 しみ、再会を喜び合いました。4月1日からの区域再編に伴い、浪 江町への立ち入りが容易になったことにより、これまで先延ばしに なっておりました子供達のランドセルや学用品等の持ち出しが5月 12日に大堀小学校、5月26日に浪江小学校で行われました。6月と 7月には第2回と第3回を実施することとしております。

また、近隣市町村との協定によりまして、浪江町内への一時帰宅の際の預かり保育施設として南相馬市内といわき市内に各1カ所、郡山市内では2カ所の施設が利用できるようになりました。5月26日には二本松市日山パークゴルフ場で町長杯パークゴルフ大会を開催したところ、町民97名が参加され、盛大に行われました。パークゴルフを通して健康の増進と元気を取り戻していただくのが目的でございますが、避難生活で疲れた体をリフレッシュしながら、日頃のストレス解消をしていただきました。

以上、3月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定及び一部改正案件が5件、平成25年度の補正予算案件が4件、諮問につき意見を求める案件が1件、同意を求める案件が3件、繰越明許費繰越計算書報告案件が1件であります。詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- **〇復興推進課長(宮口勝美君)** ただいまの行政報告の件で、1件ご訂正をお願いしたいと思います。

住民意向調査の結果表について、既にお配りしているという報告 をさせていただきましたが、事務的に遅れましてこれから配付させ ていただきます。申し訳ございません。

○議長(小黒敬三君) 資料配付のため暫時休憩いたします。

(午前 9時44分)

〇議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午前 9時45分)

- **〇議長(小黒敬三君)** ここで町長より、行政報告の訂正が申し出がありますので、町長。
- **〇町長(馬場 有君)** ただいまの行政報告について、誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

住民意向調査結果についての報告の中で、「調査結果については 別冊の調査結果表を配付しておりますので、ご確認下さいという報 告をさせていただきましたが、まだ皆さん方に配付しておらないと いうことでありましたので、この文言について削除していただくよ う、お願い申し上げます。

〇議長(小黒敬三君) 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長(小黒敬三君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分となります。一括方式は、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。また、通告された一般質問の中で、同一内容と思わる事項が2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の

答弁で了解した時には、その件については撤回するか、または不足 分の答弁を求めることでご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇平 本 佳 司 君

○議長(小黒敬三君) 5番、平本佳司君の質問を許可します。 5番。

[5番 平本佳司君登壇]

○5番(平本佳司君) 5番、平本佳司であります。議長の許可をいただきましたので、ここで発言をさせていただきます。

皆さん、おはようございます。改選後、初めての定例議会ということで、町にとっても町民にとっても大切な一日になろうかと思います。また本日は、初日のトップバッターということで非常に緊張しております。何分初めてでございますので、温かく見守りながら答弁をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、まず除染についてということで、5項目質問させていただきます。

①国道114号線及び県道35号線も含めてですが、開通に伴う除染の対応についてお尋ねします。4月1日より地域再編され、居住制限区域、そしてまた準備区域に立ち入りが自由になりました。中通りからは時間短縮ということで、国道114号線いわゆる津島、室原区間を開通させたわけでございますが、特に大柿ダム付近に対しましては、約3キロ、4キロのところは非常に線量が高いというのはご存じのとおりだと思います。少なくても内部被ばくの危険性があり、開通を認めた理由をお聞かせ願います。

また、国へ再三にわたり除染を要望していると聞いておりますが、 いつ頃から除染をし、どのぐらいまで下げさせるつもりなのか、明 確な答弁を求めます。

- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- ○帰町準備室長(山本邦一君) 前段の国道114号線の開通を認めた理由についてご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、国道114号線、特に赤宇木地区から大柿地区までは毎時10マイクロシーベルトを超えるような高線量地区がございます。ただ区域再編に伴い、中通りや会津地方に避難している町民の方から、国道114号線の通行を望む声が多数寄せられたことから、立ち入り者の通行上の利便を図るため、国道114号線の通行を許可しているところでございます。

なお、放射線に対する健康管理と放射性物質拡散防止の観点から、 帰還困難区域通行に際しては、バッジ式線量計の着用とスクリーニ ング会場への立ち寄りをお願いしているところございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ご質問にお答え申し上げます。

後段の部分の除染の関係でございますが、国道114号は町にとって重要路線であります。これまでも線量が高い区間につきましては、道路の両側に遮蔽壁の設置や道路の除染などの対策について、国へ要望しているところでございます。

しかしながら、国からの具体的な対応策、実施時期などについては、回答がない状況にございます。住民の安全、安心の確保の観点からも早急に対応いたしたく、今後も引き続き要望してまいりたいと思っているところでございます。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- ○5番(平本佳司君) ぜひとも国に要望するだけではなく、期限を決めて回答していただきながら、確実に実施して、除染のほうも実施していただければと思います。それも早急にお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

次に、町内の放射線量の再検証ということでお尋ね申し上げます。 町内各所にモニタリングポストを設置しているわけでございます が、線量計測していますが、町民の皆様からモニタリングポストの 数値より高い所ばかりだという声が聞こえてまいります。

独自に計測いたしますと、その設置付近には若干の違いでしたが、 100メートル、200メートルぐらい離れると1.5倍もしくは2倍のと ころもあるわけでございます。現在、定期的に100メートルメッシュ等の測定はしていますかということです。

また、側溝等の変化が激しく、低くなったり高くなったりしていますが、これは風雨によって流されているような所では、実際にはどこかに移動しているだけではないかということで、線量が下がっているという形には見えません。町独自でもう一度専門業者等の委託をし、再検査し、町民に正確に明確に報告するべきかと思いますが、答弁お願いします。

- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** それでは、2番目の町内の放射線量の 再検証についてというご質問にお答えします。

放射線測定機にも様々な種類がございまして、測定場所や高さ、 測定の仕方によって測定値が異なる場合がございます。測定機自体 の精度上の誤差もございます。一般的に簡易型のサーベイメーター、 シンチレーション式のサーベイメーターにつきましては放射線管理 が必要な現場などで用いられ、人体への影響をより安全側に余裕を もった数値が表示されるよう調整されております。その関係でモニ タリングポストよりも測定値が高くなる傾向にあるということとなっております。

また、いわゆるホットスポットもございますので、測定場所によっては数十メートル単位でかなりの差違が出る場合もございます。

定期的に100メートルメッシュ等の測定を行うのか、町で独自に 再検証をすべきではないかというご質問でございますが、100メートルメッシュごとの詳細モニタリングについては、環境省が除染実施計画を策定するため行ったものでございまして、内閣府、文部科学省の既存のデータを活用して、さらにモニタリングカーによる走行モニタリング、上空からの無人へリモニタリング、測定員によるモニタリングを併用して取りまとめられたものです。環境省に確認したところ、今後同様の調査実施の予定はないということですが、現在、除染実施地区の事前調査として放射線モニタリングを実施しているところであり、除染実施後についても継続的に事後モニタリングをして、全体的な公表を予定しているとのことでございます。

また、町でも100メートルメッシュ等の詳細モニタリングまでは 現在のところ実施を予定しておりませんが、原子力規制庁のほうに 今モニタリングポストの増設を要請しているところであり、定点に はなりますが、町全体の線量の把握に努めて、町民に分かりやすく 情報を提供していきたいと考えております。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- **○5番(平本佳司君)** 非常にわかるのですが、町独自ではモニタリン グポストも含めてわかるのですが、町独自でその検証という形はや っていないのでしょうか。
- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** 町のほうではモニタリングポストによる測定のほかには、町の測定員で測定をして現在実施しているところであります。

したがいまして、今後モニタリングポスト等、町が独自に測定する測定ポイントをある程度併用して、できるだけ全体を把握して公表していきたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 5番。
- ○5番(平本佳司君) 今後ともしっかりと検証をしていただいて、常時町民に報告するような形でとっていただければと思います。皆さん非常に心配な部分がありまして、よろしくお願いいたします。

次に入らせていただきます。③の除染業者への地元住民活用についてということでございます。今後、本格的な除染に入るわけでございますが、現在、横浜エンジニアリング株式会社を中心に調査等を行っていると聞いております。今後、地元業者の取り組み等お伺いします。

また、これから自分達の土地は自分達で除染したいという方々も多数いると聞いております。地元ごとに希望者を募り除染作業員として働きたいという方々を採用する予定等はありますかということをお尋ねします。いや採用すべきかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

- ○議長(小黒敬三君) ふるとさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ただいまのご質問にお答え申し上 げます。

不適切な除染の防止や事故防止、住民の対応、安心の観点からも地元業者を中心とし、土地勘のある地元作業員が参加できるよう環境省へは要望しているところでございます。環境省では、除染業者の決定に際しては地元雇用に配慮するということから、請負業者の作業員として雇用することの回答をいただいているところでございます。

ただ、住民の安全対策として、放射線管理を最大限考慮しなければならないと思っているところでございます。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- **○5番(平本佳司君)** 理解はしましたが、皆さん働きたいという方もいますので、今後とも是非実施に向けて努力していただければと思います。よろしくお願いします。

次に、④番に入らせていただきます。これもまた行政区ごとに神 社及び墓地の除染計画ということでお尋ねします。各行政区ごとに 神社、寺院、墓地等がありまして、今のところ居住している宅地、 建物等の除染を先行してやっていると聞いておりますが、墓地等の 除染はいつ頃から実施する予定ですかということでお尋ねします。

そしてまた、住民から自分達の墓地を直したいんだけれども、除 染が進まないとどうしても業者が来てくれないという声も聞こえて います。また、各行政区ごとに小さな神社等もございまして、地域 住民としては守り神として保存したいということの意見も多数あり ます。その辺も含めて、そしてまた帰還困難区域のところも含めて 計画等ございましたらお聞かせ願います。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるとさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** それではご質問にお答え申し上げ

ます。

現在、墓地の環境整備としまして、東京電力福島復興本社へ墓地 周辺の除草作業についてご依頼をしております。墓地の環境整備を 行っているということでございます。

また、除染計画につきましては、帰還困難区域以外の神社や墓地につきまして、本格除染の際に地権者または管理者と相談の上、除染を実施するものと聞いております。

なお、帰還困難区域の本格除染については、平成26年度以降実施 するという計画になっております。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- **○5番(平本佳司君)** 早急にやっていただければと思いますので、ご 理解はしましたが、早期にやっていただければと思います。

帰還困難区域に対しては、平成26年度以降ということでご理解を しました。

続いて、⑤に入らせていただきます。仮置き場の進捗状況をお尋ねします。

現在、除染に向けて仮置き場の説明会を行っておりますが、どのような方法で説明会を開き、どのような方法で地権者及び地域住民に対して説明しているか。また、今後説明していくかということでお尋ねします。

また、現時点で仮置き場の決定しているところ、どのくらいの期間で仮置き場を確保でき、決定していないところはどのぐらいの期間で仮置き場を確保し、除染等がいつ頃からできるかを含めて進捗状況を説明求めます。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるとさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ご質問にお答え申し上げます。

仮置き場に関しましては、国道 6 号から J R 常磐線の間に含まれました。17行政区を中心に進めております。その中で仮置き場が確保された行政区はございませんが、関係行政区長、地権者さらには住民の皆様に相談しながら、国と連携をして仮置き場の確保に向けて現在取り組んでいるところでございます。

なお、当該区域の行政区の仮置き場の確保、除染作業への同意取得が完了次第、除染の作業を開始するとしてございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 5番。
- ○5番(平本佳司君) まだ仮置き場が1カ所も決定していないということでございますので、それでは除染が全然進まないということで思っております。ぜひ今後とも、地域住民が納得できるような説明会を開いて、早急に仮置き場をつくって除染に向かっていただけれ

ばと思います。よろしくお願いします。

次に、一時立ち入り (帰宅) について。帰宅についてということで、4項目ほどお尋ね申し上げます。

①として、入町の条件を防犯上からも整えることが必要ではない かということで、質問します。

現在、町は一時立ち入りについて許可書を発行して入町させているわけでございますが、入町の有無を再確認します。

帰還困難区域の通過については理解しますが、南相馬市北側から 国道 6 号線からの入町については一応ゲートはありますが、町外の 方々も自由に入れる状況はいかがなものかと思います。防犯上から も条件をもう一度整えることは考えていませんかということです。

例えば、町民同乗の車、どうしても町内に用事がある方等、条件付きで入場させなければならないとは思いますが、その辺を含めて町の考えをお尋ねします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** 一時立ち入り (帰宅) について。

①の入町の条件を防犯上からも整えることが必要ではないか、に ついてご質問にお答え申し上げます。

浪江町は、平成25年4月1日午前0時をもって避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直しがされ、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、見直しに伴い住民の浪江町内の立ち入りが緩和されることになりました。しかしながら、帰還困難区域は年間積算放射線量が50ミリシーベルトを超えることから、国管理でありますコールセンターに連絡及び登録することにより、月1回の立ち入りが可能となったところでございます。

浪江町の立ち入りルートに関しましては、国道 6 号、国道114号及び国道288号が現在入町ルートとなっており、議員が懸念されている南相馬市側から国道 6 号を通過し入町する場合については、町側の入町方針では、原則浪江町通行証、浪江町臨時通行証及び公益立ち入り通行許可書を携帯している住民等に対し立ち入りを許可している現状でございます。

しかし、避難指示区域見直しにより、南相馬市側から国道 6 号線を通過しての入町につきましては、入町を拒む権限が町にないことから、今後につきましても福島県警、浪江消防署等と連携を図り、不審者及び不審車両が入町している場合につきましては、必要に応じて職務質問等を実施し、防犯及び犯罪等の抑止強化の対策を継続して実施していきたいと考えております。よろしくお願いします。

〇議長(小黒敬三君) 5番。

○5番(平本佳司君) これは、町独自の考えのもとで変更できないということでございますので、なんのためのゲートかということで考えますと、非常に厳しいものがある。いわゆる観光気分で入町している方々も結構見受けられる状況でございます。防犯上からも少し検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に②として、帰還困難区域の一時立ち入りについてお尋ねします。帰還困難区域の方々は、現在月1回の立ち入りとなっておりますが、少なくても月2回程度の立ち入りを認めることはできないかお尋ねします。毎日のように、自分の目の前の道路を通行され、自分達は月1回では、悲しみ募るばかりだという方々が非常に多いわけでございます。町で変更できるならば変更していただいて、また国で決めているところであれば、国に働きかけていただきたいと思います。答弁お願いします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** ②、帰還困難区域の一時立ち入りについてご答弁申し上げます。

帰還困難区域の一時立ち入りを月1回とした理由については、帰還困難区域は高線量地域であることから、立ち入った際の被ばく管理及び放射性物質の汚染拡散防止の観点から、その境界において一定の物理的防護措置を講じ、住民の立ち入りついても一定の制限をしているところでございます。

他方、住民説明会等で区域見直し後の一時立ち入りに関する柔軟な対応について要望も出ていたことから、警戒区域の一時立ち入りに比べ、マイカー立ち入りについては、3カ月に1回程度の立ち入りを月1回の立ち入りとし、町指定日を撤廃、通年オープンで立ち入りを可能とし、バス立ち入りの頻度も向上させているところでございます。

なお、町民の皆様に配布しております。ガラスバッジの3カ月ごとの積算線量及び郡内区域再編完了による各町村の動向等を踏まえまして、概ね1年を目途に立ち入りの見直しを実施していきたいと考えております。よろしくお願いします。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- ○5番(平本佳司君) 十二分にわかります。わかりますが、いわゆる 20キロ圏外の津島地区の方々におかれましては、4月1日再編前は 自由に出入りできたということも含めて、非常に怒りというか、震 災後2年間、自由に出入りさせておいて、今更月に1回はないだろ うという話もございます。ぜひともこれは国等も含めて、健康の害 もあるかもしれませんが、住民の声を聞きながらひとつ月2回ぐら

い何とかできるように努力していただければと思います。よろしく お願いします。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 平本議員おただしのとおり、やはり自由に出入りできることが一番望ましいのですが、高線量のために健康管理の問題が非常に重要であると思っています。

ただ、私はいつもお話しているのですが、一昨年の4月22日です。いわゆる20キロから30キロ、計画的避難区域と指定したわけです。そこと警戒区域10キロから20キロのところです。残念ながら10キロ圏内のところは比較的線量が低かったんです。これは後の祭りですが。政府が指示したのが、警戒区域と計画的避難区域と指示してしまった。それを2年間ぶん投げてきた。それで今度の区域の見直しをしたときに、放射線量によって帰還困難区域という入れない状況になってしまった。ここは明らかに政府の間違いなのです。したがって、健康管理が一番大切ですから、そういう問題を抜きにして今までやってきたわけなんです。同心円、20キロ、30キロの同心円でやっていたために、放射線量のことを考慮しなかったということがひとつの明らかな間違いだと思っております。

本当に議員おただしのとおり、いままで自由に入れるような状況のところを、今度は放射線量によって抑えてしまったと。これは明らかに私は、今まで国の避難指示のあり方は間違っていたと認識をしています。

ただ、今、議員おただしのとおり、できるだけ帰還困難区域の方々についても入れるような形でやっていくように要請はしてまいりたいと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- **〇5番(平本佳司君)** よろしくお願いします。

③に入らせていただきます。入町時間の制限についてお尋ねします。現在、6月1日現在でございますが、午前9時から午後4時までとなっておりますが、今後、夏場になるにつれ日中の暑さで作業困難の可能性もございます。朝7時から入町できないかという声も大分出ています。ひとつ早めに入町させていただければと思いますので、その辺も含めて検問所のほうは、これは朝7時から夜8時まで警備員がいるはずでございますので可能かと思います。町の考えを求めます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** 入町制限時間についてご質問にお答え いたします。

入町時間の制限につきましては、避難指示区域見直しの施行に伴い、双葉郡内では原則午前9時から午後4時で統一しているところでありまして、宿泊につきましても現在はできない状況にございます。

入町につきましては、国及び町管理でバリケードが設置され、常時警備員が配置されており、国管理のバリケード管理については、午前7時から午後7時まで通行が可能となっております。このことから、国道等の通過及び立ち入りに関しましては、浪江町通行証等の提示では、今のところ国側では午前9時から午後4時まで、一般の方でございますが、運用通過を図っているところございます。

また、国、県及び町のインフラ復旧等に従事する作業員につきましては、公益立ち入り通行証を携帯している場合に限り、午前7時から午後7時まで運用が図られている現状でございます。

今後でございますが、再度同じような形になりますが、原子力発 電所事故の収束、安全が担保できないなど、不安な状況が続いてい るなか、住民の安全確保の観点からも現行を維持していきたいと考 えております。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- ○5番(平本佳司君) 理解はします。理解はしますが、ぜひともオフサイトセンター等にもう少し働きかけて、少しでも町民が作業しやすいように、家の後片付けとかございますので、作業しやすいような環境づくりをするように求めたいと思います。よろしくお願いします。

次に入ります。④番の警備員、防犯パトロール等も含むということで、町民でできないかという質問をさせていただきます。今、現在は、検問所の警備員、防犯パトロール等も外注をしているということで、希望する町民でできないかという質問でございます。また、町内防犯パトロール等の人員も含めて、町外の方々でなく、町民、要は地区民です。できないかということをお尋ねします。

特に、防犯パトロールについては、地元地理に詳しいほうがよいのかと思っております。一時立ち入りの際も、知り合いのほうが防犯上安全ではないかと思いますが、町の考えを求めます。

- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** それでは、警備員等を町民でできないかというご質問にお答えします。

当町では、区域再編に際しまして、町民の健康管理上、追加被ばくをできるだけ抑制するという観点で、防犯パトロールを警備会社に委託した経過がございます。現在は町内の防犯体制を強化するた

め、検問、バリケード等による立ち入り規制のほか、警察署、消防 署及び町職員による巡回パトロールを実施している状況です。

町内の警備を町民でできないかということですが、今後の放射線量の低減状況や現実的に避難先の居住動向と申しますか、浪江町での役場での勤務自体もなかなか通勤距離等の問題で、ハローワークを通しても集まらないような状況にございます。そういうのも勘案しながら検討していきたいと考えております。

なお、今後でございますが、更なる防犯体制の強化のため、現在、 浪江町消防団の協力を得てなんとかできないかということで検討し ておりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- **○5番(平本佳司君)** 理解しましたので、お願いします。

次に、3の復興公営住宅について何点かお尋ねします。

県に復興公営住宅を要望しているが、希望戸数は可能かということについて。町は、県のほうへ3,100戸の復興公営住宅を要望していますが、それは可能なのかということです。希望者全員が入居できなかったときの対策は考えているのかお尋ねします。

また、2LDK、3LDKの話がありますが、集合住宅だけでなく一戸建ても考えているかお尋ねします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 答弁者、復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) それではお答えいたします。

復興公営住宅の整備につきましては、平成25年4月の住民意向調査を基に算出をし、いわき市に1,350戸、南相馬市に1,300戸、二本松市に450戸の合計3,100戸を要望しているところでございます。

一方、復興庁で公表した意向調査の数字によりますと、町外コミュニティを希望する方の中で、さらに復興公営住宅を希望する方ということで限定をしております。そういうことで、全体で3,000戸程度となっておりまして、さらには決めかねている方を除外していることもあって数字が乖離しております。

また、県においても14日に公式発表となっておりますが、昨日、 今日の新聞等で、第一次の復興公営住宅の整備計画が出されること になっております。ご覧の数字からいきましても全体で3,700戸と いう数字が出ております。

県のほうに質したところ、県ではあくまでも一次の整備計画であるということを強調しております。そのようなこともありまして、こちらとしては希望戸数の建設に向けて、今後とも要望していきたいと考えております。

また、集合住宅だけではなく戸建ても考えているかということで

ございますが、意向調査によりますと、公営住宅を希望している方のうち、戸建て要望というのが64%ほどございます。ではありますが、受け入れ自治体に復興住宅の建設をお願いする立場になってしまっているものですから、仮設住宅の耐久性、狭隘な環境の改善等あるいは借り上げにおけるコミュニティ不足という問題の解決、要は住環境の改善を求めるということからいきますと、まずは建設用地の確保の点では、集合住宅としての戸数の確保を優先せざるを得ないのかと考えております。

ただし、町内における公営住宅については、当然戸建ての検討も していくということで考えております。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- ○5番(平本佳司君) 昨日、一昨日等の新聞等の発表を見ますと、第一次災害公営住宅という形で整備計画案として明日あたり多分発表されると思いますが、取りわけいわき市のほう、今現在浪江町は3カ所に、いわき市、南相馬市、二本松市という形で仮の町という形でつくる予定、そちらのほうということでございますので、いわき市のほうで1,800戸、そして南相馬市のほうで410戸、二本松市を含む5町村で約830戸となっておりますが、明日の発表の中では。浪江町に配分される戸数等がわかれば教えていただきたいと思います。
- **〇議長(小黒敬三君)** 答弁者、復興推進課長。
- **〇復興推進課長(宮口勝美君)** 正式な発表が明日ということもありますし、浪江町に対する戸別の数字ということは今のところまだ示されておりません。
- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- ○5番(平本佳司君) ぜひとも、なるべく希望世帯数全員入れるような形でとっていただければと思います。そしてまた、町内における公営住宅は一戸建てもするということでございますが、なかなか厳しいかもしれませんが、やはり町民ほとんどの方々が一戸建てを希望しているわけでございますが、ほとんどといっても64%程度希望していると聞いておりますので、土地の確保を努力するつもりはないかということでお尋ねします。
- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) これにつきましては、町内の分ということでよろしいですか。これからまちづくり計画を策定していく中で検討事項になってくるかと思いますが、帰還困難区域の方々もおられますし、とりあえず今先行してやっているのが、津波被災地のほうの集団移転の関係については進んでおります。こちらも、3カ

所程度の候補地に造りたいということで計画を進めておりますが、 原発被災者のための公営住宅につきましては、これから検討事項と なっていきますが、できるだけ確保できるような形には計画を組ん でいきたいと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- **○5番(平本佳司君)** 今後とも努力していただければと思います。よ ろしくお願いいたします。

続いて、関連で次の質問に入ります。復興公営住宅の家賃設定、または優先順位ということでお尋ねします。今後復興公営住宅の入居者希望が心配しているのは、家賃の発生有無。そしてまた家賃が発生したときに、どのぐらい金額で入れる。家賃設定はあるかということです。また優先順位はあるかということもお尋ねします。

津波で流失した方、帰還困難区域の方々以外の方でも入居希望者 は多数います。その方々の対応も重ねてお尋ねします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) お答えいたします。復興公営住宅につきましては、基本的に県営住宅ということもございまして、家賃の発生はいたします。今日の新聞等でも金額等も例示されておったようでありますが、ただというわけにはなかなかいかないということであります。

しかしながら、現在、災害救助法の適用の下、応急仮設住宅もそうですが、借り上げ住宅、あるいは特例借上げ住宅についても家賃は発生しておりません。また、災害救助法の適用外となった住宅においても、東京電力の賠償対象になっているということで実質家賃の支払いがないという現状もございますので、県に対しては家賃の取り扱いについて、これらとの均衡をとるという観点からも検討をお願いしているところであります。

その際も入居者の負担にならない方法で、例えば減額される、あるいは減免されるという状況になったときでも、負担にならないような方法も検討してほしいということで現在お願いしている。要望しているところでございます。

また、入居にかかる優先順位の問題でもありますが、これは本当に、正直課題がいっぱいあると感じています。現在、職員による政策調整会議の幹事会においても議論をしているところでありますが、入居にあたって懸念される課題については、前もって協議をして解決していくという考え方で今協議をしております。今後、受け入れ自治体あるいは県、国と行う個別部会の中でこういった問題については解決を図っていくことになるかと思いますが、優先順位の

決定については、なかなか難しい課題があるということは認識して おります。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- ○5番(平本佳司君) 理解はします。本当に大変だと思いますが、も う一度アンケートを採るということを聞いております。入居希望者 は、全世帯入居できるように全力に取り組んでいただければと思い ます。よろしくお願いします。

最後の質問に入らせていただきます。行政区長の役割についてということでございます。町からの諸連絡等が行政区長を通して地区 民に伝達されているかということをお尋ねします。

町は、49地区の行政区ごとに区長を置いておりますが、今後どのような位置付けをしていくのかお尋ね申し上げます。

町民が県内外に避難し、地区総会も参加しにくいこともあります。なかなか町行政等の動きが見えにくいところもございます。また、区長によっては地区民の声を一人ひとり聞いてまわっている区長、逆に年一度の総会程度で終わらせている区長もいると聞いています。これからは、仮置き場の件、そしてまた町復興の件、除染の件等々課題が山積しておりますので、町、行政区長、そしてまた住民それぞれが連絡を密に取り合って課題等を共有していくべきだと思います。区長の役割を明確にしていただき、地区民が今後とも浪江町行政区を残してほしいと言われるような区長の位置付けをすべきだと思いますが、町の考えを求めます。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) ご質問にお答え申し上げます。

今回の災害では、行政区長さんの役割は大変重要となっておりまして、2年間を任期といたしまして町で委嘱しているところであります。今回の区域の見直しとか除染などでは、区長さん全員に集まっていただいての協議を行ったほか、事案に応じまして区長会の理事会、さらには関係する区長さん方に集まっていただき協議を行っておりまして、各区長におかれましては、それを地元に持ち帰り地区の役員会とか、地区集会で協議などをしております。

しかしながら、今なお、県内外に広く町民が避難している状況でありまして、頻繁に集まれる状況ではないことや町からの情報も以前に比べて伝わりにくい状況でありますので、町といたしましては行政区が自発的に地域コミュニティ維持のために活動する事業に対しまして、昨年度から行政区活動補助金の交付額を拡充するなどして、行政区活動の支援を強化してきたところであります。

各行政区長さんにおかれましては、地区民が広範囲に避難され、

役員会や地区集会など大変な状況となっておりますが、今後とも地 区住民の絆の維持、町と地区住民との連絡調整、さらには地域のこ れからの復興など、町復興推進のため尽力いただきいと思っている ところであります。

- 〇議長(小黒敬三君) 5番。
- ○5番(平本佳司君) 本当に区長の役割というのは大切だと思います。 今後も行政区長を中心にして、地域住民が一丸となって今後やっていければと思います。本当に連絡だけでも、少なくても町から行政 区長、そしてまた行政区長から地区住民一人ひとりに知れ渡るようなネットワークをつくっていただいて、区長で止まったり、途中で止まったりしないように一般住民がすべて今の現状を理解するような形でやっていただけるようなシステムづくりをしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、私のすべての質問を終了させていただきます。今後とも 町民一人ひとりのため、町も我々議員も一丸となって様々な課題に 取り組んでいくことを希望し、終わります。ありがとうございまし た。

- **〇議長(小黒敬三君)** 以上で、5番、平本佳司君の一般質問を終わります。
- **○議長(小黒敬三君)** ここで10時45分まで休憩いたします。

(午前10時34分)

〇議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午前10時45分)

◇渡 邉 泰 彦 君

○議長(小黒敬三君) 1番、渡邉泰彦君の質問を許可します。 1番。

「1番 渡邉泰彦君登壇〕

〇1番(渡邉泰彦君) おはようございます。議席番号1番、渡邉泰彦です。

本日は、浪江町の着実な復興についての質問をさせていただきます。

まず、1つ目の事項は、浪江町民の真の復興、即ち町民の人間復興といったことについて質問させていただきます。

東日本大震災及び原発事故から2年が経過しまして、浪江町民の中には大変な苦労をしたり、大変な努力をして、何とか震災前の日

常の生活を取り戻している、取り戻しつつある人がおります。未来 のために頑張って前に進む方、または震災後そのまま立ち止まった 方、福島を去って行く方、そして福島に残る方、様々な方向性が今 出ております。要するに浪江町民が今分断されようとしているとい ってもいいと思います。

これらの町民同士のあつれきについての質問なのですが、震災のときに苦しい時期にお互いに支え合って、助け合って一丸となって復興を目指してきたわけですが、ちょっと今お互いのすれ違いとか、考え方の違い、そういったことでトラブル等がかなり増えているわけです。仮設で生活している住民同士のトラブル。または借上げ住宅で生活している方と仮設住宅で生活している方とのトラブル。また一方では、浪江町民を受け入れる市町村、避難先で働かない、働くことができない町民と、毎日生活に忙しい受け入れ自治体の住民とのトラブル、あつれき。東電から賠償金を貰っている浪江町民と、貰っていない受け入れ市町村の住民との誤解とか、感情的な行き違いなどが様々なケースであつれきが生じております。

今回、避難民を受け入れている自治体に、国が1人、4万2,000 円を支払うということが決まったようでありますが、ここで質問な のですが、これは浪江町民と浪江町民を受け入れていただいている 自治体と住民とのあつれきが生じる原因はどの辺にあるかと思って おりますか。それと、これらのあつれきを解決するために、どんな 方法が必要だと思っていますか、お答えください。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- **○復興推進課長(宮口勝美君)** それでは質問にお答えいたします。

避難先の住民の方と避難している住民とのあつれきの件ということでございますが、そういった中身につきましては、懇談会、あるいは電話などでも直接お伺いしておりますし、テレビ、新聞等での報道も聞いております。

多くが、事実と異なる話が肥大化しているということもあろうか と思います。ですので、しっかりとした事実の周知、報道を進めて 誤解を解くという取り組みが必要ではないかと思っています。

また、一般生活におけるマナーというべきごみの出し方であるとか、交通マナーの向上等、地域のルールに馴染むということも避難者側としても必要ではないかと感じておりまして、今後広報等による啓発等を検討していかなくてはならないという考えをしているところです。

- 〇議長(小黒敬三君) 1番。
- ○1番(渡邉泰彦君) これらの問題は、お互いの今言ったように、す

れ違いだけではなく考え違いとか、そういったものが根本的にあるわけです。やはりそういったことは、例えば浪江町民の方に町サイドとして、こういったことが起きているんだということをやはり広報する必要があるのではないかと思います。ですから、各地区で起こっているわけでして、いわき市だけではなくて、南相馬市、相馬市でも同じ現象が起こっておりますので、そういったことをきっちり広報紙でお知らせをして、受け入れをしていただいている地域住民の方にも同じような広報をしながら、お互いに共存共栄をしていくべきだと思っております。どうかその辺を力を入れてやっていただきたいと思います。

そういったいろんな意味で、今避難している浪江町民は仮設住宅の生活の中で不公平感があったり、不満があったり、すごくストレスが溜まりつつあると。借上げ住宅の方はどうなのかと申しますと、借上げ住宅の方も環境的というよりも心の寂しさとか、不安からストレスを感じております。

浪江町民の避難先の生活環境の改善というのは、ものすごく急務な課題となっているわけでして、このような状況の中で、浪江町民が本当に希望と期待を寄せているのが、災害公営住宅の早期着工ということになろうかと思います。先ほど平本議員のほうからもいろいろ質問しておりましたが、現在3,100戸要望していると。2、3日の新聞を見ますと、県の方針とか、いろんな情報が錯綜している状況なのです。二本松市議会の記事も見たのですが、今そういったことを検討しているということで出ております。

そこで土地の面とか、同じような質問になって申し訳ないのですが、土地の面とかいろんな問題があるかと思いますが、今回、災害公営住宅をつくる意味をもう一回戻ってもらいたいと思います。いわゆる仮設住宅の中で、本当にプライバシーがない。狭い。今までどういったものが条件的にいいのかと申しますと、やはり完全にプライバシーが守られて、なおかつ広くて自由な自宅。また隣組を中心に、隣人とか知人、親戚との絆が深かったと。そういう住宅が一番の希望だと思うのです。それにやはり両方に合致したもので質問なのですが、私の調べた情報によりますと、相馬市のモデルで約50平方メートル程度なのですが、それと南相馬市で今、大町のほうで計画されております集合住宅タイプ、こういった浪江町民の生活環境を改善するためには、もう一度考える必要があるかと思っておりますので、ここであえて質問させていただきますが、入居を予定している町民の細かいアンケートというのは、

とっているのでしょうか。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) お答えいたします。

先程来から出ております意向調査が細かい調査の一つになるかと。このための調査でありますので、それになるかと思います。

先ほど配布させていただきましたが、特に居住形態その辺についてお知らせしたいと思いますが、今避難している中で転居を希望しているという方の中、回答数からいくと4,919人ですが、その中で、希望する居住形態としては自己所有。いわゆる持ち家を希望しているという方が43%でもっとも多い。公営住宅等も含めて、公営住宅が28.8%、民間賃貸が20.1%の順となっています。年代別に見ますと、公営住宅を希望する方は高齢者が多いです。それから民間の賃貸については若年層がありました。70代以上、それから10代、20代という方については、自己所有の要望が。民間賃貸については若年層ほど要望が強いのですが、それぞれ70代以上、10代、20代で自己所有への要望を上回っていると。自己所有については30代、50代この辺が強く要望しているという現状がございます。

それから、住居の形態別で見てみますと、現在仮設住宅に入居している世帯の過半数の方が、避難期間中は公営住宅へ行きたい、54%となっています。それ以外の居住形態、居住世帯については自己所有、持ち家に行きたいという要望がもっとも多くなっています。特に、無償の借り上げ、公営公務員宿舎入居世帯等については48%、あるいは有償の民間賃貸公営住宅でも48.2%という要望があります。

希望する住宅の建て方としては、一戸建ていう回答がほぼ7割以上を占めているという中身になっています。こういった住宅の形態については、持ち家、一戸建てという要望が非常に強いという傾向が出ております。

なお、詳細については、先ほど配付した報告書を見ていただける と、形態についてはわかるかと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) 仮設住宅の今現状を見ますと、いろんな不備とか瑕疵が出ているわけです。ただ、それに関してはあの厳しい時期にすぐにやらなくてはいけないという条件がありまして、それは致し方ないことだと思うのです。ところが今回の災害公営住宅に関しては、やはり2年経っていると。そして2年間でかなりのストレスを感じている方が入居するわけなので、やはり今回また失敗したと。例えば建てたのはいいのですが、入居する人がいなかったというこ

とになると大変なことになるかと思います。この辺はもうちょっと 慎重に、例えば自分で土地を見つけて家を建てるという方は、それ は構わないと思うのです、自分で自立できる方は。そういう方じゃ ない方がまだまだ沢山いるわけなので、その辺はやはり個別に話を 聞きながら、間違いのないような方法で進めていただきたいと思い ます。

さて、いろんな復興に向けて浪江町頑張っているところなのですが、今、浪江町の除染作業、生活インフラの整備等です。いろんな計画があって今目白押しになってきているところなのですが、そろそろ浪江町の地域の復興と並行して、浪江町民の人間復興に力を入れる時期になってきたと、私は感じております。

商工業の復活、農林水産業の復活、サラリーマンの復活と分けて考えるべきだと思うのですが、県、国などの支援、または商工会、農協、漁協などの組織と連携して、町が先頭に立って生業の復興ですか、震災前の姿に戻すのが今の大きな役目になってきていると思いますし、やはり働くということが大分薄れてきているんです。そういった意味で、その辺、町としてはこれまでどのような対策をとってきたのか。その成果があれば教えてください。

- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- **〇復興推進課長(宮口勝美君)** それではお答えいたします。

町としての復興の基本方針の一つに、町の復旧復興の第一は、町民の暮らしの再建ということを掲げております。復興計画に基づいて町民の生活再建のため、これまで住環境の確保、損害賠償対策の充実、絆の維持、働く場の確保などの施策を行ってきておりますが、議員がおっしゃるような人間の復興という概念ではどういったものがあるのかと。正直に言って具体的な施策というは上げにくい状況にはございます。おそらく生きがいとか、やりがいとか、そういったところの環境をどう図っていくんだという部分のご指摘かとは思いますが、今の避難形態あるいは町民の方々の生活再建の考え方、本当に様々でありまして、まだまだ町の施策としても皆さんの生活再建に満足のいく状態ではないということは認識しております。

今後もそういった観点から復興計画に基づいて、町民の暮らしの 再建のための施策を実施していきたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) 働く習慣がなくなる。働く意識が薄れる。要は 賠償金で生計を立てているという状態が長く続くと、人間としての 本来の姿に戻るのが大変難しくなってきます。長くなればなるほど、 やはりそういう意識というのは出てこなくなるので、具体的なアク

ションを町で起こすべきだと思っております。

現実的なことでして、浪江町の地域の除染とか全部終わったとし ても、帰還する浪江町民が復興していないのでは本当の意味の浪江 町の復興にはならないんです。20代から60代の中で働きざかりと言 われている中で、まったく仕事をしていない人もかなりいます。町 民の労働意識を高めるということが非常に大切になっているのでは ないかと思っておりまして、県内外に避難している中で、特にサラ リーマンの方は、避難先で新しい仕事を見つけて収入を得てそこに 生活の基盤をつくっているという町民もいます。また、お父さんだ けが福島に残って前の仕事をしながら、家族は県外に避難させなが ら、そこで残った家族が新しいところで生活基盤をつくって通常の 生活をしているという具体的な例が沢山あるわけでして、サラリー マンというのは、わりかし復興しやすいというか前の生活を取り戻 しやすいと思うのですが、問題は商工業、農林水産業なんですが、 特に、商工業の中で建設業、製造業、飲食業、理容・美容業等、新 しいところで事業を再建して頑張っている、軌道に乗るまでもなく 軌道に乗せる方、乗せられない方がいるのですが、何とか再建して いる方がいるんです。

ここでご質問なのですが、浪江町で営業していた商工業者が、現時点でどのぐらい復活しているのか。どのぐらいの割合で復活しているのか。また、サラリーマンの方、勤め人の方で仕事を再開する方はどのぐらいの方がいるのかつかんでいますか。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** それでは、浪江町で営業していた商工業者の再開事業者数と割合はの質問に対するお答えを申し上げます。

現在、商工会加入事業者での把握では、平成25年5月31日現在、622事業者中、206事業者が再開しており、再開率は33%となっております。

続いて、仕事を再開しているサラリーマンの数という質問でございますが、町民の就労状況は、町が行った復興に関するアンケートや復興庁や福島県と連携して行った浪江町住民意向調査がございますが、いずれも無記名の調査であるため、実数の把握に至っていない状況でございます。

- **○議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- **〇1番(渡邉泰彦君)** 商工会のデータも600の200という30%、約3分の1なんですが、これは私が調査しますと、実際に動いていると、本当に会社が動き出しているというのは半分なのです。あと準備段

階なのです。一応会社はまた戻しましたが内容ができてない。仕事ができていないというのが半分ぐらいなのです。これはどういう原因かというと、やはり新しいところで顧客が見つからないとか、仕事がとれないというのが多いのです。

それから、もう一つは建設業なんかみられるのですが、除染の仕事にかなり入っているんです。本来の建設業じゃないところで業種を変えて復興しているというのがかなり半分、そういったところがほとんどでありまして、元の生業というんですか、元の業種に戻るのが大変難しいんです。その中でも商工業に関しては3分の1の方が準備に入ったり再開をしているというのは、かなりみんな努力するのかなと思っています。

次に、第一次産業についてなのですが、これがまさに非常に難しい今現状でして、農業、林業、水産業と分ける考え方にすると、林業というのは壊滅なのです。福島県内の林業、製材業と私も仕事がらそういう取引きがあるのですが、まったく林業が商売になっていないんです。営林署の山をつくってチップに出すとか、製材する山をつくるとか、これはまったく売れないんです。やはり完全なる風評被害なんです。

それと水産業はご存じのとおり、東京電力の汚染の問題がまだ解決していなくて、新地からいわき市の小名浜までずっと並べても、どこも厳しい状況なのです。やはり林業、水産業というのは県内の復活は今のところ難しい現状だと思っています。

もう一つ、農業なのですが、浪江の産業としては農業はかなり重要な産業だったわけでありますが、いざ浪江町に帰れるとしても、今の現状、今の状況では、帰って農業やりましょうかというのが難しいと思います。

ここで質問させていただきますが、震災前に浪江で専業、兼業を 含めて農業に従事した方で、現在何人の方が農業で復活しているの か。また、農業を復活するための助成金とか補助金、営業の支援は どういったものがあって、それをどのように使った成果が出たかと いうのを教えてください。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

個人での家庭菜園規模を含めまして、避難先で農業を再開している方もいるとは聞き及んでおりますが、実数の把握には至っておりません。町で把握しておりますのは、補助事業を利用しての再開でして、これまで個人での再開が11件、NPO法人が1件であり、水

稲、畑作、果樹、園芸、畜産といった分野になります。

利活用した補助事業につきましては、主に4つございまして、1つは、避難農業者一時就農等支援事業で営農の資器材調達やリース料を支援するもので、これにつきましては12件の利用がございました。

2つ目は、農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業で、 仮設住宅入居者などが協働で行う農園活動の企画運営費を支援する もので、これにつきましては2件の利用がございました。

3つ目は、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業で、これは被 災者が避難先の耕作放棄地で再開した際に定額助成をするもので、 これにつきましても2件の利用がございました。

4つ目といたしましては、園芸産地等復興支援事業で、これは県の振興する品目を生産する際の施設等整備への支援をするもので、これは1件の利用がございました。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- **〇1番(渡邉泰彦君)** 今、お答えいただいたとおり、支援事業、私も 4点ほど把握しているのですが、これは浪江町民が農業を復活する にあたっては、まさに不親切で使い勝手が悪いんです。

例えば、1つの例を見ますと、100万円の助成、150万円の助成、これは肥料代にやるとか、要するに農地があってそこでやるのに、被災しているので少しお金を入れてくださいということで、100万円、150万円と小さなお金なのです。実際、浪江町の人が他の土地を使ってやろうと思ったとき、まったく利用できないわけです。

そんな中で、例えば浪江町で農業を営んでいた方が事業再開を考えて、福島県内の新転地で農業を再開するとしても、福島県内全域で風評被害がものすごいんです。例えば、米、野菜、花といったものが安全だ、安全だと言われている中でやっぱり売れない。売れても値段がたたかれて、安く販売するという現象が県内各地で起きいるわけでして、赤字経営のところもあるわけです。そんな中で、浪江の人が福島の中でもう一回農業をやろうと考えても、そうい現状にある中では、なかなか再開できないということだと思います。浪江で農業をしていた方に何人か話を聞くのですが、「今、何をやっているんですか」と聞きますと、サラリーマンになっているかです。どこかに勤めてそこで収入を得て生活をしていると。その中でどんなふうに思うかということも質問しますと、やはり自分でもはなかなか嫌だということで、何回か職を変わったりなんかもしているのですが、そういった中で何とか浪江でやっていた生活のパターン

に戻りたいという意見が多いです。

町のほうに質問なのですが、現況かなりハードルが高いと思うのですが、浪江町の農業を守っていく、維持していくためには、何が今一番必要だと思いますか。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** それではお答えいたします。

農地の除染や水利施設の復旧といった生産基盤の回復や担い手の確保はもちろんのこと、風評被害対策も重要であると考えております。さらには生産基盤の復旧と並行し、現在の荒廃した農地を保全していく必要があると考えております。

今申し上げました諸課題を、営農再開を希望する農業者の方々の 意向を確認しながら、今年度より検討してまいりたいと考えており ます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) 浪江町の土地の除染ということで今お答えいただいたわけでございますが、例えばこれからインフラ整備をして3年かかりましたと。そのあと農地を使えるまでは、またさらに年数がかかるかと思います。その間というのはかなり長期の期間に及ぶわけでして、これが5年、6年、7年とこれから進めていったときに、じゃそれまで維持して浪江町に帰って農業しようかというのは、なかなか厳しいし、すぐには出来ないのだろうと思います。

そこで、浪江町が農業が再開出来るまでの間、資料でもお渡ししたところだったのですが、高知市のほうからステップ1からステップ6まで考えたものすごい親切な農業支援策が来ておりまして、ステップ1では3泊4日で高知を知ってください。ステップ2で7泊8日ぐらいで高知の農業を知ってくださいと。そのあとで短期、中期、長期、短期は1カ月、中期は6カ月、長期は1年ということで、高知の農業を実際に働いていただいて、そして農業のやり方を高知と浪江は農業のやり方は違うと思うので、そういうことを全部教え込んでいただいて、一緒に働いていただいて、それで高知のほうで農業をやりたいということがあれば、今度は3年間、収入が400万円になるまで、JAとかいろんなところの補助金を使いながら支援できるという体制が来ております。

私は、何が言いたいかと申しますと、やはり6年、7年という長い間農業に従事していない方が、7年、8年後に浪江町に帰ってもう一回農業やろうかと思っても、気力も力も知識もなくなります。そういったことで浪江町に帰れるまで農業する方は、県外で力を蓄えて、いざ浪江町が帰れると、農業ができるといったときに帰って

きて、すぐに再開することが浪江町が復興する大きなポイントになるんだと思っております。

そんなことでここでご質問なのですが、そういった今お渡しした 支援計画に基づいて、農業再開が成功するような親切な指導に対し て、町として今後県外に対して、農業の方が力を蓄える機会をつく っていただく、つくるということを率先できるかどうかをご質問い たします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- ○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君) お答えいたします。

震災以降、これまで全国各地の個人等より、農地、住宅といった 斡旋の申し出は多数きております。その都度広報にて町民の方へお 知らせをしている状況でございますが、町民の方からの問い合わせ は数少ない状況にあります。

ただいま、議員おただしのとおり、素晴らしい提言でございます ので、今後、農家の方々の動向を調査しながら検討していきたいと 思っています。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) やはり親切なものでないとなかなか農業というのは難しいところがありまして、場所によっても違うし、季節によっても違うし、作る物も違うし、親切で、ものすごく親身になっている計画以外には、なかなか町民の方というのは乗れないと思いますので、その辺をよく調査してきちっとした計画のもと、浪江町の農業の復興または維持に努めていただきたいと思います。

それで、現在、そういった意味でいろんな県外から今支援を浪江がいただいております。例えば今役場の庁舎の中にも全国から他の都道府県、岡山とか千葉、新潟からも職員の派遣をしていただいて、ものすごい業務上助かっているのかと思います。その中で一方、他の都道府県では浪江町というよりも原発事故そのものを忘れているというのですか、もう終わったことなんだととらえているのが非常に多いわけでして、本当に浪江町の今の深刻な状況を理解していただいて支援を継続していただいていると、すごく有り難いことだと思っております。

ここでこういったことはどうなのかという質問なのですが、例えばこれまで支援をしていただいている市町村、または支援を継続していただいている市町村、これから支援を考えている市町村と、きっちりした関係を深くしていくことが末永い支援に繋がるのではないかと思っております。これらの市町村と例えば友好都市協定なんかを結ぶ。そうすることによって公的なものだけではなく、民間と

民間、要するに町民、市民同士の絆もどんどん深まっていくかと思います。そんなところで、今浪江町の現状の支援を考えた場合に、そういった市町村と友好都市の協定を結ぶような考えがあるのかどうかお聞きします。

- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) それではお答えいたします。

基本的には友好都市との交流というのは、様々な交流や連携を相互理解のもとにギブ・アンド・テイクで行うものだと、それが必要ではないかという基本的な考え方をもっています。一方的に負担をかける交流というのは、決して友好な関係を築くということにはならないのではないかと考えております。

そうした観点から、今、国内の様々な自治体からお言葉がありましたように、友好都市の締結についても、浪江町に職員を派遣していただいている自治体からもそういったお話もございます。また、職員を派遣していただいておりますが、そういった見返りを一切なく、職員派遣をしていただいている自治体も多くございます。

したがいまして、今現状では、浪江町としてこの状況の中で密に 交流連携を図れる状況にないということから、友好都市の締結を提 携するということについては困難ではないかと理解をしておりま す。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) 一つこういった例を今お話しますが、先ほど四国の先ほど農業の支援を提供しています高知市の話なのですが、高知市と浪江町は、震災後2年経ったのですが、実はNPO法人を通して、子供たちをご招待していただいて、1年目が20人、2年目が30人、今年も10人行くようなことになっているようなのですが、子供たちの心身のストレスの解消とか、笑顔をつくっていただくという、民間同士の人的支援が続いているわけです。

さらには、高知市の場合は、30年以内に70%から80%の確率で南海トラフの巨大大地震がくるという防災のシミュレーションを今すごくやっているんです。要するに高知の湾の中にものすごい津波がくるであろうと、ものすごい震災がきた場合には大変な被害になるだろうと、そういった防災のシミュレーションをしている。減災防災に努めているのですが、そういったところのシミュレーションの中に浪江町の実際に悲しいことなのですが、大地震と大津波を経験している浪江町にアドバイスを求めているような現状もあります。

現在、高知は、いわき市に職員を派遣をしておりまして、東日本 大震災に対する支援を続けているわけでして、浪江町のほうにも派 遣できないのかなということで、問い合わせをしたところ、それは考えられないこともないだろうと、お互いに絆を深めながらこちらは防災のシミュレーションに対するアドバイスをするとか、派遣をしていただくとか、やはり一方的に負担をするのではなく、いろんなところでお互いに協力できるとこなんかもあるかと思います。そういったところは、きちっとそういったものを結んでお互いの認識を深めることは大切だと思いますので、そういったところに関しては防災協定を含めてきっちりした友好都市を結んでいただきたいと思います。

次の項目なのですが、浪江町民の本当の希望は何かということを ご質問させていただきたいと思います。

震災後2年が経過して、今の浪江町民の真の願いは何かのかとい うことが追求することが今必要だと思っております。

1つ目は、まず浪江町に今すぐ帰りたいと、どうしても今帰りたいという方もいます。特に浪江町に愛着を持っているご年輩の人とか、避難で不自由な生活をしているお年寄りなんかには、早々にも浪江町に帰って前の生活をしたいと希望している方がいます。今、除染の状況とかインフラの状況とかいろんな厳しい条件があるのですが、例えば、低線量地区、北幾世橋、北棚塩、藤橋地区、要するに南相馬市に面する地区なのですが、例えばそこら辺にボーリングをして地下水くみ上げて生活用水を確保したり、浄化槽を設置して生活排水の設備を確保する。あとは役場機能、建設機能、消防機能も早期に復旧していただいて安全の確保、医療介護等を設置して安心の確保等、やはりお年寄りを浪江町に戻して生活させるためには、それに付随するものがたくさん出てくるわけです。

例えば、車の持っていない方には買い物バスを出さないといけないとか、外出するバスを出さないといけないとか。これがアンケートで何人になるか、100人になるか200人になるか私もアンケートしていないのですが、そういった町民が多いということだけはわかっていますので、例えばここで質問なのですが、浪江町がそういった早期に帰りたいというお年寄りの希望を叶えるために、様々な条件をクリアしながら、浪江町に災害公営住宅を建てるということは可能なのでしょうか。

- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) お答えいたします。

町としましては、今年度、復興計画策定委員会において、まちづくり整備計画の検討を進めて町内低線量地区を復興拠点地区と位置付けまして整備を行っていく、具体的な計画検討を始めることにな

っています。その中で、今議員からお示しがありましたような事項 についても、当然検討する事項となっております。その中では、復 興公営住宅の整備計画もやっていくということで計画をすることに なるかと思います。その中では先ほども申し上げましたように、集 合住宅ばかりではなく戸建ての住宅の検討も進めていかなければな らないという認識でおります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) 今、戸建ての復興住宅を考えているとお答えいただいたのですが、浪江町に帰る方というのは、例えばご年輩のご夫婦だとか、例えば親子で住んでいてもおじいちゃん、おばあちゃんだけは帰るけれども、お父さん、お母さんと子供は帰らないというパターンになるんです、どうしても。やはり線量の関係とか子供の教育とかを考えると、災害公営住宅を建てるという計画は至急やっていただきたいと思いますが、それに付随するお年寄りをきちっと安全に見ていただくための介護施設だとか医療施設をきちっと充実させないと、たぶん難しいのではないかと思います。

ですから、今回災害公営住宅の戸建てを計画すると同時に、そこに入る方の要するにサービスというわけではないのですが、安全性とか安心性とか利便性とかそういったものを一緒に考えていただいて、なるだけ早期に、言い方は悪いのですが、私は浪江町で死にたいんだと、浪江町にいたいんだという方がいるわけです、お年寄りの中には。そういった希望も叶えていただきたいと思っております。

もう一つは、実はあまり良いことではないですが、浪江町に帰るのは諦めたと、もう帰らないと。子供も小さいし、新しい生活基盤も今立てかけているので帰らないという判断をしている町民に対してなのですが、やはり新しい新天地です。福島県内を含め県外、日本全国を含めて、新しい生活の基盤がもうできたとか、あとは子供が小さかったり、小中高に通っていて放射能まずいよね。ちょっと注意したいなという方が浪江町には帰らない。ますます復興の時期がどんどん長くなればなるほど、この傾向もどんどん増えてくるはずなんです。そんな中で帰町をする意思がなくなった住民に対して、やはり生活に対する不安は、復興計画にありますが、どこにいても浪江町の人だという考え方だとすれば、こういった方のフォローも町としてはするべきではないかと思っております。

やはりどういうものを情報として必要がっているかというと、原 発の賠償問題の情報とか、例えば、今現在、浪江町で裁判を起こし ている精神的慰謝料の件の詳しい情報とか、あとは浪江町の今の現 状どういったものになっているのか。そういった情報はどうしても 幾ら帰町を諦めたとしても欲しがっているわけです。こういったフォローは行政としては少しすべきだと思うし、しなければいけないと思うのです。

ちょっとここで質問なのですが、例えば、帰町を諦めている町民なんかの不安を解消するため、帰りたいという町民含めてなのですが、今、日本全国に避難しているわけです。そんな中で避難している各県に関しては一つシステムをつくって、各県に届くようなシステムをつくって、きめ細かく情報を出す。かなりの作業になるかと思うのですが、この緊急な時期を越えて、こういう事態になったというのは町民の責任でも何でもないわけでして、幸か不幸か、遠くのほうに避難している方に情報を届けるというシステムはつくるべきだと思います。

自治会等々いろいろやっておりますが、日本全国避難している県 に全部つくるべきだと思うんです。そういったきめ細かいことがこ れから町としてできるのかどうか、可能なのかどうか。

- **〇議長(小黒敬三君)** 答弁者、町長。
- 〇町長(馬場 有君) お答えいたします。

昨年、いろいろ町民との意見交換会、説明会をやって全国を全部ではありませんが、各地を回ってまいりました。その中で避難している県知事あるいは当該自治体の首長さんとお話する機会がありまして、いろいろと私どもも避難している方々の医療の問題であるとか、あるいは学校の問題、それから福祉サービス機関の利用の問題、いろいろ要請してまいりました。そういう中で、迎えてくれる言葉というのは非常に有り難い。避難している方々を十二分にご支援していきたいという方々が非常に多いんです。

しかし残念ながら、自分のところの市民の問題もありまして、なかなか法律的、条例的に我々避難者に対してフォローできない自治体もあるんです。したがって、私ども避難している町民の方が、なんで他の市でできて、私が住んでいる市ではできないのかといういろいろな話があります。そういうことでそういうことがあれば、直接私が当該の自治体の首長さんに電話をして何とかお願いできないかというようなことで要請していますが、やはり100%うまく機能していないということです。

例えば、子供さんの甲状腺検査あるいはホールボディカウンターを、福島県で77の病院関係の施設に全国各地にお願いしているのですが、やはりその医療機関が理解されていない状況でありまして、わざわざ遠方の避難者が福島県の二本松に来たり、あるいは提携している医大のほうに行ってみたり、なんといいますか時間のかかる

ような状況になっております。

とにかく避難生活が非常に長くなっておりますので、やはりお願いするところはお願いして、制度化あるいはシステム化をつくっていきたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) 今、町長がおっしゃったように、細かいシステムをつくるのがかなり厳しいのだと思うのですが、やはり先ほども申したとおり、私達が悪いわけではないわけです。幸か不幸かこういう事態になってしまったと。東電含めて国の責任でもあるわけでして、やはり日本全国の都道府県を総括しているのは国だと思うのです。そういった所に要請をしながらできるだけ細かく、第一次浪江町復興計画どこに住んでいても浪江町民と書いてあるわけです。やはりその方針を貫いていただいて、なかなか大変だと思うのですが、きめ細かいフォローをお願いしたいと思います。

次に、これが一番の問題だと思っておりますが、帰町を迷っている。要するに浪江に帰ろうか、帰らないか迷っている町民がかなりの人数がいるんです。特に二本松市、福島市、本宮市、浪江の仮設が多いのですが、仮設にいる町民の方々と結構話す機会があるのですが、やはり迷っているんです。帰るか、帰らないか。それは何が一番原因なのかといいますと、町の方針が例えば帰れないなら帰れない。帰れるなら帰れるとはっきりいってもらいたい。

一方、行政側としては、なかなか判断が付きにくいものだと思うのです。例えば除染が何年かかるとか、生活には何年かかるとか、除染の効果はどうなのか。これからいろいろやっていくことが今回帰れるか、帰れないかという判断材料になるかと思うのですが、2年間こういう生活をしているとどうしても早く判断してほしいというのが致し方ないのです。

そこで、例えば必要な仕事の関係で福島に残って子供達を育てている家庭とか、また仕事がみつからなくて悩んでいる家庭、お年寄りだけになって若い方が離れてしまっている家庭とか、いろんな条件はあるわけなのですが、やはり将来浪江町に帰るか、帰らないかというのは迷っているわけでして、先ほどから申しますけど、こういう状況が長く続けば続くほど迷う傾向になってくるんです。これは誰の責任なんだということを追求しても、これは誰の責任でもなくて、みんなが一生懸命やっている中の結果だと私は思っているのですが、やはり町当局としてもうちょっと細かく情報を提供してあげる。

例えば、復興住宅に関しても、マスコミがどんどん先行して新聞

を見てみんながそうなんだ、ああなんだということが結構多いので す。私なんかも、今日質問するにあたって新聞なんかを見ると、町 からいただいた復興計画3,100以外に、県ではこんなになっている。 二本松ではこんなになっているというのをマスコミから拾ってきて いるんですね。私は興味をもって見ているからわかるわけですが、 全然見ない町民の方もいますし、一つの方法として例えば町長は町 長として、あらゆる回数使って浪江町の基本的な考え方を説明して いく。町職員は町職員で現在どうなっているかということを細かく 説明していく。我々議員役に立つかどうかわかりませんが、議員も 一緒になって訪問して、町民の本当の考え方を聞くとか、困ったこ とを聞くとか、ある程度大別しながら、回数を増やしていろんな話 を聞いていく機会というのは絶対必要だと思うので、今後、今まで の住民説明会という方法ではなくて、やはり町長は町長の立場とし て、町は町の考え方として、議員は議員の考え方として、あらゆる チャンネルで何回も訪問してきっちり説明していくことが、それは 町民の迷いをとる一番の策だと思いますので、そういったことを計 画できるのかどうか質問させてください。

〇議長(小黒敬三君) 町長。

○町長(馬場 有君) お答えいたします。とにかく今議員のおただしのとおり、きめ細かく町民の方には説明を果たしていかなくてはならないと思っております。そういう情報化の中であらゆる機会をとらえながら、私ども町としての考えているものをやはり情報開示をしながら出していきたいと思います。

先日も国あるいは政党のほうに要望をしてまいりました。その中でいわゆる低線量地域の再興にあたっては、やはり除染がひとつの問題になってきます。除染をやってそして瓦れきの処理をきちっとして、インフラの整備いわゆる生活基盤、そして社会基盤が、我々が第一次復興計画にありますように、平成29年3月までには何とかそれを調えていきたい。それを調えたら、これからいよいよ帰町だと私は捉えてますので、その青写真を近いうちに低線量地域の復興についてのビジュアル化といいますか、それをざっくりとしたものですが、それを出して町民の皆さんの判断を仰いでいくということにしていきたいと考えております。

- **○議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) 浪江町民は不安とともに将来どうしていいかということを毎日たぶん考えているんです。今町長がおっしゃったように、きめ細かいものを要求しているんです。例えばお年寄りはお年寄りの情報、子供を持っている夫婦は夫婦なりの情報、そういう

ものを聞いていただくところもないし、聞く場もない。そういったことに対して、きちっとしたお答えをしていくこと自体が浪江町のきちっとした絆を守っていって、みんなで一丸となって浪江に帰るんだいうことの意識の高まりになってくるはずなんです。その精神的な支えが今必要なのは浪江町民だと思いますので、どうか一番手間のかかる質問だと思いますが、町全員の気持ちのを聞くぐらいの気持ちできっちり体制をとっていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

- **○議長(小黒敬三君)** 以上で、1番、渡邉泰彦君の一般質問を終わります。
- **○議長(小黒敬三君)** ここで昼食休憩のため、1時10分まで休憩いた します。

(午前11時39分)

〇議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午後 1時10分)

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君より発言の訂正を求められて おりますので許可します。
- ○1番(渡邉泰彦君) 私の一般質問の中で、精神的慰謝料が「町が裁判している」という発言をしましたが、その部分を「町が代理人となってADRに申し立てをしている」と訂正をお願いします。
- **〇議長(小黒敬三君)** 以上、訂正の申し出がありました。よろしいでしょうか。

◇紺 野 榮 重 君

○議長(小黒敬三君) 13番、紺野榮重君の質問を許可します。 13番。

[13番 紺野榮重君登壇]

○13番(紺野榮重君) 議長の許可をいただきましたので、通告してありますように一般質問をさせていただきます。質問方式は一括方式でございます。

項目は浪江町復旧、復興の件、農地保全の件、一時帰宅の件、歴史的に価値のある資料の保存の件ということでございます。大分この質問がダブっております。それを削除しますと原稿がなくなってしまいますので、答弁のほうである程度調整してもらっても結構でございます。

4月に議会議員選挙があり、再びこの議場に戻れましたこと、同じく当選されました議員の皆さん共に喜びと感謝を申し上げます。 またこの議場でより良い浪江町町政を皆さんと共に議論できますこと、心から願うところであります。

さて、東日本大震災そして原発事故発生以来、今日で2年3カ月2日となりました。4月1日から区域見直しがなされ、帰還困難区域以外はある程度自由に浪江に帰宅できるようになりました。これから復旧、復興していく上で4年間が非常に大事な年月と考えます。一時帰宅の際に、114号線を通り、水境で検問を受けて津島から室原、街中を眺めながら往来しております。途中、田畑は荒れて、田んぼには柳の木が生えてまいりました。田んぼ、畑が再生できるか否かの限界の年だと思います。作物が作れないとしても、荒らさないで耕してだけでもおきたいと思うのは私だけではないと思います。浪江町が復旧、復興していくうえで、基本はやはり農地が耕されて、作物が作れるようになる。景観が良くならないと町の復興はないと思います。

浪江町が今日に至るまで、何百年とかかって今日があるわけで、 ご先祖様は、この状況をどのように思っているのかと考えるところ であります。

家に帰ると主の居ないところでツバメが巣作り、補修をしておりました。田んぼが作付されていないのに何処から泥土を運んで来るのか、つばめでさえもこの災害の被災者であります。そしてここの主は何時帰って来るのかと言っているように思いました。なんとかして浪江町を復旧、復興してまいりたい、皆で頑張って行きたいと思います。

どうしたら今後に希望を見え出せるか、各所を回る中で目標が見えない、計画が立てられない、働く場がない、いろいろと苦情がよせられました。町民に希望が与えられるように、少しずつでも前向きに進んでいかなくてはなりません。今後の浪江町をどのように復旧、復興させていくのかお伺いいたします。

まず、1番目に倒壊建物、津波による瓦れきの片付けの計画についてをお伺いいたします。倒壊建物、津波による瓦れきの片付けはどのような計画をもって対応していくのかお伺いいたします。大変な量ですので、できるだけ減量化を図ることが大事かと思いますが、そのためにはまず瓦れきの分別が大事であります。8,000ベクレル以内は埋め立て処分してよいと思いますが、浪江町の3区域では当初から8,000ベクレル以内のところは、分別して減量処理すべきだと思います。コンクリート、アスファルト等は粉砕処理して盛り土

等に再利用する。その他材木等、家庭内の瓦れきは処分地を造り、 直接埋設できないかと考えるところであります。

次に、道路周辺、田畑、屋敷周りの伸び放題の草木という処理の 仕方でありますが、今、町民の方々は帰宅をされて家の片付け、屋 敷周りの片付けをされています。これら瓦れきはどのように処理し たらいいのかお伺いをいたします。屋敷内に仮置きでいいのか。枯 草等は現地で低温焼却して減量化すべきではないかと思います。

水道水確保の進捗状況をお伺いいたします。そして水道水の検査 と農地の汚染度合いの検査ということでお伺いいたします。

電気は、東北電力の立会いのもと通電されます。次に大事なのが 水道水の確保ですが、まずは権現堂地区に水を引くという計画であ ったと思いますが、現在どのように進捗されているのかお伺いいた します。

また水道水の検査の結果も伺います。公共下水道においては、平成25年度2次調査をして、平成27年度の完成を目指すとしておりますが、調査状況はどのようになっているのかお伺いします。

帰町するための大きな要件で除染はもちろんですが、最低限、家の周辺で野菜等作れるようにならないと、帰る楽しみ、意味がないわけで、田畑がどれくらいのベクレルがあり、作られた野菜がどれくらいのベクレルがあるのか、科学的に調査することが大事かと思います。いわゆる町自体で土地の汚染状況を調べる。あるいは田畑に作物をつくり、実証実験を町としても進めるべきだと思いますが、どのように考えられますかお伺いいたします。

国が浪江町内2カ所だと思いますが、米の実証実験をされたと思いますが、その結果はどうなのかお伺いいたします。

次に、除染の問題でありますが、国は「仮置き場が決定した地区から除染開始する」と言われておりますが、仮置き場確保状況をお伺います。また、除染作業においては地元の業者が入札参加できるように国に申し入れるべきであり、そのことにより働く場が提供できると思います。

中通りから浜のほうに通勤するのが大変な方が多くおられます。 浪江町町内、町外に作業員用の宿舎を建設できないか、計画できないかお伺いいたします。宿舎を設けることにより雇用の増加、冬場 等安心して働けるのではないかと思います。

次に、町内外に計画する、災害公営住宅、復興住宅の件をお伺いいたします。

町民の皆さんの多くは災害公営住宅、災害復興住宅が何時建設されるのかと聞かれます。町外の地域コミュニティ、町内の復興住宅

の進行状況をお聞きいたします。

住民アンケートでは地域コミュニティ(いわき市、二本松市、南相馬市原町区)に希望されている方はいくらなのか。町として県に希望の件数はいくらで、県としての計画、戸数はいくらなのかお伺いいたします。

町民の多くは希望者が皆入居できると考えているようでありますが、過度な期待もいかがかと思います。復興住宅の趣旨をよく理解してもらうことが大事だと思います。入居基準、優先順位、負担について周知すべきだと思います。

町内の津波で流された方に対して復興住宅のアンケートをとられました。皆さんは町の建設に対する大まかな概要を示して欲しいと言っておられます。早く示していただかないと、将来の設計が立てられないと言っております。せめて住宅建築していい場所、建築規制がかかる基準、範囲、国で買い上げる場所、買収価格等は示す時期になってきているのではないかと思いますが、どのように計画されているのかお伺いいたします。

ライフラインの復旧、復興の進捗状況をお伺いいたします。

一時帰宅の際、道路に倒壊している状態の箇所があるけでありますが、町としての対応をどのように考えられているのかお伺いいたします。また家屋、塀 (ブロック、大谷石) が道路に倒れ交通に支障をきたしているところ、どのように対応されるのか。これらは持ち主の負担となるのか、公共で負担をするのか基準をお伺いいたします。

次に、農地保全の件でありますが、前段で述べたように、田圃、畑に柳が生えてきている状態であります。これを何とかしないと、元の田んぼに戻すのに大変な労力が必要になってまいります。元の田んぼに戻すのに大変な労力が必要になってまいります。元の田んぼに戻すことが今やらないと不可能になってしまいます。小高区ではヘリによる除草剤散布をしたようでありますが、効果があったと思います。浪江町として勧めることが出来ないものかお伺いいたします。

津波で洗われた田んぼは草と瓦れきの片付けをしないと田んぼにはできません。「20キロ圏内は国で除染する」と言っているわけですが、土に埋もれた瓦れきの撤去、塩害対策今後どのようにして圃場を再生させていくのか町の考えをお伺いいたします。

4月1日以降の浪江町の問題(一時帰宅の件)をお伺いいたします。

先ほどと質問がダブってまいりますが、帰還困難の区域の立ち入

り回数と立ち入り時間の延長の件であります。

津島地区は、計画的避難区域から帰還困難区域に変わりました。 今まで自由に出入りできたのに1カ月1回では家の維持ができない。「回数を増やすように何とかしてくれ」と不満を言われております。町としてはどのように説明されるのかお伺いいたします。

国としては、放射線量が高い所は人体に与える影響があるので制限するわけだと思います。しからば年間どのぐらいのミリシーベルト以内に収めることができれば通行ができるのかと、その辺のところをお伺いしたいと思います。いわゆる町としての何ミリシーベルト以上にならないようにするために回数を抑えているという説明をされるべきだと思います。

次に、一時帰宅の時間制限についてでありますが、これは先ほどの質問の中にありました。 9 時から16時となっているわけですが、これ 8 時から17時、夕方 5 時までできないかという思います。理由は、バリケードから遠方の者にとっては、実質の時間が水境から 9 時に出発しますと 1 時間かかりますので、10時から15時、夕方 3 時までしか片付け、修繕できない。 4 時間しか仕事ができない。業者を頼んでもコストアップになってしまうというのが理由であります。

次に、ごみの搬出についてでありますが、家庭のごみは現在、土曜、日曜に集積所に出せることは大変有り難いことであります。このゴミの処分を今後どういうふうに処理をしていくのか計画をお伺いいたします。仮設の焼却炉で対応される、それとも北部衛生センターで焼却という考えに進んでいっているのかお伺いいたします。

それから、燃えないごみ、収集、特に冷蔵庫の回収、そういうも のの予定はどうなるのかお伺いいたします。

最後に、歴史的に貴重なる資料の保存についてをお伺いいたします。今回の3区域見直しにより、帰還困難区域の中で歴史的に貴重なる資料が保存不可能になってしまうことを心配するところであります。旧津島村、旧大堀村の旧家には歴史的に貴重な文献等が沢山あると思います。特に津島の旧家の中には相馬藩正史を書かれた基礎となる資料が倉に納められております。普通であれば風通すことができますが、月に1回では風を通すこともできず、ネズミが繁殖するためネズミに貴重な資料が亡き物になってしまうことに対して大変しのび難く思います。まず歴史的価値あるものがどのようになっているか調査していただきたい。そしてその結果を見て保存できる倉を用意して、保存できる場所を用意して後世に残していくべきだと思います。教育長の考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わりますが、不明な点がありましたら再質問させていただきます。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 浪江町復旧、復興についてお答えいたします。 行政報告で申し上げましたように、本年4月1日より浪江町復興

再生事務所を設置いたしました。マイナスからスタートラインにつけるように、町復興の拠点等を位置付けまして、第一次復興計画の進行管理に基づいて施策を展開してまいります。

復旧にあたっては除染なくして復旧なしという言葉がありますが、まさにそのとおりでありまして、仮置き場の設置の協議を早急において、国直轄での本格的除染を開始して除草、瓦れき処理を行ってまいりたいと思います。

また、町外コミュニティについては、第2回目の長期避難者の生活拠点検討協議会が6月9日に開催され、長期避難者生活拠点形成交付金の事業説明があり、避難を受け入れる自治体について財政支援が担保されました。しかし、政府は予算を付けるだけではなく、個別の計画づくりにも積極的にかかわるべきと考えております。

さらに、町内コミュニティについては、5月23日に復興大臣、環境大臣に帰町促進に向けた要望書、即ち第1は、医療、介護福祉施設の設置、第2、雇用の場の確保、第3、既存企業への再開支援、第4、JR常磐線の早期復旧、第5、国道114号拡幅事業の継続、最後に常磐自動車道の早期開通等の6項目を要請してきたところであります。

いずれにしても、除染、町内コミュニティは喫緊の課題でありまして、これらの行政報告で申し上げましたように、加速化事業をさらに進めて各課連携協調のもと施策を展開してまいりたいと考えております。

個別の質問については、担当課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるとさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ご質問の①番、津波による瓦れき の片付けの計画についてご質問にお答え申し上げます。

まず、津波による災害瓦れきの処理でございますが、環境省による対策地域内廃棄物処理計画により、国直轄にて処理を実施することになります。

津波による災害瓦れきは、ご存じのように沿岸分を中心に散在していることから、そのエリア内に仮置き場に設置し、災害瓦れきを集め、種類ごとに分別し、可燃物は仮設の焼却施設を設置し減容化

を図ることなどが、災害瓦れき処理の基本的な考え方でございます。 早期の瓦れき処理に向け、関係する行政区長へ災害瓦れき処理の 基本的考え方や処理の手法、工程などについてご理解とご協力をお 願いしているところでございます。

次に、②番の道路周辺、田畑や屋敷周りの伸び放題の草木についてご質問にお答え申し上げます。

本年4月により、帰還困難区域以外を除く自宅内の片付けごみ、いわゆる可燃ごみの回収を国の直轄事業で実施しているところでございます。草、木等につきましても、いずれは焼却する計画でありますが、まず自宅内の片付けごみの回収を優先させていることから、当面の間、敷地内での保管をお願いしているところでございます。

- 〇議長(小黒敬三君) 復旧事業課長。
- **〇復旧事業課長(中田喜久君)** ③番の水道水確保の進捗状況、水道水 の検査及び下水道調査の状況についてお答えいたします。

水道の復旧事業は、谷津田取水から上ノ原配水池までは支障はありません。

配水については、浪江町役場、浪江消防署敷地内の消火栓まで約8キロの通水を行っております。しかしながら、防災のため消火栓機能を目的とした通水となっております。

通水作業の一環として、取水栓閉栓業務を昨年より行い、予定作業件数が6,700件のうち6,080件が終了しております。しかし、家屋の倒壊、立ち入り困難等により閉栓できない箇所が今後の課題となっております。

水道水の検査については、放射線検査を毎月1回、取水場において行っております。その結果は、広報において毎回公表しております。すべて検出限界以下となっております。水道水としての検査は、昨年6月に谷津田取水場で行っております。その結果は、異状は認められませんでした。

公共下水道については、目視による被災した管渠延長約15キロについてカメラによる2次調査を実施し、今年度中に災害査定を予定しております。浪江浄化センターについても今年2次調査を行い、本年度に災害査定を行う予定であります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** ③の質問につきまして引き続き お答えいたします。

今年度、避難指示解除準備区域内での野菜づくりについての実証 実験を行いたいと考えております。ただ、農地の除染方法が示され ていない状況でありますので、実証実験は除染と一体となって考え るべきであると思っております。また、営農再開を希望する農家と 意見交換を重ね、線量の低い地域での実証実験を行いたいと思いま す。

昨年度、農地の除染方法についての調査目的で、環境省が井手及び苅宿の2カ所で調査を行いました。除染工程が平成24年6月8日から同年7月10日まで、汚染土壌に薬液を散布し、代掻きによる撹拌洗浄することで、土壌に付着した放射性核種を溶出させ、回収する手法であります。試験作付けが平成24年7月11日より、同年10月25日まで行われましたが、同手法での除染は弊害が伴い、現状では農地除染に不適であるとの報告を受けております。

- ○議長(小黒敬三君) ふるとさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** それでは④番の仮置き場の確保状況、地元業者の入札参加、作業員の宿舎の建設の考え方についてご質問にお答え申し上げます。

まず、除染にかかる仮置き場の確保状況でございますが、現在仮置き場が確保された行政区はございませんが、関係する行政区長、 地権者及び住民の皆様にご相談しながら、国と連携して仮置き場の 確保へ向けて取り組んでいるところでございます。

それから、地元業者の入札参加の加入の申し出でございますが、 昨年11月に浪江建設業組合と環境省におきまして、入札参加資格の 申請書について話し合いの場をもっており、浪江建設業組合も承知 していると聞いておるところでございます。

次に、除染作業員の宿舎建設でございますが、本年4月より区域 再編されましたが、浪江町内は避難指示が継続中であり、宿泊等は できないことになっております。

なお、宿舎建設につきましては、事業者が建設を計画するものと 認識しているところでございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) それでは、町外コミュニティ等の関係についてお答え申し上げます。町外コミュニティに関しましては、これまでも進められておりますけれども、現在いわき市に1,350戸、南相馬市に1,300戸、二本松市に450戸の復興公営住宅の建設をお願いしているところであります。

各自治体との協議経過でありますが、南相馬市とは4月にあいさつを兼ねて訪問した際に、町の意向を伝えるとともに早急に土地の確保をお願いしたところであります。それを受けて南相馬市では、市内の数カ所に候補地を選定していただきまして、5月に入ってから現地の確認をしてきております。いずれも市街地に近く、今後、

用地交渉のまとまったところから、随時場所を固めていきたいということで確認してきておりますので、用地買収が決まり発表できる 段階になれば公表していきたいと、お示しをしていきたいと考えて おります。

二本松市とは、同様に事務方での協議を今進めております。基本 的には市内に調整するということで、こちらも建設用地の検討に入 っているところでございます。

一方、いわき市においては、去る6月9日に行われた長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会において、避難者受け入れ経費への財政措置の見直し等が表明されたこともありまして、ようやく動きが出るものと期待しているところでありますが、まだ個別部会の開催ができない状態が続いております。

いわき市に町外コミュニティの設置を希望しています双葉郡内の4町村における事務協議の場を5月17日に県も含めて行いました。基本的な内容について意見交換といいますか、顔合わせをしたところであります。各町の考え方も様々でありまして、まだ統一した見解には至っておりませんが、いわき市との協議の前に双葉郡内で解決すべき課題については、意見交換を行っていきたいと考えているところであります。

続きまして、町内の復興住宅の関係でございますが、これも先ほど来ご回答申し上げておりますとおり、これから開始される町づくり検討会というか、まちづくり委員会の部会の協議の中で、平成29年3月の帰町目標に向けて整備を図っていきたいと考えております。

入居基準、優先順位等については、先の平本議員の際にもお答え しましたけれども、例えば全体計画、二本松市なら二本松市で建設 される場所が確定しているという中であれば、優先順位あるいはそ ういったところも皆さん検討しやすいんだと思いますが、何しろ場 所がないという中でできるのが限られているような状態でやってい くということになりますと、その辺の優先順位の関係ですとか、そ ういったところについてはなかなか課題も多いなという理解をして いるところであります。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるとさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ⑤番の後段の部分ですが、津波被 災地対策についてご質問にお答え申し上げます。

平成24年12月から平成25年1月にかけまして、津波で被災された世帯、約600世帯に対して、津波被災地の集団移転に関するアンケートを実施し、約384世帯から回答を受けたところでございます。

まず、町の現段階においての計画でございますが、移転候補地に つきましては、浪江町復興計画で示しました幾世橋地区、北棚塩地 区高台、それから請戸地区大平山の3カ所を検討しているところで ございます。

次に、建築規制につきましては、建築基準法第39条の規定に基づき、今回の津波で被災した地域を災害危険区域と指定する予定でございます。

それから、居住区域等につきましては、移転促進区域に指定した 防災集団移転促進事業をもって宅地等の買い上げを実施したいと考 えているところでございます。

なお、買収価格につきましては、工事価格や県の不動産鑑定評価額を参考にして検討したいと考えておるところでございます。

次に、⑥番の倒壊家屋の対応につきましてご質問にお答え申し上げます。被災危険家屋安全対策のお知らせということで、町のホームページとフォトビジョンにも掲載いたしましたが、震災後の被災により破損または倒壊した家屋等に対して、国と町で安全対策を今月7日より進めておるところでございます。

また、帰還困難区域以外の倒壊家屋や危険家屋等の処理につきましては、半壊以上であれば所有者の同意取付け後、国で解体撤去を行う方針でございます。その処理基準は1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものに限定されますので、よろしくお願いします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復旧事業課長。
- ○復旧事業課長(中田喜久君) 2番の農地保全の①、ヘリコプターでの除草散布についてお答えいたします。小高区のヘリコプターによる除草剤散布は、津波地区を対象として実施しております。瓦れき等があり、草刈りができない集落の同意の中で組合を組織して実施しております。

本町としては、除染特別地域に指定されており、国直轄で除染を 実施することとなっていますので、仮置き場の早期確保が重要と考 えております。

②、津波塩害田の回復についてお答えします。農地等災害復旧事業の中で除塩事業が可能であります。いずれにしても除染、瓦れき処理が前提であります。津波地区の瓦れき処理は、国直轄で瓦れきを撤去することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるとさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ②番の土に埋もれた瓦れきの撤去 についてご質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、津波による災害瓦れきの処理は、

国直轄にて処理を実施することになります。農地に混入している瓦 れきにつきましても撤去する考えでありますが、塩害対策等の関係 機関と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** 3番の一時帰宅の件についてご質問に お答え申し上げます。

①帰還困難区域の立ち入り回数と時間について。さらに②の線量基準の考え方についてでございますが、5番、平本佳司議員の質問の答弁と重複いたしますが、帰還困難区域の一時立ち入りを月1回とした理由につきましては、帰還困難区域は高線量地域であることから、立ち入った際の被ばく管理及び放射性物質の汚染拡散防止の観点から、住民の立ち入りについても一定の制限をしているところでございます。

回数等を含めた見直しにつきましては、先ほども申し上げましたが、3カ月ごとに回収しておりますガラスバッジの積算線量及び郡内全区域の再編による各町村の動向を踏まえまして、概ね1年を目途に見直しを実施したいと考えております。

また、一時帰宅の時間制限につきましては、避難指示区域見直しの施行に伴い、双葉郡内では原則午前9時から午後4時で統一しているところでございます。今後につきましても、原子力発電所事故の収束、安全が担保できないなど、不安定な状況が続いていること。さらには被ばく線量を最低限に抑えるための線量管理継続など、現行を維持しながら諸条件の推移を見ていきたいと考えております。

なお、修繕等による施工業者の立ち入り許可に関しましては、公 益立ち入り通行で申請を受け、許可書を発行しておりますのでよろ しくお願いします。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるとさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ③番のごみの搬出に伴うごみの処分と処理計画についてご質問にお答え申し上げます。

現在、回収しております可燃ごみにつきましては、マリンパークなみえの敷地内に一時仮置きしている状況にございます。

国は、災害瓦れきを含め仮置き場、仮設の焼却施設を建設する計画であります。町といたしましても北部衛生センターによる可燃ごみの処理につきましても、現在、双葉地方広域市町村圏組合に要望しているところでございます。同センターは、高線量地域にあるため、まず国による拠点除染を今年の8月以降に予定してございます。その後、業者による設備等の点検や復旧困難な損傷がないかどうかにつきましても、確認する必要がございます。

いずれにしましても、稼働に向け施設の管理者や国と連携しながら取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

次に、④燃えるごみの収集、冷蔵庫の回収予定についてご質問に お答え申し上げます。

不燃物、それから粗大ゴミ、家電等の回収についても国で実施する予定でございますが、その回収について明確な国の方針が出ていない状況から当面の間、敷地内での保管をお願いしているところでございます。

特に、冷蔵庫の回収につきましては、冷媒機の処理を行う施設が福島県内にはなく、回収方法について現在国が関係機関との調整を行っている状況でございます。

- 〇議長(小黒敬三君) 教育次長。
- **〇教育次長(鈴木敏雄君)** それでは、歴史的に価値ある資料の保存の 件についてのご質問にお答え申し上げます。

町では、震災前より進めておりました町史編纂事業に、資料提供などでご協力いただきました資料につきましては目録を作成してございます。震災後は、役場本庁舎の除染の後、会議室に除湿機や棚などを設置いたしまして、地区の供用物であるということで、各地区保存会の要望を中心に搬入し、保管をしてございます。

議員ご指摘のとおり、個人所蔵の資料につきましても、浪江町の 歴史を物語うえで大変貴重な資料が多いかと思います。

個人の財産の保管となりますと、難しい問題もあるかと思いますが、先ほどの目録を参考にいたしまして、他の資料についても所有者や管理者の方と相談しながら、現状調査を行うとともに保管方法についても検討してまいりたいと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 13番、紺野榮重君。
- O13番(紺野榮重君) 質問ということではありませんが、提案したいのは、いろいろ国との関係があって町自体独断で動くということはなかなか難しいということを伺いました。中間処理場ができるまで何年かかるかわからないという状況の中で、ますますごみというものが仮置き場がいっぱいになってくる。できれば8,000ベクレル以下、そういうところは前もってわかるところは、そういう処理、施設を設けられて、そこに直接埋めるようにはできないのかと。例えば、かつては室原のところにそういう施設がありましたが、そういうことを働きかけていただきたいと思います。

それから、枯れ草等におきましては、現地で最初からベクレルが低いところはそういうことができるのではないかということで、いろいろと大変でしょうけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それから、水道水の進捗状況という中で、私は役場のほうに本管が通って、それから常備消防のほうにもそこまで水はいっている。そういう中で消火栓も使えるとようになっているということですので、今度は各家庭にそういう通水ができる。家庭で了解のもと、栓を開ければ使えるようになっているのではないかと想像していたわけでありますが、やっておられるのは取水弁を閉められて、それを閉めることができないところがあるのが問題だと言っておられました。それで、生活していく上で、あるいは片付けをする上で水が非常に大事なわけでありますので、ぜひともできるだけ早く通水が権現堂地区が1番の予定と計画されているところでありますので、通水できる時期というのはいつになるのか、もし答弁できればお願いしたい。

それから、これはお願いでありますが、土地の汚染状況、やはり町自体でも、どれぐらいの土地が汚染されるといいますか、ベクレルがあるんだということも町としても調べていく。さらには個人的にもそういうことを調べていくいうことが大事だと思いますので、これも進めていただきたいと思います。

それから、町外コミュニティ災害住宅の状況でありますが、浪江町としての要望は3,100という中で、県全体では3,700ということですから、浪江町だけに造られるわけではないので、県とのギャップというものは、私は大変なものがあると思います。町民の方々に過度な期待をさせないように、現実を知らせることも大事なことではないのなか思います。

そういう中で、再三申し上げることは、私は浪江町の低線量地の利用、あるいは浪江町の公有地、民間の施設を理由することを提案したいと思います。

それから、津波で流された地域でありますが、そこで津波で流された地域の建築規制、基準、範囲、賠償基準は、今答弁をいただきましたが、まだ被災された方には示されてはいないと思いますが、ぜひともそれをできるだけ早く被災された方に、津波で流された方に説明を開くということをしてほしいと思います。それがいつになるのか、もし答弁をいただければお願いしたいと思います。

それから、帰還困難区域の立ち入り回数と時間でありますが、理由は、1カ月に1回ということで、高線量のところはそういう線量を浴びることが心配されるということでありますが、津島の人から言わせると「今まで通らせていたのはなんだったんだ。」ということになるわけであります。そういう中で、先日、毎日新聞でしたか、新聞で発表されておったのは、今回の日本でのセシウムの放出量、

これはチェルノブイリ60分の1だと。あるいはまた高線量の地域というものは4分の1になってきているという中で、そういうことを見直していくということも大事かなと思います。どうかこの1カ月に一度ということではなくて、2、3回入れるようなことにしていただきたいと思いますし、もう一つは8月と1月は、許可を与えることができないと言われていると伺いました。その辺は8月といいますとお墓参りを皆したい月日でありますので、その辺はどうなっているかお伺いしたいと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復旧事業課長。
- ○復旧事業課長(中田喜久君) 水道の関係でありますが、今インフラ復旧工程表の中で平成27年ということでお示ししているわけなのですが、ただし、これを早くということであれば、下水道の関係もあるものですから、下水道の復旧にあわせまして、いずれにしても早い時期に復旧することが大事だと考えております。
- **〇議長(小黒敬三君)** ふるとさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** 再質問の中の津波被災地対策ということでございますが、答弁が重なりますが、今後は災害危険区域の指定とか、さらにはその中の移転促進区域の指定とか、買収価格等の作業もございます。順序を踏まえながら進めてまいりたいという考えでございます。
- **〇議長(小黒敬三君)** 答弁者、復興推進課長。
- **〇復興推進課長(宮口勝美君)** それでは、復興住宅の要望の数字について、もっと精査すべきではないかというお話でございます。

県のほうで、明日が正式に発表になっていますが、3,700戸という数字が全体で出ております。県で今計画しています災害公営住宅、第一次としてはこの数で建設に向けて動くということになっておりますので、まずはその数で造っていただくということになろうかと思います。町としましては、7月にも行われる次の意向調査、この辺で再度精査をしながら要望を強めていきたいと考えているところです。

それから、町内における施設利用も含めた復興に向けた取り組みということもございますが、これも先ほど申し上げましたように、現在まちづくり部会といいますか、復興計画の策定委員会の任期が今年度までございます。その関係で今、振興管理とまちづくり部会ということで2つの部会で再編をしてこれから動こうということで準備をしておりますが、その中で計画を練っていくということになりますので、ご提言のあった内容についても次の対応となっております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** 一時立ち入りのほうでご質問いただきました。線量的には低下が見込める中での回数の増加という件でございますが、こちらにつきましては再度になりますが、安全ということを考えまして、先ほど申し上げましたとおり、諸条件いわゆる現行を維持しながら諸条件を推移をみていきたいと考えております。

8月の盆についての立ち入りの件ですが、これは当初ないという 予定で皆さんのほうにお知らせがあったかと思いますが、8月の盆 参りについては、一般については3日間のうち、バスの立ち入りに ついては2日間のうちにお墓参りをしていただくということで決定 をしておりますので、こちらにつきましては、7月の広報等でさら に周知をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(小黒敬三君) 13番。
- **○13番(紺野榮重君)** 再々質問はありません。ありがとうございました。
- **○議長(小黒敬三君)** 以上で、13番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

◇鈴 木 幸 治 君

〇議長(小黒敬三君) 続いて一般質問を行います。

3番、鈴木幸治君の質問を許可します。

3番。

[3番 鈴木幸治君登壇]

○3番(鈴木幸治君) ただいま議長から許可がでましたので、通告しました質問事項についてお伺いいたします。

まず、最初に請戸地区墓地について伺います。震災から2年3カ月が経過いたします。町民一人ひとりがそれぞれの思いで避難生活を送っていると私が言うまでもありません。健康への不安、離ればなれの思い、そして土地や家の心配など、将来への不安は募るばかりです。さらには先祖に対する敬愛の念、同時にお墓参りやお墓の手入れさえままならない状況から「すまない、申し訳ない」という思いも、より一層強くなってきていると思います。

町内においても墓地の被害が多々あったと思いますが、中でも請 戸、中浜の墓地は津波に流され、見るに耐えない姿と化しておりま す。請戸、中浜、両竹地区の皆さん、お墓がどうなのか大変不安に 思っております。 3 地区の墓地に関するこれまでの経過と、今後の 進め方について伺います。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるとさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ご質問にお答え申し上げます。

請戸地区共同墓地の整備につきましては、平成24年10月に作成いたしました浪江町復興計画におきましても、実施施策として掲載してございます。また、同年12月に実施いたしました津波被災地を対象にしたアンケートにおきましても、地域の住民の方々から早急に整備してほしい旨の要望等を頂戴しており、町といたしましても最優先事項という認識を持っているところでございます。

町といたしましては、津波による共同墓地が全流失した請戸、それから中浜地区及び一部が流失した両竹地区の共同墓地を大平山付近に集約し、津波で犠牲になった方々の慰霊碑の建立、アクセス道路、駐車場を一体的に整備し、今後津波により墓地等が流失しないよう高台への移転を計画しているところでございます。

それから、今後の進め方でございますが、現段階の取り組みといたしましては、移転候補地において埋蔵文化財の存在が認められており、地権者の方々に埋蔵文化財の試掘に関する同意をいただいているところでございます。今後、試掘作業終了後に基本設計、地域住民との合意形成、さらには自主設計、整備といった形で事業を進め、地域住民の意向に添った形での共同墓地整備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、津波で犠牲になられた方々の納骨もできないばかりか、先祖の墓参りもできない状況を早期に改善し、来年度の中頃までの整備を目指してまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君。
- ○3番(鈴木幸治君) 先ほど行政報告にもありましたが、墓地移転に関しては全部と全世帯の移転ということで考えているのか。それとも請戸、中浜地区の住民の方々は今のところでもいいんだという考えを持っている方も数多くおります。

それで、町の考えとして、請戸地区それから中浜地区、一部両竹 地区の全体の墓地移転ということで考えているのでしょうか。

- ○議長(小黒敬三君) ふるとさと再生課長。
- **〇ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ご答弁申し上げます。

議員おただしのように、請戸それから中浜地区それから一部流失 した両竹地区全体を考えてございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君。
- **○3番(鈴木幸治君)** 墓石と言っていいのか、墓標と言ってよいのか 専門的なことはわからないのですが、かなり津波によってあちこち

に散乱している状況になっております。場所を見つけていただいて 集めてほしいんだという声も大分ありますので、その辺の計画につ いてお伺いいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 副町長。
- **○副町長(渡邉文星君)** 請戸地区の共同墓地については、これは支援 団体をつくって各行政区、請戸地区なら請戸の行政区で管理してい るという状況でありますので、今のところ各行政区に石の集積等々 はお願いしたいと考えています。

もちろん、国のほうで、例えば何かの補助事業があって、そういうことが墓石等々集められる事業があればそういう形でやっていきますが、現段階ではそれぞれのあくまで自然災害ということで行政区のほうにお願いするという考えでおります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君。
- ○3番(鈴木幸治君) 副町長の今の答弁の大体はわかったと申し上げておきます。それをやるについても、かなりお金というものがついてくると思いますので、請戸のお墓に関しては少し余裕があるという予算でもないので、ぜひ町のほうの補助的なものを考えていただければと思っております。

それから、現在の墓地にどうしても執着があって、現在の墓地の ところでいいんだとなったときに、どうしても私は移転したくない んだという方も出てこないとは限らないと思います。

それで、居住制限がかかったときに、今の墓地に進入することができなくなってしまうのかどうか。今の段階でわかる範囲内でお答え願いたいと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 副町長。
- ○副町長(渡邉文星君) 災害危険区域に指定するということになると思います。ただ災害危険区域については、建物はもちろん建てられないということで、墓地については立ち入りは自由ですので、ただそこにお墓を残すというのは地区でしっかり合意形成をしていただいて、避難所であった大平山の舘ノ内の新墓地のほうに移転するように、しっかり住民の皆さんと話し合って進めていきたいと思っています。
- **〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君。
- ○3番(鈴木幸治君) 墓地は私がいうまでもなく、家族や地域の心を つなぐ特別な場所だと思っております。法整備を含めて適切な行政 指導のもと、早い段階での方向性を期待したいと思います。

次に、津波災害についてお伺いいたします。ご承知のとおり請戸、 中浜、両竹、南棚塩地区は、津波によって流されました。しかしな がら、それぞれの地区内には基礎の上に残存していた家屋、そして流されたとはいえ、2階部分が残っていたものが数多くありました。しかしながら、一定の期間内にほとんどの残存家屋が壊されてしまいました。遺体捜索とのためとはいえ、そのことは重々承知はしておりますが、個人の財産に変わりはないと私は思っております。そこで、私も含めてそうなのですが、誰の指示で取り壊したのかお伺いいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それでは、残存家屋の取り壊しの経緯についてご説明いたします。

当町での津波による行方不明者の捜索につきましては、原発事故の関係で他方部より1カ月以上遅れました。その間、行方不明者の家族から捜索を急ぐよう再三要請がありました。さらに、警察からもがれきで捜索ができないので急いで撤去してほしいとの要請がありました。このように、当時行方不明になっている方の家族の心情を考えると、少しでも早く探してあげなければならなかったことがあります。また、捜索の警察官、自衛隊員、重機も大量に導入されたことで現場が相当混乱しておりました。このようなことで、所有者への連絡ができるような状況でなかったということも事実でございます。そのような中でやむを得ず取り壊しが行われたという経緯がございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君。
- ○3番(鈴木幸治君) これは、町を責めるとかそういうものではないという考えで聞いていただたきたいのですが、遺体捜索だと言われ壊して駄目だというような人は、請戸、中浜、両竹、そして棚塩地区には誰もいないと思うのです。なんでいまさらと思う人も沢山いるかもしれませんが、例え流されても、一生懸命働いて貯めたお金や借金をして建てた家だと思うのです。それが知らないうちに壊されたとなれば、多少のむなしさが残るのは当然ではないかと思っております。

そこで参考までに双葉郡の状況を申し上げます。双葉町、これは 災害戸数だと思うのですが、78戸持ち主に対しては連絡した。大熊 町、約30から35戸これも連絡をした。富岡町、戸数は把握していな いが遺体捜索のために瓦れきの撤去はしたが、残存家屋については まだそのままにしてある。今後持ち主との話し合いが予定されてい るということであります。楢葉町127戸、極力持ち主を確認し、確 認したものは連絡をした。広野町91戸、広野においては連絡確認し たのち、取り壊しの申請書を提出させているということになってい るようです。

浪江町の対応については、今総務課長のほうから答弁がありましたが、そこで町長、各町との対応と浪江町の対応がこれほど違って しまったということに対して、どう思いますか。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それでは、お答えを申し上げます。

議員おただしのとおり、各町それぞれの事情によりまして、残存 家屋の取り壊しが行われたということはございます。

ただ、先ほどの説明いたしましたとおり、浪江町での取り壊しというか捜索の経緯だったのですが、3月11日から先ほどの答弁で約1カ月間ぐらい遅れたということだったのですが、実際に福島県警とか、双葉広域消防本部などで捜索に入ったのは4月14日ということで、その間、本当に長い時間がかかってしまったということで、そういう中での捜索が急がれたという浪江の事情がございます。そういう中での取り壊しの経緯があったということでご理解をいただきたいと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君。
- **○3番(鈴木幸治君)** 今、町長の考えをお聞きしたかったわけですが、 総務課長が答えたのでしょうがないなと思っております。

誰の指示とか誰の命令ということで、細かく私は聞くわけではなくて、後にもちょっと関連してくるのですが、やはり立ち入りができるようになって自分の建物が2階部分、窓も割れないで残っている。持ってこれるなら何か持ってきたいという思いは同じだと思います。

そこで、私ごとで大変申し訳ないのですが、請戸地区のよその人の状況がつかめないので、財産がどうだということも聞けないので、東京電力のほうに、請戸地区の何人かの方が実は立ち入りが許可されているときに、自分の残っている家のほうに、あくまでも立ち会いのもと持って来れるようなものであれば持ってきたかった。それが持ってこれない状態になったので、東京電力のほうに請求した。そしたら東京電力から私もそう言われたのですが、これは私だけの回答ではないです。「当社の事故により立ち入りができなかったことは認めるが、壊したのは当社ではないので、壊したところに請求してください。」これが東京電力の回答でした。この回答について町長どう思いますか。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 東電の今のお話は初めて聞きますが、全く責任 のない今までどおりの回答だということで大変残念な結果だと考え

ております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君。
- ○3番(鈴木幸治君) 東電の回答は残念だという答弁でございますが、 黙って壊したという実態に対して町の責任はあると思いますか、それともないと思いますか。
- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それではお答えを申し上げます。

答弁が重複して申し訳ないのですが、当時大部分ががれきとなり、 持ち主の判明がなかなか難しかったということもございました。さ らに、津波被害者の避難先の把握がバラバラに避難してなかなか難 しかったということもございます。

そういう中での所有者の連絡が難しかったということもあります。また、国のほうから損壊家屋等の撤去に関しての指針が出されまして、その指針に基づきまして粛々と作業を進めたということもございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君。
- ○3番(鈴木幸治君) 建物に対する家財に対する賠償とかいうものではなくて、国のほうで今発表しました津波についての、津波災害地区についての財物補償と云々ということではありません。私が質問する意味の一つには、やはりこれから浪江町に帰ったにしても、それからどこの地区で生活しようとも、いつ自然災害とかそういうものに遭わないとも限らない。そういったときに浪江町個体のものであるそういう生活圏があったとすれば、同じ失敗を繰り返してほしくないということの思いで聞かせていただきました。悪いふうにはとらないでください。

次に、福島第一原発について伺います。当然ながら原発事故から 2年が経過いたしました。国も東電もできる限りの対策を講じてい ると思いますが、いまなお様々なトラブルが多発しているというの も事実であります。事故から現在まで第一原発の実態について、定 期的な報告があったのかどうか伺います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** それでは、福島第一原発の定期的な現 状報告についてというご質問にお答えいたします。

東京電力から、町に現在行っている報告でございますが、まず発電所の応急措置の実施状況ということで、日々の状況を原子力災害対策特別措置法第25条に基づき報告を受けているところでございます。毎朝、前日の原子炉冷却状況等を日報にまとめ、現在、課長職以上に配布をいただいております。さらにマスコミに報道されるよ

うな内容につきましては、その都度詳細説明を受け、場合により町から質疑コメントをしているところです。さらに月1回廃炉に向けたロードマップが公表されております。それにあわせて、廃炉に向けた各種取り組みの進捗状況を中心に説明をいただいているという状況です。

- **〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君。
- ○3番(鈴木幸治君) 報告はあっても、早く言えばやばいような状態の報告はないと私は素直に受け止めております。新聞でも2面の中の裏のちょっとしたところに、第一原発の現状とか何とかというのは毎日書かれているようですが、今の状況からみて、原発の内部の状況からみて、決して安全だという保障は何もないと、これは私だけではなく、皆さんがそう思っていると思います。

6月10日の国と東電などでつくる廃炉対策推進会議、第一原発の廃炉に向けた工程表について改定案を公表いたしました。「たられば」による仮定に過ぎず、計画どおりに進むかは全く不透明だと言わざるを得ないと思います。そこで第一原発1号機から3号機までの溶解燃料の状態を見たときに、第一原発は現段階で安全だと思いますか、町長。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 本当に先ほど担当課長から説明がありましたように、逐次報告、事後報告です。したがって、あの状況を見て安全ではない。非常に危険な状況だということの認識はもっています。
- **〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君。
- ○3番(鈴木幸治君) 今、安全ではないという町長の答弁でございましたが、単純に廃炉工程と浪江町の帰町工程を重ねると、断然浪江町の帰町工程のほうが早いということは当たり前であります。その中で、本当に町民を帰していいのかどうかということも大きな疑問が生じると思っております。

そこで、30年から40年かかると言われる廃炉作業、その上、溶解燃料を含め内部の様子は解明されていないという状況のときに、やはり町民を戻すと、帰すという強い考えのもとであれば、現実を直視した浪江町の舵とりを強くお願いして、簡単ではありますが質問を終わります。答弁はいいです。

- **○議長(小黒敬三君)** 以上で、3番、鈴木幸治君の一般質問を終わります。
- ○議長(小黒敬三君) ここで午後2時45分まで休憩いたします。 (午後 2時33分)

〇議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午後 2時45分)

○議長(小黒敬三君) ここで生活支援課長より答弁の訂正が求められておりますのでお願いします。

生活支援課長。

- ○生活支援課長(佐藤良樹君) 申し訳ございません。先ほど13番、紺野榮重議員の再質問におきまして、8月のお盆時期の一時立入のスケジュールに関しまして答弁したところでございますが、先ほど一般につきましては3日、バス立入に関して2日と申し上げましたが、一般の立入につきましては8月8日から25日まで、19日、20日を除く16日間を予定しております。なお、バス立入の2日間につきましては15日と18日の2日間となります。訂正してお詫び申し上げます。よろしくお願いします。
- **〇議長(小黒敬三君)** 本日の一般質問終了後、議運を開催いたします ので、終わりましたらば議運のメンバーは集まってください。

◇馬 場 績 君

〇議長(小黒敬三君) 引き続いて一般質問を行います。

16番、馬場績君の質問を許可いたします。 16番。

「16番 馬場 績君登壇〕

○16番(馬場 積君) 日本共産党の馬場績でございます。

第一の質問は、賠償と消滅時効の問題についてであります。その一つは、加害者責任と全面賠償のあり方についてであります。全町避難から2年3カ月が過ぎました。爆発した福島原発が「冷温停止状態」になったとして当時の野田政権が「原発事故は収束した」と宣言したのが事故から9カ月後の2011年12月16日。安倍総理は危機的状況にある福島原発の現状を指摘され、それを否定できず、「収束したという言葉は使わない」と発言したものの、収束宣言を撤回するとは明言しておりません。虚構の収束宣言が、原発の再稼働や輸出、賠償のあり方の問題にそのまま表れていると言わなければなりません。

例えば、長期化する避難生活と、将来不安に対する精神的損害の追加賠償について、県知事が会長を務める県原子力損害対策協議会の公開質問に、東京電力は『中間指針等の「精神的苦痛の増大等を考慮」したうえで、賠償金を支払っています』とぬけぬけと回答し

ております。それまでの当たり前の生活をすべて奪われ、家族がばらばらにされ、孤立、孤独死を生む、その苦痛の根源を理解しようとしない、不遜、傲慢な態度であるといわなければなりません。

国はどうか。去る5月25日、田畑の賠償基準の素案が明らかになりました。5月30日、議会全員協議会で資源エネルギー庁から説明がありました。浪江町は水田「1平方メートル当たり420~1,200円」、畑は300~1,100円であります。東電が委託をした不動産鑑定士による「実際の取引額を基に算定」したというものであります。加害者である国と東電が賠償基準を決め、被災市町村と形だけ意見調整する。あまりにも一方的だと思いませんか。我々は強制避難させられたのであり、「売買取引」の必要性などあり得ない話であります。浪江町での再開も、帰還の見通しもたたないのであります。「実際の取引価格」というならば自立再建できる、「新転地での取引価格」でなければならないのではないでしょうか。国、東電の賠償基準は加害者責任を明確にした全面賠償になっているとお考えなのか。今後の対応と併せて町長の答弁を求めます。

その二つは、ADR集団申し立てと早期賠償についてであります。「庭も畑もイノシシに掘り起こされ、放射線量を図ってみると、新聞に載っているよりはるかに高い場所がたくさんありました。震災から2年2カ月も過ぎ、家があるのに住むことができす、田畑を荒れ地にしているつらさ。お金では解決できない心の痛みを少しでも理解していただき早期の復興を願わずにはおれません。」少し長くなりましたが、5月29日、福島民友、読者の声に載った福島市在住の主婦の声です。被災者ではありません。被災者の私達の今の思いを代弁してくれたものであり、大事に読ませていただきました。

子供達の夢や希望、健康が奪われることなく全町民が生活再建できるように、町も、我々議会も全力投球が求められていると思います。その取り組みの一つが、浪江町原子力損害賠償請求支援に関する条例に基づく今回のADR集団申立てであると思います。私も町議会議員の一人として、精神的損害の追加賠償は、町民の耐え難い精神的苦痛を支えるためにも、何としても実現させなければならないと決意新たにしているところであります。

今なお県民15万人が避難する福島原発事故は、社会的、時間的、精神的被害において、失った被害、失うであろう被害において、これまでの日本の公害、原発災害史上最大、最悪の「人災」であり、交通事故損害賠償の法理論の物差しなどで推し計れるものではありません。その意味で浪江町が代表になり、東京電力にその加害者責任と賠償を求め、行政がその先頭に立つことは勇気のいることであ

ると同時に、住民の福利向上を担う地方自治の本分をいかんなく発揮したものであると考えるものであります。短期間に1万1,600人余の町民が委任されたことは、町民の連帯と期待の表れであると確信するものであります。一方、ADR申し立てには様々な問題や、今回のことに対して意見があることもご承知のとおりであります。現状では、申し立て件数に見合う調査、審理の体制がとられていないこと、裁判外紛争解決センターでありながらADR和解案には強制力がないこと、そして冒頭に指摘したとおり、東電は「中間指針」を賠償の絶対基準にし、加害者として誠意を示さないことであります。

つまり問題の根本は、原発避難の精神的苦痛の実態を調査しないまま、国の原子力損害賠償紛争審査会が東電の利害を代弁するような「中間指針」を決めたことであります。ではどういう立場で見直しを求めるべきか。それは「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」を定めた憲法13条であります。町長は全町民の代表者であります。原発避難者の人権が尊重される精神的損害の早期賠償を勝ち取るために、今後どのように対応されるかお答えください。

財物賠償についてであります。中間指針第2次追補では「居住用の建物にあっては同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する」と示されております。ところが昨年7月24日に示された財物賠償基準では再取得可能にはほど遠いものであり、我々議会としてもたびたび見直しを求めてきたところであります。

例えば定型評価の場合、宅地では固定資産税評価額の1.43倍であり、これでは国が言う「同等の建物を取得できるような価格」にはなりません。不動産情報による二本松市内のある宅地は坪16万円です。国税庁が発表した事故前の浪江駅周辺の宅地評価額は1平方メートル2万円、坪6万6,000円。売買価格は浪江町の評価額の2.4倍です。住宅はどうか。築年経過による平均新築単価の場合、例えば昭和60年の賠償単価は1平方メートル9万円です。避難先で住宅を新築すればその倍、18万円はゆうに超えるでしょう。ご承知のとおり国、東電賠償の問題は戻ることを前提にしており、築年経過とともに賠償額が減少するということであります。実態とのかい離が大きないぎる賠償基準は賠償・補償に値しないといわなければなりません。原子力損害賠償紛争審査会は、資源エネルギー庁が決めた賠償基準は知らなかった、知らされなかったといっております。それならば改めて審査会は賠償基準を決めればいいのであります。

賠償についてどうあるべきなのか。放射能に汚染された補償・賠償はダムの補償、すなわち「公共用地の取得に伴う損失補償基準」

にすべきであります。見直しの必要性とその対応について答弁を求めます。

すべての財物価値を失うなど、特別に生活再建が困難な津波被害 区域の追加的生活支援と賠償、全く帰還見通しのない帰還困難区域 の賠償期間と賠償継続、国家賠償や税制の優遇措置など、どのよう に要望されるのか。町としてどのように検討されているのかお答え ください。

納骨ができないまま、避難先の仮の仏壇に仏様を置く家族の心の 痛みはお分かりだと思います。墓地の整備と賠償基準の現状につい てお答えください。

次は自治体賠償についてであります。原発避難による当町における過去2年の歳入減と負担増は試算されているのか。年度ごとの試算値と自治体賠償の現状と考え方。自治体賠償の基準と、今後の対応についてお答えください。

賠償の消滅時効についてお尋ねします。5月29日原子力損害賠償特例法が成立しました。しかしこの特例法は、和解仲介をADRに申し立てていること、3年の時効を迎え和解仲介打ち切り通知から1カ月以内に本裁判を起こした場合に限り賠償請求権が消滅しないとするなど、極めて限定されたものであり、消滅時効を止める抜本的な立法措置ではありません。5月18日の地方紙では次の解説を載せています。「政府は原子力安全の不作為により、原発事故から福島県民を守ることができなかった。原発事故の被害にかかわる損害賠償の権利を守ることは最低限の義務だ。」全くそのとおりであります。5月末現在、本賠償の未請求者が1万1,214人との報道がありました。浪江町の1,114人が含まれております。特例法の問題を踏まえ、完全な消滅時効撤廃の立法措置を求めることが緊急の課題であるという認識はお持ちでしょうか。併せて東電に対し未請求者の情報提供を求めることはもちろん、請求弱者へのサポートを強化しなければならないと思いますが、どうされるのかお答えください。

第二の質問は、仮設改善と復興住宅建設計画についてであります。 仮設の住環境は一定の改善が行われました。エアコンの増設、掃き出し口の取り付け、風呂の追い炊き、外張り断熱工事や、昨年暮れから始まった二部屋目に畳を入れるなどであります。仮設の問題がそれで終わったわけではありません。仮設住宅の入居期間が再延長されたこともあり、追加の希望が出ております。これまでも求めてきた全体調査はどうされたのでしょうか。改めてこれを実施し、追加工事を含め県に改善を求めるべきであります。対応についてお答えください。 仮設自治会によって、入居者の交流と活動は一様ではありませんが、談話室が狭いという問題、あるいは談話室に非常口として掃き出し口を取り付けること、ガス台周辺の防火対策、床板の劣化対策、仮設内にポスト設置など、私どもが行った住民との懇談やアンケートなどで新たな要望が出されております。改善についてお答えください。

「仮の町」整備計画と復興住宅・復興計画についてであります。 仮設入居が再延長され、仮設改善が求められるということは、「仮の町」整備計画と復興住宅の事業が進んでいないということの裏返しであります。そうした中にあっても私はこれまでの臨時議会や、3月定例議会でも「浪江町の計画を県・国に示し回答を引き出すべきである」と求めてきましたが、5月8日の臨時議会の私の質問で、二本松、南相馬、いわき市に合わせて3,100戸の復興住宅を要望したことが明らかになりました。遅れに遅れていた第2回の協議会が6月10日に開催され、ようやく第一歩を踏み出したものであると思います。

事業の前提である「仮の町」整備の全体計画と制度設計について、 町は住民説明会を開催し、住宅設計など意見を聞くべきであります。 協議会の今後の工程表と合わせて明らかにしていただきたい。

浪江町の復興計画の現状と今後の取り組みについて一点お尋ねいたします。復興住宅の問題です。県は、原発被災者用としては、来年度入居予定500戸を含む復興住宅の復興公営住宅の全体計画は27年まで3,700戸と発表されました。遅れに遅れているばかりか、浪江町だけで3,100戸の復興住宅要望しているわけですから、計画の全体戸数が足りません。浪江町は町民が希望する全戸を要望すべきであると思います。お答えください。

4月1日から区域再編が実施されました。帰る、帰りたいが帰れない、帰らないの思いがより複雑な思いに立たされております。その理由の一つが除染の効果と疑問、進捗のあり方。二つは帰還困難区域以外のところで線量基準よりも高いところがあり、果たして年間被曝1ミリシーベルトに抑えられるのかなど、線引きに不満があることです。また、それぞれのところで防犯、防火対策、公益以外の立ち入り時間と立ち入り許可のあり方、帰還困難区域の立ち入り手続きと回数の緩和など、区域再編後の問題をどのように認識し、改善されるのかお答えください。

質問の第三は介護、保険福祉であります。

津波、地震、それと原発避難による複合的な災害関連死の増加を見逃すわけにはいきません。4月2日現在の災害関連死は264名に

上っています。行政報告ではこれよりも増えております。避難生活のはざまで自殺、孤独、孤立死、アルコール依存症、様々な精神的障害、離婚、不登校、仮設病など非日常的な生活環境による諸問題が連続しているのであります。避難の身にある町民にとって行政は一番身近であり、最大の組織を持ち、町民奉仕という最大サービス機関が行政であることに異論はないと思います。もちろん私は町職員が置かれている状況の中で真剣に対応されていると思います。今必要な対策は何か。町民の参加と協力も必要でしょう。同時に各地に避難し、長期化が避けられない現状を見るとき、医療、介護、保健福祉の可能な限りの情報一元化による連携とその具体的な対策が求められていると思います。どのように構築されるのかお答えください。

仮設と借り上げ住宅の行政のかかわり方は一様ではないと思います。特に、訪問頻度が極端に少ない借り上げ住宅における医療、介護、福祉の連携と支援など、これまた特別対策が必要であります。 今後の対策についてお答えください。

介護、福祉の利用の現状と問題についてであります。

浪江町の介護認定者は1,344人で発災前の1.5倍になっております。仮設に住む85歳と82歳のあるご夫婦は二人とも介護認定を受けております。尿管による排尿と心筋梗塞を患っている夫の様態悪化が突発することもあり、夜中に救急車を呼ぶこともできずタクシーをお願いするそうです。同居する奥さんは障がい者であることに加え、夜眠れないため心身とも限界状態にあります。ショートステイも「空きがない」と言われたそうであります。できれば特老に入所したいと話していました。介護タクシーの制度化や被災地高齢者対策として特老施設の建設など特別対策が急がれると思いますが、どのように対処されるのかお答えください。

障がい者の暮らしの場と安全対策の問題についてお尋ねします。 避難生活と障がい者の暮らしの場である授産施設の通所の現状と町 の支援、障がい者のいる仮設住宅の浴槽の高さ、台座の取り付けや 段差改善など暮らしの場と安全対策の取り組みはどうなされている のか、お答えください。

次は、中高一貫教育構想と教育行政であります。

6月9日の新聞報道によれば設置場所をどこにするのかの段階までことが進んでいるかのようですが、そんな短兵急なことでよろしいのでしょうか。帰村、帰町宣言した川内村や広野町でも若い世代と子供達はわずかしか戻らないといわれております。なぜなのか。協議会を含む関係者は、誰よりもよく承知しているはずです。私は

設置場所以前の問題の核心の問題を整理する必要があると思います。学ぶ主体は子供達であります。子供達の健全な体と心、それと一体化した学力の向上ために今、何が求められているのか、幅広い議論が必要ではないでしょうか。一貫教育構想以前の問題とその改善、解決をどうするのかについて、どのように議論され対処されてきたのでしょうか。一貫教育にした場合どのような問題があるのか、メリットだけではないでしょう。子供達の健康と教育のあり方が問われる問題であり、子供達や、保護者、教職員の意見は聞かれたのでしょうか。共通理解を持つ場はあったのでしょうか。原発避難による生徒の離散の現状や一般客と同宿する高校サテライト校の宿泊所や部活のあり方など、現状の根深い問題一つ解決されておりません。中高一貫にすれば諸問題が解決するなどと結論づけるには、早計なはかりごとではないかと私は考えます。教育長の見解をお示しください。

被ばくと健康管理について質問します。

県の県民健康管理調査検討委員会で、18歳以下の甲状腺がんが新たに9人見つかり、既に手術を受けていたことが公表されました。これまで12人ががんと診断され、疑いありが8人増えて15人になりました。浪江町に該当者がいたのかお示しください。

これまで甲状腺がんは、「100万人に1~2人」といわれてきましたが、福島県では17万4,000人が検査を受け、すでに12人という結果が明らかにされました。これは明らかに多発しているということです。検討委員会の責任者は「放射線の影響とは思っていない」と原発事故との因果関係を否定しました。浪江町の2次検査実施20名など市町村内訳をみれば「汚染との関係がある」とみる専門家(岡山大学津田教授)もおり、今後の被ばく健康管理と継続調査が求められていると思います。2次検査を受けていない対象者の検査実施と、県外避難の子供の検査の現状と完了するための対策についてお答えください。

「放射線被ばくと健康管理のあり方に関する市民・専門家委員会」の公開フォーラムでは、「被ばく影響が極めて少ないことを前提にしている」と批判し、国連人権理事会の特別報告でも、県が実施する県民健康管理調査は不十分であるとし、内部被ばく検査の拡大を勧告しました。また、白血病なども想定し尿検査や血液検査の実施を求めております。安心できる医療体制と医療無料の恒久化が求められる所以であります。国、県に制度設計をどう求めるのかお答えください。

最後に、原発の危険についてお伺いいたします。

原発事故から2年3カ月が経ち、人の手では制御不能な原発の危険が私達の目の前で明らかになりました。3月には冷却用電源の仮設配電盤がネズミー匹で停電し、30時間も冷却が止まる重大事故が起きました。メルトダウンした1、2、3号機の核燃料を冷やすために大量の水を送り続けなければなりません。ところが原子炉建屋等に地下水が一日400トンもの高濃度汚染水がたまり続けています。ところが地下貯水槽に汲み上げられた汚染水が漏れるという大事故が起きてしまいました。地上タンクに入れ替え完了と言われておりますが、際限なく増え続ける汚染水処理は、その後の対策も何一つまともな科学技術が確立していないことがさらけ出されました。最悪の原発事故で二年近くも仮設配電盤で関連機器の運転を続けていますが、これらに共通している問題は何か。今でも安全神話であり、その場しのぎの事故対応であると断言しても過言ではないと思います。

どうすればいいのか。東電任せではなく、国が最前線に立ち、世界に呼びかけ、原発に批判的な科学者なども入れた専門家集団の英知で事故収束に当たるべきと考えますがいかがでしょうか。原発がなくとも国内の電力は足りるということが昨年夏、今年の冬、既に証明されました。どの世論調査でも再稼働反対が過半数を超えております。原発事故の悲惨さを考えれば原発の再稼働などあり得ません。目の前で見せつけられる福島原発の危機的状況を見れば原発事故は収束などしていないことは明らかであります。

被災者と国民の分断、事故の風化、二重にも三重にも賠償に圧力をかける虚構の「原発事故収束宣言」は、国と東電に撤回を求めるべきであります。福島県は全基廃炉を文書で政府に求めました。原発事故の現状認識と収束宣言撤回を求めるかお答えください。

再生可能エネルギーは普及すれば普及するほど低コストになり、暮らしの安全・安心が担保され、地域の再生が進みます。そのキーワードは福島原発事故の直接的被害者である浪江町が「全国と世界に何を発信できるのか」であると思います。例えば汚染された広大な地理的空間を一株参加型の再生可能エネルギー産業基地にするなど、開発プロジェクトを立ち上げるのもそのひとつでしょう。

浪江・小高原発の予定地を脱原発・再生エネルギーの拠点として 開発するよう国と東北電力に働きかけるお考えがあるか、復興計画 具体化の立場から答弁を求めて私の1回目の質問を終わります。

〇議長(小黒敬三君) 町長。

〇町長(馬場 有君) 賠償の加害者責任を明確にした賠償になっていると考えるかについてお答えいたします。議員ご案内のとおり、東

京電力の態度は、今もって変わっておりません。したがって私ども行政とそれから町議会の皆さんと一体となって全面賠償をこれからも強く訴えていきたいと考えています。中間指針の賠償基準を御旗にしてくること。これまたやっております。昨日、賠償紛争審査会の委員の方々が現地視察に参りました。そのときにやはりお話をずっとしてきまして、私どもの避難生活のひどさ、それから我々のあるさとの音のない、においもない、そういう状況を見ていただきました。それについての精神的損害についても、やはり基準見直しをしていただくことも要請してまいりました。したがって、全面賠償に向かって皆さんと一緒になってこれから強くまた要請してまいりたいと考えております。

それから、二つ目のADRの申し立てと早期賠償についてでありますけれども、ご案内のとおり5月29日に和解仲介の申し立てをしてまいりました。今後の見通しとしましては、浪江町支援弁護団と協議しながら進めてまいりたいと思います。できるだけ早く私どもの申し立てをしたものが和解案として早期に妥結するような形のもので持っていただくように対応してまいりたいと考えています。

それから、賠償基準の見直しの必要性とその対応についてであります。これは特に財物の賠償については、やはり議員おただしのとおり、中間指針の第二次追補で審査会は居住用の建物にあっては、同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮するということを言っているわけです。それを東京電力が認めない。あるいはエネ庁が認めないという状況でありますので、先ほど申し上げましたように、きのう紛争審査会の委員の方が、我々の状況を見ていましたように、きのう状況を今回6月22日に地元で紛争審査会が第2回目が開催されます。そのときにある程度見直しが示されるという期待感を持って臨みたいと思っています。私の主張では、やはり強く、やっぱり先ほどの全面賠償、それから財物賠償のいわゆる再調達にあった。それから田畑についてもやっぱり私どもの実情にあった提案をして、中間指針の見直しをやっていただくように要請してまいりたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** それでは(2)財物賠償についての②について答弁いたします。

津波被害区域の賠償の家財につきましては、帰還困難区域の20%の賠償額。土地の賠償につきましては、他の区域と同様の取り扱いとなっております。住宅を再建した場合につきましては、最大で200万円の生活再建支援金が支払われております。さらに災害危険

区域に指定後、居住区域につきましては移転促進区域に指定し、国 の復興交付金を活用した防災集団移転促進事業による宅地等の買収 について検討しております。

また、前回も答弁いたしましたが、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針では、賠償の終期は避難指示解除後の相当期間としておりますが、町としては加害者が被害者に対して行う賠償は、原状回復が基本であると考えておりますので、避難町民が震災前と同様の生活となるまで賠償が継続されることを求めていきます。

なお、今回の事故は原発を国策として進めてきた国にも責任がありますので、3月24日に内閣総理大臣、4月3日に衆議院予算委員長に、賠償によらない政府の支援策と諸経費の課税免除を要望しております。

続きまして③の墓地の整備と賠償基準についてお答えいたします。墓地の整備につきましては、津波被災区域は高台移転を検討中ですが、その他の地区についてはまだそこまでに至っておりません。現在、土地の賠償基準については、宅地以外示されておりませんが、他の地目同様、墓地についても賠償基準を早急に示すよう求めております。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それでは自治体の賠償についての現状についてお答え申し上げます。現在までに、賠償請求を行いましたものは、平成22年度分、平成23年度分についての水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計となっておりますが、東京電力との間で請求内容の確認等を事務レベルで行っているところであります。

また、これ以外の一般会計分などにつきましても、原子力発電所の事故以降で決算の認定を受けている平成22年度、平成23年度分について、原子力損害賠償紛争審査会が中間指針で示した東京電力が地方公共団体に賠償すべき範囲を基本に、現在、賠償額の整理を各課に通知しているところであります。整理がつき次第、請求書を提出する方向で作業を進めているところであります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- ○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君) (4)の時効消滅についてお答えいたします。特例法を適用するには、ADR申し立てが前提となっており、特例法で救済されるのは一部の被災者だけとなることが問題と考えます。東電は2月に、時効の完成を持って一律に賠償請求を断ることは考えていないと表明いたしましたが、この言葉は後の裁判で被災者に何かを約束するものにはならないため、今後はす

べての被災者が賠償請求権を行使できる法的措置を講ずるよう県及 び関係自治体と協力して求めて行きたいと思っております。

また、未請求者情報の開示についても、東電に対しこれまでも求めてきましたが、いまだに開示されておりません。今後も県及び関係自治体と協力しながら、未請求者情報の開示を求めていきます。

また、それにより未請求者が確定されれば、請求弱者へのサポートも効果的にできるものと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- ○生活支援課長(佐藤良樹君) 2番、仮設改善、復興住宅建設計画について、(1)仮設住環境改善についてご質問にお答え申し上げます。①畳入れ、掃き出し、追い焚き、エアコン増設など、全体調査と改善追加対策についてございますが、畳の設置につきましては全仮設住宅、台所、トイレなどの水回りを除いて全室設置可能となっております。掃き出し窓につきましては、こちらにつきましてな全仮設設置可能となっておりまして、追い焚きにつきましては、入居時点で1台設置しておりますが、台所、トイレ等の水回りを除く居室に1台のみ追加設置可能となっております。設置に当たりましては、全戸に対してアンケート等により入居者に設置の有無を確認しておりますが、希望がなかった部分につきましても希望があれば追加要望として随時対応してまいります。

次に②談話室の拡張、ガス台周辺の防火対策、床板の劣化対策等についてでございますが、談話室の拡張につきましては、まず用地及び既存の建物要件を確認し、拡張ができるかどうか確認が必要となります。その上で、利用状況など具体的には拡張が必要である理由を聞かせていただき、県と協議するようになりますが、自治会等から要望がありましたらば、随時県に対して要望してまいりたいと考えております。

また、ガス台周辺の防火対策及び床板の劣化対策につきましては、 今年度7月と12月の2回、福島県において仮設住宅の一斉点検を行 う予定となっております。その中で不具合等が報告された場合につ きましては、随時県に対して改善等を要望してまいりたいと考えて おります。

次に、③仮設内のポスト設置についてでございますが、ポストの設置につきましては、設置者が郵便局となり、費用対効果等考慮し、設置の必要性を判断することとなります。仮設住宅内に設置する場合も同様の取り扱いとなりまして、仮設住宅設置市町村との協議も必要となってまいります。町としましては、自治会の要望等も聞き

ながら、関係機関と適宜協議して対応してまいりたいと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- **〇復興推進課長(宮口勝美君)** それでは生活拠点検討協議会の開催の 現状と計画の具体化についてお答えいたします。

長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会につきましては、 昨年9月22日に初めて設置された協議会でありまして、復興大臣、 県知事、それから避難元自治体の首長及び受け入れ自治体の代表の 首長等によって構成されている会議であります。その第1回目の協 議会において、今後、長期避難者等の生活拠点の確保のための移転 期間、移転規模、整備方法、制度的課題について検討整理をすると いうことと、この場で事務担当者会議、いわゆる個別部会を開催し て受け入れ自治体ごとに国、県、当該自治体での生活拠点の形成を 検討する避難元自治体及び受け入れ自治体による個別協議を随時開 催して災害公営住宅のモデル的整備の進め方を具体的に検討するん だということの決定がされたところです。去る6月9日に、第2回 の協議会が開催されました。この中では、コミュニティ復活交付金 の関係と、受け入れ自治体に対する財政支援についての中身がござ いました。いわゆるコミュニティ復活交付金と申しますのは、これ まで被災以降、2年3カ月が過ぎたわけですけれども、ここでよう やく原発被災者向けの復興公営住宅の建設に使える財源が初めて確 保されたという現状であります。これまでは、読替規定でもってや っていた経過が、ようやく原発被災者向けの住宅の財源が確保され たという状況になっております。受け入れ自治体から出されていた もの、あと見直しがされたということから、先ほども申し上げまし たが、いわき市等の個別協議も進むのではないかという期待が出て いるところであります。それからまたコミュニティ研究会の設置に ついても提案がありまして、今後復興公営住宅の建設に併せた避難 元自治体、県、関係町による有識者等の意見を聴取しながらコミュ ニティ確立のためのハード、ソフト、両面にわたる検討のための研 究会が設置されたという形になっております。

具体的には今後事務方の協議を経て発足する予定になっております。委員から出されております全体計画、あるいは制度設計の部分でありますけれども、これにつきましては一切出されておりません。 具体的に出された中身としましては、今後個別部会において協議をしていくということだけなんです。国から支援をされているのはそれに向けた公営住宅の整備箇所、整備コストに関する全体計画というものは示されましたけれども、具体的にどういう方針でこれから進んでいくのかということについては、個別部会にある意味では投 げられているという状況で全体計画は示されておりません。

なお、県の第一次の災害公営住宅の整備計画については、正式には明日発表することになっておりますが、きのう今日の新聞でもって数は出されております。この数字でもって第一次の県営の公営住宅の建設が進められるという段取りになるかと考えております。

こういった国の支援については先日の協議会においても主体性に 欠けるという指摘も上がっておりますし、よりスピード感を持って 進めるような要望も出されているところであります。

今後は、現実的には今後先ほども申し上げておりますが、各個別部会の中での協議を踏まえて決定されていくものと思っております。まずは用地の確保が前提であるということ。それから町外コミュニティの関係でありますので、どうしても受け身になわざるを得ないという部分はありますけれども、町としての意見はしっかりと伝えていきたいと考えております。

次の復興計画の現状と今後の取り組みに関してでありますが、要は住宅の建設計画に伴う数字の件だと理解しております。それについては、うちのほうは3,100戸という数字を出しております。それに対して復興庁では全体で3,232戸という数字が出ていました。県の計画によりますと3,700戸ということでありますが、先ほども申し上げましたとおり、第一次については県の計画に基づいて戸数がある程度確定されたものと理解をしておりますが、あくまでも一次であるということの確認をとっておりますので、これに基づいて7月に行われる次回の住民意向調査において、住民の方々が判断できる情報を出しながら、正確な意向調査をして、数字の信憑性を高めてまいりたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- ○帰町準備室長(山本邦一君) それでは③の区域再編の問題と対策の うち、防犯防災関係の部分についてご答弁申し上げます。本年4月 1日に区域再編が実施され、浪江町では3区分に分けられました。 避難指示解除準備区域、居住制限区域につきましては原則自由に立 ち入ることが可能となったわけでございますが、町では、防犯の句 点から避難指示解除準備区域では、他の自治体では行っていな立 ち入り規制ということでバリケードを設置しております。そういう 中で、国道6号からの立ち入り制限を住民の皆様のご理解を得た中 で実施している状況であります。とはいえ、強制力がないという点 もございまして、現状、事実でございますが、他県ナンバーの車両 も見かけるようになっております。町としては入町の際に車両ナン バーを控える等により防犯体制をとっておりますが、今後更に防犯

並びに防火体制の強化を進める必要があると考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- ○生活支援課長(佐藤良樹君) ③区域再編の問題と対策はの公益以外の立ち入り時間、帰還困難区域の立ち入り手続きと回数の緩和等についてでございますが、こちらにつきましては先ほど5番、平本佳司議員、さらには13番、紺野榮重議員の答弁と重複いたしますが、立ち入りの時間につきましては、避難指示区域見直しの施行に伴いまして、双葉郡内では午前9時から午後4時で統一しているところでございます。原子力発電所事故の収束、安全が担保できないなど、不安定な状況が続いている中でございます。住民の安全確保の観点からも現行を維持していきたいと考えております。

次に、帰還困難区域の立ち入りの手続きと回数の緩和についてでございますが、国管理でコールセンターに連絡及び登録することにより、月1回の立ち入りが可能となったところでございます。これにつきましては、当初提示の3カ月に1度の立ち入りを月1回の立ち入りとしまして、町指定日を撤廃、通年オープンで立入が可能となったところでございます。

また、回数の緩和につきましては、前段と同じくなりますが、原子力発電所事故の収束、安全が担保できないなど不安定な状況が続いている中でございますので、住民の安全確保の観点からも現状を維持していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 介護福祉課長。
- ○介護福祉課長(佐藤尚弘君) 3、介護、保険福祉について、(1) 災害関連死と対策について、①医療、介護、保険福祉の連携とその対策はのご質問にお答えいたします。避難生活の長期化に伴い、精神的、環境的悪化が主な原因と考えられる災害関連死に対して、必要な対応として第一に、外出支援事業を考えております。現在5カ所あるサポートセンターで、健康体操等を実施し、少しでも外出していただき、気分転換と時間の許す限りお話ができる場づくりを行っております。第2に、訪問活動による見守り相談事業です。現在、社会福祉協議会等の団体が一人ひとりの状況を把握し、専門機関につなぐネットワークづくりを推進しております。第3に、介護中ビス等専門的なサービスの提供事業です。医療、介護保険連携による包括ケアを開催し、包括的なサービスを提供しております。これらの活動は、生活状況、健康状況の把握、受診状況の確認、介護家族のケアと多岐にわたっております。また、関係機関と連携を取り、孤独死、病死の防止を含めて取り組んでおりますが、今後はさらに

ここの活動を避難者支援による連携協力会議を庁内で開催し、役割 分担を明確にし、情報一元化を図りながら連携を密にしていきたい と考えております。

①仮設と借り上げの特別対策はのご質問にお答えします。現在、4団体が精力的に巡回訪問活動を推進しております。まず、社会福祉協議会の生活相談員配置事業です。一人ひとりの状況を把握し、体調の確認事業をしております。次に、福島市において、浪江町の民生委員が協力しあい、借り上げ住宅500軒の地図を作製し訪問活動を展開しております。今後、川俣、二本松、本宮におきましても展開していく予定であります。

3つ目が、県立大野病院看護師による訪問健康支援です。県中、 県北、浜通りを中心に仮設住宅、借り上げ住宅の巡回訪問をしてお ります。これにより血圧測定、受診、服薬等の確認を行っておりま す。

4つ目が、いわき市におきまして日本赤十字看護大学の看護師による訪問健康健康支援であります。また、今年は特に地域で暮らす認知症の人の家族や人を応援するために、認知症サポーターの要請を行い、支援していきたいと考えております。

(2)介護福祉の利用状況と問題について、①被災者高齢者対策として、施設利用の特別対策をどのように進めているかのご質問にお答えいたします。現在の入所施設の利用状況は、介護老人福祉施設148人、介護老人保健施設119人、介護療養型医療施設4人で、合計271人です。現在、オンフール双葉の事業再開支援を進め、応急仮設特別養護老人ホームの建設の準備を進めております。また同時に、避難先受け入れ自治体の施設利用を考えております。

それから、介護タクシーの制度化ですが、現在二本松市において昭和タクシー他2社、郡山市、福島市など地域ごとの介護タクシーがございます。避難先の介護タクシーの利用を基本として、適宜利用可能なものを町民の皆さんに情報を提供していきたいと考えております。

②障がい者の暮らしの場の安全対策はのご質問にお答えいたします。身体に障害のある方のニーズを踏まえ、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活ができるよう安全対策を推進しております。通所の精神障がい者作業所の現状ですが、現在2事業者あります。アクセスさくらとコーヒータイムであります。地域密着型で事業を展開しておりますので、地元の方も利用していることから、現在の居住空間及び作業空間が手狭となり、余裕がない状態です。働くこと自体が生きがいとなりますので、安全で安心

できる施設等の確保を県及び関係各機関と現在協議しております。 また、製作したものが売れ、経済的自立をもたらすための販路拡 大にも協力しております。

次に、住宅の安全ですが、段差改善と住宅改修によるバリアフリー化です。仮設住宅は、県の承認の下に行いますので時間がかかりますが、適宜依頼しております。浴槽の高さ等の改善ですが、特定福祉用具の入浴補助用具により、入浴のいす、手すり、浴槽内のいすにより一定の高さで安全に入浴できるようなものがあります。

また、借り上げ住宅においては、福祉用具及び住宅改修で対応しております。これらを総合的に組み合わせ、障がい者の暮らしの安全を確保しているところであります。

- 〇議長(小黒敬三君) 教育長。
- 4番の教育行政について。(1)中高一貫 〇教育長(畠山熙一郎君) 教育の構想について問うのご質問にお答えいたします。おただしの 中高一貫教育の構想は、現在、福島県双葉郡教育復興に関する協議 会で検討されております。協議会の会議は昨年12月の第1回から現 在まで7回を数え、構想の前提となる双葉郡が抱える課題と教育の 望ましい姿や、双葉郡の将来を担う人物像、双葉郡ならではの魅力 ある教育といった事柄の議論から始まりまして、3月末には被災時 に双葉郡の各町村の小中学校で学んでいた子供達とその保護者、約 50名でございますが、お集まりいただきましてこの方々を中心に双 葉郡子供会議を開きまして、ふるさとをどんな町村に復興したいか。 ふるさとの復興に向けて自分がしたいこと。できることのために何 を学びたいかといったことについての思いや考えをお聞きしまし て、その後の協議に反映するなど、幅広い検討を重ねて、現在は双 葉郡教育復興ビジョン、仮称でございますが、これを取りまとめる 最終調整の段階にあります。ビジョンの全体像は、避難している児 童生徒も含め、双葉郡の子供達全員を対象として取り組み、教育を 中心として双葉郡の絆を強化すること。双葉郡の復興や持続可能な 地域づくりに貢献できる強さを持った人間を育成すること。震災、 原発事故からの教訓を生かした双葉郡ならではの魅力的な教育を推 進し、帰還、復興の先駆けとするといったことを中心に据えるもの となりそうでございます。

これらの中で、中高一貫校の構想は、中核的な位置を占めるものでして、立地や設置主体の面で今後の調整が必要ですが、その主な狙いとしましては、まず、双葉郡の子供達のために身近で、魅力的な高校進学先を確保すること。次に6カ年を効果的に活用して、一人ひとりの可能性を引き出し、夢と力を育むこと。教育課程を実施

する上で、大学や企業、NPO等と連携することや様々な体験を積んで、それらを専門的な学びに結びつけることで進学の展望を開くこと。6年間の交流で将来的に大きな財産となる濃密な人間関係を育むこと。以上のようなことが掲げられてございます。

最後に、私自身の見解を申し述べますが、町村によって被災の状況も復興への見通しも異なることから、多様な意見が交錯する大変難しい議論を重ねてまいりました結果、双葉郡の子供達の学びと夢の実現を支援する教育環境を整えるためのビジョンがようやくまとまりつつあると思っております。

今後は、その実現を国に強く働きかける必要があると考えておる ところでございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 健康保険課長。
- 〇健康保険課長(紺野則夫君) それでは被ばくと健康管理について、 第1点目の県民健康管理調査検討委員会で公表された甲状腺がん発 症についてお答え申し上げます。6月5日に開催されました県民健 康管理調査検討委員会で公表された甲状腺検査につきまして、非常 に残念でございますが、福島県の子供達の12名に甲状腺がんが確認 されました。その中に、当町の子供1名が含まれております。現在、 治療を受け通常の生活を送られているということでございますの で、ご報告申し上げます。

次に、2次検査未受診者の対応並びに県外避難者の検査の現状と対策についてでございます。当町の2次検査の対象者は24名でございます。既に24名が検査済でございますが、検査を受けていない4名の子供達につきましては検査日程が合わないといった理由から、今後日程を調整して医大での検査を受けることとなっておりますのでご理解願います。

また、県外での検査の現状でございますが、県は全国77医療機関での検査が可能としております。当町における対象につきましては3,645名、そのうち受診者が3,161名。うち県外での受診者が145名となっております。1,409名の子供達が県外に避難しておるわけでございますが、大部分が県内での受診となっております。県外からの移動も大変であることから、これまでも検査日時を指定することなく対象者本意の検査ができるよう県に対して強く要望してまいりました。

今後につきましても、県外検査機関の確保と、検査機会の拡充を 強く県に対して要望してまいります。

続きまして、安心できる医療体制と医療費の無料化についてでございます。安心できる医療体制の構築は子供達の健康管理の徹底を

図る上で必要不可欠であり、町民全員の願いでもあります。

現在、仮設診療所を設け、町民の健康管理に努めておりますが、 さらに充実したものとしなければならないと考えております。医師 の確保を含め、医療、リハビリ、訪問看護など総合的な医療の提供 ができるものとするためには、町としての確固たる計画を国県に提 示し、実現に向けた要請、要望をしなければならないと考えており まして、昨日でございますが、国の厚生労働省に対して、実現に向 けた要請要望活動をしてまいりました。

また、精神的、肉体的に疲弊した町民の健康管理の徹底を図ることが最も大切であることから、医療費無料化の継続はもちろんのこと、放射線被ばくに対する検診体制の強化並びに検診費用等の恒久的医療費無料化、健康手当の支給等を盛り込んだ被爆者援護法と同等の法制化を求めてまいりました。これからも強固にこれらについては求めてまいります。

国として、何を持って責任を果たすのか、具体的な対応を今後も 迫ってまいりますので、議員皆様のご理解とご支援を今後もお願い するところでございます。

- 〇議長(小黒敬三君) 答弁者、町長。
- ○町長(馬場 有君) 原発の危険についてのご質問についてお答えいたします。議員ご存じのように、平成23年12月16日、当時の野田首相の下において、原子炉は冷温停止状態に達し、不測の事態が発生した場合も、敷地協会における被曝線量が低い状態を維持することができるようになり、安定状態が保たれ、発電所の事故そのものは収束に至ったという判断をしたことから、原発事故の収束宣言をしたわけであります。

しかし、この宣言については、原子炉を継続して注水冷却することにより、低温状態を保持している状況を説明したに過ぎないものと考えております。議員おただしのとおり、3月18日に発生した停電による使用済み燃料プールの冷却設備等の停止をはじめ、地下貯水槽から汚染水の漏洩等の重大なトラブルが相次ぎ発生しておりまして、その対策についても抜本的な対策とは言えず、現状、とても事故収束している状況にはあるとは言えません。

したがって、まずは福島第一プラントの安定化を一日も早く確立 するよう強く求めるとともに、国に対しては機会を捉えて収束宣言 の撤回を強く求めてまいります。

- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- **〇復興推進課長(宮口勝美君)** それでは2番目の浪江小高原発の跡地 利用についてお答えいたします。

東北電力の浪江小高原子力発電所建設予定地の利活用につきましては、現在までのところ東北電力からも具体的な計画等は示されておりませんが、復興に向けた事業への利活用をしたいということの申し入れはしております。町も含めまして関係する機関等で検討を進めていくということで、事務的な会議は先日持ったところです。実務者ベースで県と町と、南相馬市が入りまして、電力と4者でもって顔合わせということでありますが、今後勉強会を開催していきたいということの位置付けで会議は持っております。何と言いましても150万平米という広大な面積がございますので、有効な利用が出来るようにということで、これから町の計画の中でも検討していくことになろうかと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 16番、馬場績君。
- O16番(馬場 積君) たくさん項目があるのであとのほうは再質問、 あるいは再々質問できなくなるかもしれませんので、最後のほう 2 点だけまず最初にやります。

収束したとはとても思えないと。現状認識を全く共有しているところであります。その上で、浪江町として国と東電に正式に撤回を求めるべきだと私は求めたわけでありますけれども、機会を捉えて撤回を求めるということでちょっと一歩下がっているんですよ。そこはそうでなく、あえて一回目で申し上げたように、福島県としても全基廃炉を国に求めると、文書で求めるということもされております。

したがって、浪江町としても収束宣言の撤回、あらゆる問題のがんです。そういう意味では町民の声を代表して正式に撤回を申し入れしていただきたい。改めて答弁を求めます。

それから、浪江小高原発の跡地利用について、4者で顔合わせしたところだと、これからだという話でありますけれども、やっぱり浪江町としても復興計画に脱原発を全国と世界に発信するということを明確にうたっているわけですから、浪江町としては特に南相馬と連携することはもちろんでありますけれども、あそこの土地の利用を再生エネルギーの拠点基地にするということと合わせて、浪江町全体の再生可能エネルギー開発のために、プロジェクトチームを作るなりして、その事業を行政が先頭に立って進めるべきだという意図で質問したわけであります。改めてお答えいただきたいと思います。

それでは最初に戻ります。ADRも含めた賠償の問題ですけれども、浪江町原子力損害賠償請求に関わる支援に関する条例は、3月5日、町長から提案されて、浪江町議会としては全会一致で採択し

たところであります。改めてこの条例の重さをお互い、議会も行政 もかみしめる必要があると思います。町長にあえていう必要はない と思いますけれども、前文付の条例というのはこれまた珍しい。そ の上で、どういうふうに書かれているか、簡潔に要約します。事故 発生から現在までの間、長期にわたる避難による生活環境及び健康 状態の悪化、失業、放置され傷み続ける住宅、不十分な住環境、健 康被害への不安、家族・友人との離散、生きがいの喪失、将来の見 通しがつかない不安、コミュニティの崩壊等の損害、そしてこらら による精神的損害は計り知れない。だからということで、町民の生 活再建のために、迅速かつ公平適正な賠償の実現を目指してこの条 例制定するとなっているわけであります。まったく余分な説明を必 要としない条例であります。その上で、町長としては先ほど私の質 問にも、何としてもこれを実現させたいと。支援の弁護団とも連携 をして、早期の解決を目指すという答弁をされたわけでありますけ れども、一連のADRに対する東電の対応を見れば、そう簡単では ないということもはっきりと受け止めておく必要があると思いま す。また、一部新聞の報道によるだけですから、私は直接確認はし ておりませんけれども、双葉郡内のある自治体が、浪江町のADR 申し立てに対して、今私が申し上げたような、浪江町の条例の真意 を全く理解していない。別な言い方をすれば、誤解しているのでは ないかというふうにさえ私は思うわけであります。それはそれでこ っちに置いておいて、しからば1万1,000人が委任をされたADR 申し立ての事業をどうして成功させるかと。成功させるためにどう するかということだと思います。いろんなところでいろんな話にな っております。

また、3月議会でもいろんな意味で全面賠償を勝ち取るためには、町と議会が連携して町民大集会、決起集会を開くべきではないかという質問をしました。町長は、明確に議会と連携をしてぜひ町民大会をやりたいという答弁がありました。まさにその情勢は熟したと私は判断をするわけです。あしたあさってというわけにはいかないかもしれませんけれども、ADR申し立てをした国東電との関係もある。この条例の趣旨を文字通り全面的に町民と団結をして議会と連帯をして成果を勝ち取るというためには、早い時期に町民の決起大会を開くべきではないかと思います。改めて条例に立ち返って、これを成功させるために、そうした取り組みをする考えがあるかどうか、はっきりお答えをいただきたいと思います。

それから、全面賠償、財物賠償でありますけれども、ここで資料 配付お願いいたします。 ○議長(小黒敬三君) 資料配付のため、暫時休議します。

(午後 4時00分)

〇議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午後 4時01分)

- **〇議長(小黒敬三君)** 16番、馬場績君。
- ○16番(馬場 績君) 同じ日の新聞報道です。右の記事は、5月21日 の日刊赤旗の記事です。そして左の記事は福島民友新聞に掲載され た同日付の記事です。5月20日に、日本共産党の紙智子参議院議員 が参議院の決算委員会で取り上げた記事です。民友新聞の記事、こ れも3点要約をいたします。見出しは、住宅賠償については、実態 に沿っての基準見直しの必要性ということで首相が答弁したという のがやっぱり大きな変化でした。それが一番上から左端の方、それ から2段目の右、2行に渡って書いてあります。それから2つ目は、 首相答弁に先立って資源エネルギー長官も答弁をしました。追加的 な措置が必要な措置が必要であれば、東電の賠償基準に反映させる など対応したい。基準見直しを示唆した。そして紛争審査会の所管 でもある文部科学省は、一番下から上の中ほどのところです。下村 文科大臣が、再取得価格についても考慮するように2次追補には示 されているということで、全体としては財物賠償の見直しを国会に 明言したということです。以上に重要な答弁だと思っておりますけ れども、浪江町として全面賠償を求めるに当たって、具体的な問題 を指摘しながら見直しを求めるべきだと。どういう取り組みをされ るかお答えください。
- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 再質問にお答えいたします。まず、国と東電に 事故の収束宣言の撤回を求めるべきだということで、これは国ある いは東京電力に要望するごとに撤回を要望項目の要請文の中に入れ ていくと。そしてまたいろんな機会を捉えて撤回をこれから強く求 めていきたいと思ってます。

それから、土地利用につきましては、これは東北電力の所有権があるということであります。したがって、我々自治体、関係機関、もちろん県も入ってきますけれども、そういう中で脱原発を出したわけですから、特に東北電力は今年の3月に白紙撤回をしています。そういうことで、土地利用の件については今まで浪江町に世話になってきたというような状況もあるようですので、町に貢献できるよ

うなものにしていきたい。一緒になって協議してまいりたいと考え ています。

それから、賠償のADRの件です。これは議員おただしのとおり、 町が町民を代理していくということで、これは地方自治法の本旨に 則った中でやっているわけです。したがって、それに基づいた条例 を議員の皆さんで作っていただいたということです。私ども町民の 福利の向上は、責任を持って町の行政としてやっていかなくてはな らないということでありますので、これを全面に出しながら、早期 解決に向けて頑張っていきたいと思います。

なお、提案がありました議会との歩調をとりながら決起大会の問題、3月定例会でも答弁いたしました。今回、議員の改選もされましたので、議会とよく相談をしながらどういう方法が一番いいのか。そういうことを皆さんとお互いに話し合いながらやってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- ○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君) ただいまの再質問についてお答えいたします。議員おただしのとおり、今回の賠償につきましては、あくまでも賠償ということで修繕費に関わる部分の補填という国のほうで言い方をしております。ご存じのとおり、戻りたくても戻れないそういった町民も多数いらっしゃいますので、先ほども答弁の中でも申し上げましたけれども、今後強く国には賠償と移転補償と選択できるようなシステムを当然作っていただかなければ成り立っていきませんので、そういったことを踏まえて再度さらに強く求めていきたいと思います。
- **〇議長(小黒敬三君)** 16番、馬場績君。
- O16番(馬場 績君) 賠償の問題は、生活再建の前提だと思います。 先ほど人間復興という話も出ました。それはそれで全くそのとおりです。同時に、我々は新たな生活をしなければならない。ふるさとに帰れない、帰っても生活再建できないという現状にあるわけですから、財物賠償も含めて賠償を大きく生活再建に役立つ賠償基準そのものが再調達できるそういうものに見直しをさせていく必要があるということについては、全く行政側と共通理解ができていると思います。その上で、町長でも副町長でもいいんだけれども、きのう、審査会のメンバーと現地調査をしたというお話がありました。能見会長は、現地調査をされてどういうふうに認識を変えられたのか。同行した立場としてそのところをお聞かせいただきたいと思います。

それから時効中断の問題です。このことについては、特例法では

根本的な消滅時効を止めるものにはなっていないということですので、私はやっぱり改めて消滅時効を止めるだけの効力を持つ法律を強く求めていく必要があると思います。その上で東電は、未請求者に対して情報を協力しないということなんですが、多分これは個人情報保護とか何とかということでしょう。しかし、財物賠償に当たって、行政側が持っている資料の開示を求めて行政は協力したということは、もうご承知のとおりであります。その上で、未請求者に関わる情報開示が個人情報との関係で出来ないというのであれば、行政に提供していいかどうか。東電はまだ請求していない人に文書で通知をして、同意をとってその上で行政が未請求者に対して賠償請求をサポートできるような仕組みを作っていく必要があると思います。このまま放置したのでは一歩も前進しません。具体的な対応をどういうふうに考えるのか。

それからADRの問題では、こういう電話が来ました。会津に避難している人です。私もADRに参加しました。しかし、町のADR申し立ては精神的損害の問題だと。私は財物賠償も含めて東電の賠償基準には不満があると。そうすると、時効中断という問題になったときに、特例法だけを考えた場合、それ以外の財物でも時効中断ということで継続請求できるのかどうかという質問を受けました。そのことについて、今の段階でどういうふうに受け止めているのかお答えください。

それから、仮設改善の問題については、全体調査をしたということですけれども、現実には仮設によって改善のばらつきがあります。その上で一歩前進したのは、ガス台とか床板については7月と12月に一斉点検をして、改善があれば改善するという答弁がありました。これはガス台とか床板の問題だけではなくて、エアコンの増設も含めて全体調査、入居者が改善希望できるような形で一斉点検調査をするべきだと思います。どういうふうにされるかお答えください。

それから、復興住宅の問題です。復興住宅の問題では、福島民報、 民友に、それぞれ詳しく出ておりますけれども、きのうの民報新聞です。課長これ手元にあったらば見てください。先ほどから答弁ありますように全体戸数は3,700戸です。何回も出ておりますけれども、浪江町だけで3,100戸です。改めて確認しますけれども、3,100戸の実現性について、県との関係で3,100戸要望したということで止まっているのか。3,100戸要望したことについて、ぜひこれだけは建設してもらいたいということで県に強く求めた上で県はこういう発表をされたのかどうか。要するに、県や国の考え方がどうなのかということが明らかになる。 それから、二本松市、桑折町、川俣町、大玉村、三春町など含めて830戸なんです。ご承知のとおり、ここ二本松市では浪江町から450戸の要望を受けて、具体的に用地確保の検討に着手したということが二本松市議会でも答弁されております。そうすると今言った830戸のうち、浪江町が二本松だけで450戸ということになるわけです。二本松市との関係ではこのことがどういう協議をされたのかお答えください。

一つは一時立ち入りの問題、改善で町の権限でできることは何か 明確にお答えください。

それから、実は今朝、帰還困難区域、大堀の井手の方です。帰ったらばこういう状態だったということで、うちの中が牛の糞、それからハクビシンも入っているんだろうということで、見るも無惨。サッシもぶち壊して中に入っている。したがって、一時立ち入り区域再編との関係で、放牧されている牛の対策も進めるべきだ。

それと一時立ち入りについて、1カ月に一遍ではこういうことになってしまうと。帰りたくないとはその人、今朝言っていましたけれども、帰還困難区域でももっと回数を増やしてもらいたいという話がありました。どう見直しをされるか。改めてお尋ねいたします。

それから医療、介護保険との連携、健康保険課長が非常に重要な答弁をされました。安心して医者にかかれる総合的な施設をきのう厚生労働省に要望したということです。今の答弁だけでは具体的にイメージができませんので、私としては医療、介護保険が連携したような施設も必要だということでお尋ねしておりますし、安心してかかれる医療体制の構築ということの関係で健康保険課長お答えされたわけだけれども、いま少し先ほどの答弁を補足していただきたい。

それから県外の子供達の未検査、先ほどの答弁では1,409名のうち145名。若干1割。何度も私言っているように、もちろん全国77の医療機関で県外で受診できる体制があるというけれども、結果的にはできていない。このままではこのままずるずる引きずるわけだから、そこをどう改善するか。だから町としてできることは、福島に来れば受診できますよ。経費も出しなさい。町で負担してはどうかということを求めています。どうされるかお答えください。

〇議長(小黒敬三君) 町長。

○町長(馬場 有君) 昨日の賠償紛争審査会の能見会長以下2名の方、 3人で現地を見ていただきました。その中には、精神的損害に対す る状況は、私どもが仮設の方と話をする機会といいますか、時間が ありませんでしたので、そういう状況の話し合いにはありませんで したが、バスの中で私は活性化センターからずっと町の方に入って いく。議長も一緒でしたが、一緒に説明をしながら入ってきました。 精神的な損害、825日目だったんです、きのう。その825日も私ども は避難しているんだ。そういうばらばらになっている。学生も、子 供もそうだし、それから家族もばらばらになっている。そういう状 況を説明して、精神的損害についてのヒントも与えました。それか ら農地の状況です。柳が生えてきている状況も見てもらいました。 さらには今の写真ではないですけれども、本当にイノシシとか牛と か豚とか中に入られたあるお宅も見ていただきました。やっぱり見 た感想は、ひどいなという状況で3委員の人は見ていったようです。 さらに町の中に入って、商店街がどうなっているのか。そういうも のも見て、やっぱり相当時計の針が止まったように損壊した家があ り、瓦れきの処理がされていないところを見て、大変驚きを感じて いたような感じでした。それから請戸周辺、沿岸部にも行きまして、 ああいう瓦れきがいっぱいあって、船が陸揚げされた中での光景と いうのは、もう浪江町あるいは双葉町、小高区も瓦れきの処理が若 干進んでないような感じしますけれども、もう、何と言いますか、 限りある地域だけになってしまったと思います。

したがって、その委員の人達はそういう惨憺たる状況を見て、ちょうど一昨年の8月ですか、中間指針をまとめたの。やっぱり我々の現地を見ないで、それから現場の被災者の話を聞かないでああいう指針を作ったということについては、私は反省しているんではないかと思っています。したがって、あの感覚を見ますと、なんとか財物についても見ていますので、指針の見直しがあるのではないかという感想を持ちました。これは6月22日に、また私どもの被災地の首長が集められまして紛争審査会が開催されますので、またその点をきっちりと話を申し上げていきたいと思っています。

それから、時効中断の件でありますけれども、一昨日、下村文部科学大臣が、現在の特措法ではすべての方々を助けることはできない。したがって、助けるためには原災避難者すべてについてやる場合には、議員立法をもっと吟味したものを作っていただければと逆に提案しています。

ですから、私は地元の選出国会議員そういう方々を中心にしながら、新たなる議員立法をしていただいて、隙間のない法律を作っていただきたいということで、これから要請をしてまいりたいと考えています。

私のほうからは以上です。

〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。

○復興推進課長(宮口勝美君) それではお答えいたします。災害公営住宅の希望戸数と県との重さといいますか、その辺の関係のご質問でございます。実は今年度になって浪江町では先ほど申し上げましたように、全体で3,100戸の要望をそれぞれ各受け入れ自治体の方に申し入れてきたところです。実質その申し入れをしたことが県の整備計画を早めたのかと正直思っております。

といいますのは、私どものほうには、受け入れ自治体のほうからその数についてどうのこうのというお話はありませんでしたけれども、ある自治体によってはそのことを受けて県に対して、県はいくつ作る気なんだという話を返してくれたようです。そういったことがあって今回3,700戸という数字が出てきたと受け止めております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- ○生活支援課長(佐藤良樹君) はじめに、仮設の住環境改善についてでございますが、現在、31施設あります仮設住宅のうち、桑折駅前仮設住宅及び岳下住民センターにつきましては、入居開始から2年が経過しているところであります。他の施設につきましても8月末までには入居から2年が経過いたします。ご承知のとおり、仮設住宅はあくまでも仮設としての構造の位置付けでございまして、使用期間の長期化に伴い、補修が必要な箇所が生じてございます。これを受けまして、県において7月には基礎などの構造についての調査、さらに11月には凍結や結露についての一斉点検が行われるところであり、6月中にも点検仕様書が作成されます。町としましても、その仕様書を精査の上、点検漏れ等がありました場合は自治会長と確認の上、補修等が必要な箇所については随時要望してまいりたいと考えております。

次に、一時立ち入りの回数等についてでございますが、先ほどご質問がありました町で決められるものということでございますが、基本的には国の機関でありますオフサイトセンターとの協議の上、決定されております。その回数等の増について、2回とか3回出来ないかということでございますが、これも再度になりますが、町民の皆様に配布しておりますガラスバッジ等のいわゆる3カ月ごとの積算線量及び郡内区域の再編完了による町村の動向を踏まえまして、概ね1年をめどに見直しを図っていきたいと思います。ご理解の程よろしくお願いします。

- 〇議長(小黒敬三君) 16番。
- **〇16番(馬場 積君)** 答弁調整お願いいたします。

生活支援課長については、一時立ち入りの件について、浪江町の 権限で決められることはあるのか。あるとすれば何かということで す。

それから、復興推進課長については、浪江町で3,100戸要望したけれども、県の全体戸数は3,700戸だと。浪江町の3,100戸は確保できるのかということ。さらに、その具体的なことを聞いたわけですけれども、二本松市に対しては450戸要望している。しかし、各町村の計画では、県が作った計画では830戸になっている。450戸、二本松市と協議がどこまで進んでいるのか。二本松市の450戸確保の見通しはどうなのかということです。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) 大変申し訳ございません。

まず3,100戸の確保がどうかということでございますが、今回、 県の第一次の整備計画では3,700戸ということで出ておりますので、 こちらの要求は、そのまま3,100戸はいきますが、第一次の計画の 中では全体的な3,700戸の数で県はつくるという計画でございます ので、それは3,700戸の総数でいくことになろうかと思います。た だ、協議といいますか、町としての要求はそのまま通していくとい うことでございます。

それから、二本松市との関係でありますけれども、これにつきましても個別協議の中で、数の精査はしていくことになろうかと思いますが、町としては450戸要望しておりますので、次の意向調査の結果も含めながら、数については調整を図っていくということでございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** ただいまのご質問にお答えします。

基本的に帰還困難区域につきましては国管理でございます。先ほど申し上げたとおりオフサイトセンターの方がそちらの方を決める機関となりますが、先ほどありました回数の件につきましては、これからも要望はしていきたいと考えております。

月1回でございますが、例えば緊急の場合で入らなければならないという事情があった場合については、オフサイトセンターの方に問い合わせをいただいて、そこからは町に最終的には協議して、そういう場合につきましては対応させていただくということになります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** それでは最後の再々質問にお答えいたします。

県外に今子供達が1,409名ほど避難しておりまして、その中で先ほど答弁しましたように、145名の子供の方が県外で健診を受診な

さっているという状況であります。

したがいまして、1,300名ぐらいの子供さんにつきましては県内で実施してもらおうと考えております。当然のことながら、交通費等につきまして非常に大変ではないのかということで、先ほど答弁しましたように、県の方にはその子供に沿った時間、曜日を設定してくださいということで県に再三再四、今まで申し入れしておりました。ところが県のほうではなかなかいうことを聞いてくれないんです。県のせいにしてばかりしてはいけませんけれども、町のほうで独自で今拡大をしながらやらなければならないということで、今現在、福島市、郡山市、いわき市、南相馬市含めて健診のできる医療機関を模索しましてお願いしている状況であります。

それから、津島診療所の検査体制の強化を図るために、今現在、 弘前大学の専門の先生に週1回でもいいからお願いしたいというこ とで、依頼文書等も出しております。

それからきのうの厚生労働省に行ったときの中身でございますが、介護施設については、やはり医療と切り離した中で考えなければならないということがございました。リハビリ施設をつくるとなれば、当然介護予防の部分になってきますので、医療の部分と2つに考えなければならないということがありますから、今後、県、国に対してどういうメニューがあるのか早く出せということで、その辺も話をしてきましたのでご理解願いたいと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 16番。
- **○16番(馬場 績君)** 以上で、16番、馬場績の一般質問を終わります。
- 〇議長(小黒敬三君) 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長(小黒敬三君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にと どめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

〇議長(小黒敬三君) よって、本日はこれをもって延会することに決 定いたしました。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集願います。

(午後 4時33分)

ィや今後の復興公営住宅などの整備、帰町できる環境の整備のため の諸施策の適切な実施に向けた取り組みをさらに具体化するための 基礎資料としており、復興庁、福島県、浪江町、3者共同のアンケ ートとなっております。アンケートの結果は回収率61.7%であり、 前回、前々回とほぼ同率の回収率となりました。将来、避難指示が 解除された際の浪江町への帰還以降については、地区にかかわらず すぐに帰りたいが2.3%、地区にかかわらず条件が整えば帰りたい が4.2%、自宅に帰るのであれば、解除後すぐに帰りたいが2.6%、 自宅に帰るのであれば、条件が整いさえすれば帰りたいが13.2%な ど、帰還意向のある方を2割上回っております。また、しばらく は二地域居住、浪江町とその他の地域との行き来を考えている方も 16.9%おり、帰還に後者と合わせると町民の4割近い方が、将来の 避難指示解除後に浪江町の帰還を模索しているとの結果となりまし た。また、浪江町には帰らないと決めている方が27.6%、まだ判断 が付かない方が29.4%となっております。前回のアンケートとほぼ 同程度の結果となっております。

また、町外コミュニティの居住意向者もしくは現時点では居住を判断できない方が居住しても良いと考える自治体としては、いわき市が50.7%で最も高く、次いで南相馬市が43.1%となっております。中通りについては福島市が18.5%、郡山市が16.0%、二本松市が15.4%となっております。一方、復興庁では、5月連休明けに意向調査の結果として、復興公営住宅の要望数を公表しました。こちらは同じ意向調査の結果を使用していますが、復興公営住宅の必要最小限度をつかむためのものであり、かなり絞った数字となっており、町の数字とは乖離しております。どちらも間違いではないと思いますが、町としては最大限の要望を出している状況であります。

今後は、7月にも予定される次の意向調査をもとに受け入れ市町村との詳細な協議を進めてまいります。

町外コミュニティについてご報告いたします。浪江町への帰還が 当面できないことから、その間の生活拠点として復興公営住宅を中 心に安心して生活ができる町外コミュニティの整備を急いでおりま す。

町としてはいわき市、南相馬市、二本松市の3自治体に整備することとし、関係自治体との協議を始めています。これまで南相馬市及び二本松市としては1回目の個別部会を実施いたしました。この2市については市側で敷地の選定作業に入っていることで、今後具発言訂正申出あり:議長許可下線部発言を削除することで了承を得る。

6 月定例町議会

(第2号)

平成25年浪江町議会6月定例会

議 事 日 程(第2号)

平成25年6月14日(金曜日)午前9時開議

	40 CC 00	
2		
3	議案第46号	浪江町消防賞じゅつ金条例を廃止する条例
		の制定について
4	議案第47号	浪江町応急仮設診療所設置条例の制定につ
		いて
5	議案第48号	浪江町消防団設置等に関する条例の一部改
		正について
6	議案第49号	浪江町国民健康保険税条例の一部改正につ
		いて
7	議案第50号	語学指導を行う外国青年の給与等に関する
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	条例の一部改正について
8	議室第51号	平成25年度浪江町一般会計補正予算(第
O		1号)
9	議宏第59号	平成25年度浪江町公共下水道事業特別会
J	时来为10 Z 为	計補正予算(第1号)
\cap	議安第53 只	平成25年度浪江町農業集落排水事業特別
U	哦 米匆007	会計補正予算 (第1号)
1	送 <i>安</i>	
1		平成25年度浪江町水道事業会計補正予算
0		(第1号)
2	韶問弟 1方	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ
		とについて
		苅野財産区管理会委員の選任について
		津島財産区管理会委員の選任について
5	同意第 6号	浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任
		について
6	報告第 1号	平成24年度浪江町一般会計繰越明許費繰
		越計算書について
	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	2 請願 3 議案 4 議案 5 議案 6 議案 7 8 8 議案 9 長 1 2 3 4 5 5 6 3 7 8 8 3 9 5 1 4 2 3 4 5 6 5 8 3 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 5

出席議員(16名) 2番 1番 渡 邉 泰 彦 君 佐々木 勇 治 君 \equiv 君 3番 木 幸 4番 鈴 治 君 小 黒 敬 5番 亚 本 佳 司 君 6番 松 孝 司 君 田 若 則 7番 山 崎 博 文 君 8番 月 芳 君 9番 君 10番 幸一郎 佐々木 恵 寿 山 本 君 11番 泉 重 章 君 12番 佐 子 君 田 藤 文 13番 紺 野 榮 君 14番 吉 数 博 君 重 田 15番 三 瓶 宝 次 君 16番 馬 場 績 君 欠席議員(0名) 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 町 長 副 場 馬 有 君 檜 野 照 行 君 副 町 長 教 育 長 渡 邉 文 星 君 畠 Ш 熙一郎 君 代表監查委員 総 務 課 長 山 内 清 隆 君 谷 田 謙 君 復興再生事務所長 復興推進課長 兼帰町準備室長 山 本 邦 宮 君 \Box 勝 美 君 町民税務課長 産業・賠償対策課長 高 大 倉 敏 勝 君 浦 泰 夫 君 ふるさと再生課長 復旧事業課長 岩 野 寿 中 君 長 君 田 喜 久 健康保険課長兼 津島支所長兼津島診療所事務長 介護福祉課長 紺 野 則 夫 君 佐 藤 尚 弘 君 計 管 理者 生活支援課長 兼 出 納 室 長 佐 藤 良 樹 君 吉 田 明 君 公 委員会 下次長 鈴 木 敏 雄 君 職務のため出席した者の職氏名 事 務 局 長 次 長

清

水佳

宗

岩

野

善

書記中野夕華子

◎開議の宣告

〇議長(小黒敬三君) おはようございます。ただいまの出席議員数は 16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (午前 9時00分)

◎議事日程の報告

○議長(小黒敬三君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、きのうも申し上げましたが、クールビズ期間ということで、 暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎一般質問

○議長(小黒敬三君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇若 月 芳 則 君

○議長(小黒敬三君) 8番、若月芳則君の質問を許可いたします。 8番。

[8番 若月芳則君登壇]

○8番(若月芳則君) 8番、若月芳則でございますが、議長の許可を頂きましたので、ただいまより質問をさせていただきます。なお、質問方式は一括質問方式でさせていただきます。なにぶん改選から初めての質問でありますので、緊張しておりますので、質問者に寄り添った形でひとつご答弁をいただきたいと思っております。

考えて見ますれば、発災より早2年3カ月を過ぎようとしております。この間を振り返れば、まず議会の中でも数限りないほど問題を議論してきたと、今、振り返ると思っております。行政もそれなりに苦労を重ねて、職員の皆さん方も本当に大変だった。ようやくよがりなりにもここまできた。しかし、ようやく山の麓にたどり着いた。まさにマラソン競技でいえば、スタートラインに立ったのでかと思っております。今回の議会議員の改選に当たりまして、選挙戦を通じまして多くの町民の皆様からいろんな思い、期待、ご意見等をいただきました。今回は、その中で私自身これは私のキャッチフレーズでありますが、ほっとけないという思いの点を整理さて、3点ほど先日からの同僚議員、先輩諸兄の質問とだぶらないことも考慮して質問をさせていただきたいと思っております。

ただ、今回の災害、これは事故対応対策を議論いたしますと、ど

うしても賠償とか除染とか、いろんな問題がすべてリンクしてきます。その根っこを追いかけていきますと、必ず共通の部分が出てまいりますので多少議論の中でだぶるような面もあるかと思いますが、そこは現況の状況に鑑み、ご容赦いただきたいと思っております。

それでは質問に入ります。まず、事前通告してありますが、1、 住民票の取り扱いについてであります。これはどういうことかとい いますと、過般、私の地域でも隣組のお葬式がありました。その通 夜の席で久しぶりにみんな集まっていろんなお話をしました。その 中で、一軒のうちでありますが、ある奥さんからいろんな話があり ました。旦那さんが早く亡くなられた人でありますから、おばあち やんと2人で生活していたわけです。今、南相馬市鹿島区の仮設に 入っておりました。そのおばあちゃんが亡くなったわけであります。 一日でも早く帰りたい、帰りたいといって、私も隣組ですから聞い ておりますが、そういう思い出話をしていましたが亡くなったわけ であります。それでお葬式が終わって仙台で働いていた一人息子さ んが、お母さんを一人では置けないということで南相馬市で職を得 ましてお母さんと一緒に住もうという思いから、浪江町の役場に住 民票やれ、転入を申し出たわけであります。そしたら今は転入を受 け付けないということの判断が示されたということで、今、浪江町 が一人でも若い人が住民票を浪江町に転入するということは、将来 の町を考えたときに、これは一つの私は光だと思います。それが多 分役場の職員だって自分の判断でやっているわけではないと思いま す。それは国県なり、指導する部分があるから、背景があるからそ ういう判断をしたんだろうと思う。ただ、みんな町民が集まって話 をしたときに、それはなかなか理解できない。そういう思いが将来 のまちづくりに繋がる本当に基礎になる部分だろうという話がたく さんあったわけであります。今の転出者が増加している現況に鑑み ても、やはり今転入してくれる若い人を大事にする考え方があって 必要だろうと思ってこの質問になったわけです。

第1点は、まず最初に役場職員もそれなりの基準に照らし合わせ 判断していると思いますから、そういう判断の背景をまず一つお示 しいただきたい。これが第1点であります。

次に、それらの判断の基準があったとして、これからのまちづくり、町の復興復旧、将来の基礎作りを考えたときに、行政の首長として町長の判断、見解、認識を考えると思っております。

また、私はそういうルールというのは、今すぐ町長さんが町長が 判断してどうするこうするという範囲のものでないかもしれませ ん。だけれども、将来的に今の除染とか何かの状況の変化に応じて、 極力早い時期に受け入れる制度といいますか、考え方を整備する考 えがあるかどうか。その辺の認識についてお聞きしたいと思ってお ります。

このことの中で、私はこういうことがだめだということになりますと、その息子さんとお母さんは南相馬市に転入届をせざるを得ない状況に追い込まれる背景もあるわけであります。私はそういう思いを、みんなで円卓に座って話したときに、町としてそういうところをきちんと対応していく。それが大きな将来に繋がる力になるんだろうと思っておりますので、このことについてご質問をいたすということでありますから、基本的にお答えいただきたいと思います。これがまず1点であります。

次に2つ目でありますが、モニタリングの信頼を問うということ で、これも1点質問させていただきます。通告してありますが、毎 日、環境放射線測定結果が新聞紙上に発表されております。町民み んなに聞きますと、自分の地域のモニタリングポストの結果につい ては目を通すわけでありますが、案外ほかの遠いところ、私でいえ ば津島地区のモニタリングポストの結果なんかはあんまり見ないと か、そういう傾向がありますから、自分のところ以外はあんまり関 心がないように答える方が多いのでありますが、私は立野でありま すが、立野中多目的集会所のモニタリングポストは、現在までに私 の知る限りでは4回以上、5回ぐらいはあるはずであります。調整 中という表現が新聞紙上に載ります。それが長いときは1週間、10 日ぐらいの時もありました。しょっちゅう調整中という言葉であり ますが、住民からすればまたぶっ壊れたという表現になるわけであ ります。立野中とはいっても、大字立野地域に1カ所のモニタリン グポストでありますから、立野全域の人はそこを注視していくわけ であります。そこがしょっちゅう調整中だということでは、非常に 地域住民みんなで、あそこのモニタリングポストはもう変えてくれ、 信頼できないということになるわけであります。これらの地区の区 長さんはじめしょっちゅう枝を切ったりいろいろ努力を重ねており ますが、一番怖いのは区域見直しもすべて大字単位でくくられます から、そういうものの信頼感が崩れることは、やはり区長さんはじ め地域を預かる人達にとっては容認できないんだと。もって町とし てきちんとそれらの整備、しょっちゅう調整中になるようなことの ないように、言葉を借りれば新しい機械に変えてくれと。いくら直 したとかなんか言っても、また調整中になればそんなものはあてに なるのかと。それに輪をかけているのは、室原地区の皆さんには失

礼かとは思いますが、帰宅困難区域の室原公民館のモニタリングポ ストよりも立野中のモニタリングポストは数値が0.5ぐらいいつも 高い数値です。立野地域は居住制限区域でありますから、あわせて 確かに放射線が高い場所というのはホットスポット的に必ずあると いうことはこれは私達も今までの説明の中でわかりますが、住民と してはしょっちゅう調整中のモニタリングポストをベースにしてい ろんなものが判断されて、挙げ句の果てに出てくる数字は帰宅困難 区域より数値が高いということでは非常に不安感が募る。居住制限 区域とは言われたものの、本当に実態はどうなんだろう。そういう 意味で、町にこれは国でやっているものであれば国でありますが、 住民からすれば第一義的には町行政に要望を出す。意見を物申すと いうのが筋でありますので、町の町民の代弁者として若月さんやっ てくださいということでありますから、私もそれは感じております から、今回質問をさせていただいたわけであります。非常に、区域 見直しまでどうのこうのということは私自身もありませんけれど も、だけれども、住民に実熊を正確に伝える義務、行政は町民の安 全安心を担保するといいますか、確保するのが第一義でありますか ら、そういう観点からもやはりこのモニタリングポスト、いろんな 要因があるかと思いますが、なんでこうなっているのか。そこの背 景をまず質問しますし、国県どこかわかりませんけれども、きちん と関係機関に申し入れをして、町民の安心感を担保して欲しい。こ のことについてどういう見解をお持ちかご質問いたします。これが 2つ目であります。

さらに3点目、帰宅困難区域への帰宅解除時期の説明についてを3つ目にいたします。まず一つでありますが、双葉町も区域見直しが過般なされました。5月28日。これをもって双葉郡内の区域見直し、いわゆる警戒区域はなくなったと。帰宅見直しが各町村全部終わったということでありますから、あえて今回質問にこれを含ませていただきました。私は、区域見直し案が国から町議会に示されたときにも発言させていただいております。あと4年、発災から6年を持って帰宅解除の目途でありますと。国との指示書の最後のページの覚書にもその時点において町と国とそして住民とという言葉が入っておりましたが、住民と協議をしてまたその時点で判断しますという趣旨の文面が入っておりました。

しかしながら、一般町民は、ほとんどの人があと4年、発災から6年をもって、目途とはいえ帰れるのかという期待感を持っております。私は今回、昨日示されました住民意向調査の79ページに載っておりますが、期間までの猶予期間、これでやはり71、72%はもう

猶予期間は5年以内だと言っております。あわせて70代以上の人は合わせると7割ぐらいの人がやはり5年ぐらいまでに帰りたいという表現をしております。これは各議員もみんな一緒だと思いますが、今回の選挙戦でいろんな人と話をしたときに、こういう意見がたいそうを最近占めておるのは感じられたと思います。70代ぐらいになりますと、私達は時間がないんだと。時間がない。それで今借り上げとか仮設とか、いろいろ住宅生活にはそれなりに保たれている。だけども、浮き草のごとく自分の家、土地の上に生活していないことはあくまでも心の安定感がない浮き草だと。この状態では、やはり毎日睡眠もよく眠れないし、自分の残された余生という時間を考えれば、やはり早く判断をしなくてはならない。いわゆる人生設計の最後の部分をどうとらまえるかであります。

したがって、私は帰宅困難区域という表現を見たときに、まさにその言葉のとおりなんです。帰宅困難ですよ。確かに冷静になっていれば帰宅困難だといっているんです。だけれども、みんな町民の意向としては、最大限の自助努力によって、あと4年、発災から6年で何とか帰れるんではないかと頭の半分で必ず考えている。あとの半分は帰れないのかという不安感もありますが、そう思ってます。私は、合わせて最近賠償の部分については全損という言葉を使います。全損ということは全損ですから、もうそれで補償は終わりですよという意味合いだと理解しております。しかし、本当に今帰宅困難という地区の人達が、帰れないという状況になったときに、この全損という表現の今の賠償基準でみんな納得するのかといういろんなご意見も受けております。

したがいまして、私はここで質問としているのは、今言ったように住民の70歳以上の人達は、賠償金もらったって天国には持っていけない。だったら、やっぱり落ち着いたところに構えて、残された余生を安心したところで暮らしたいんだ。そのためにここにきて私は白河におりますが、白河方部でも結構土地を求めて家を建て始めたという動きが本当に見受けられるわけです。

ここで質問を整理しますが、そういう意味で帰宅困難区域については、今すぐ結論が出るような話ではないと思います。だけれども、国から示されたときも言いましたが、帰宅困難区域についてはあと4年経ってもまだ帰れないという地区も出てくるはずです。そのときに4年経ったあと、また実は一生懸命やったんだけど3年4年とかそういう判断が延びるようなことでは、あらたな精神的に不幸にする人達を増やすことになるのではないかということを申し上げました。まさに私はそういう意味で、今すぐでなくてもここ1、2年

の中で、国に対して現在のある知見を総力を挙げてそこの判断を示されるように努力を求める。この考え方を町長、行政に私は強く町民の意向だという思いでそういう考えがあるかどうかをここに質問であります。

あわせて、今日の民友新聞、皆さんも見たかと思います。大熊町 長が断念に言及したことだけで、内容を見れば、場合によっては居 住帰還をあきらめざるを得ない区域が発生する可能性があるかもし れないという表現で答えたわけで、新聞紙上では断念に言及という 表現になっておりますが、私は大熊の町長さん、別にこれを比較し ているわけではありませんが、それなりの位置にいる人は断腸の思 いの発言だろうと思っております。しかし、私はやはりこれは勇気 だと思います。勇気といいますか、最大限の努力をして、なるべく ここ1、2年、早い時期にこういう町民に対して一生懸命今やるけ れども、帰れない地区も出てくるかもしれない。そこの判断につい て、みんな人生の設計をするわけであります。その私はよく言って いますが、住民が判断できる環境整備をするのが大きな今の使命だ と思っておりますので、そういう部分について、町長の考え方、そ して町だけではありません。町の総力戦で私はかかる仕事だろうと 思ってますが、一つその辺についての町長の認識、ご賢察といいま すか、見解を求めるものであります。あと4年経ってから残念なが らあと何年もだめだというような、また新たな不幸な思いを抱かさ れるようなことのないようにひとつ、私はそう思っています。本当 に、地震発災して原発事故がありました。23年の今でも覚えており ますが3月29日、当時の議員みんなで東電の本社に行って、まさに 強い、言葉は適切でないかと思いますが、本当に我々議員もけんか 腰でやったことを今思い出しておりました。私もあのとき言ったん ですが、蛇の生殺し状態にしてはだめだよということを強く申し上 げました。その思いが今もありますが、私は町行政も含めて、やは りそういう状態を一日も早く解消する努力を強く、これは総力戦で やっていかなくてはならないことだろうと思っておりますので、ひ とつその辺についても見解を質問させていただきます。

以上3点を質問といたします。なお、再質問は必要に応じてやらせていただきます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 町民税務課長。
- **〇町民税務課長(高倉敏勝君)** それではまず転入の問題についてお答 え申し上げます。

基本的に住所はその生活の本拠であることが基本とされております。 浪江町は現在避難指示区域ということでございまして、生活の 拠点とはならないため、転入は認めてございません。ただし、特例として出生、婚姻、養子縁組等の転入戸籍の変動に伴う転入は認められるものがございます。これ以外については現在は認められていないというのが、これは双葉郡統一で同じ内容で協議をしてございます。先ほど議員のほうからおただしがありました件につきましても、当然、私どもの担当のほうで関係機関と協議を進めてまいりましたが、現時点では非常に難しいだろうという判断に立ったものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、若い人達がどんどん希望しているということは伺っておりますが、今説明申し上げましたように、居住ができるという一つの判断ができないうちは、なかなか転入としての事務は難しいのかと考えてございますので、現状をご理解いただきましてそれまでお待ちいただくようになるのですが、そこにつきましては、ご理解いただきたいと思います。これにつきましても区域見直し、それから状況の変化いろいろ出てきますので、当然区域の見直しに伴う、それから町としてのインフラの整備もございますので、こちらの状況を踏まえながら、関係町村とも協議しながら、その時期については決めさせていただきたい。もちろん県の指示も仰いでおりますので、そういうことでご理解いただければと思います。

〇議長(小黒敬三君) 町長。

〇町長(馬場 有君) お答えいたします。

ただいま8番、若月議員のほうから切々たる質問、本当に心が痛んでおります。若い人がやっぱり戻る、転入するということは、町にとって大変ありがたいことであります。ご案内のとおり、社会を構成するために、若い方がやっぱり戻ってこないと、社会の活性化が期待できないということで、これは若い方が増えるということは非常にありがたいことです。ただ、今課長が答弁しましたように、法的運用の中でそういう状況があるということであります。いしたがって、法的運用も弾力的に運用していただきたい。これははこれの分野において、いろいろ私ども行政に障害があった場合には、そういう形で切々と訴えてはいるんですが、なかなか当局が理解があるという形で切々と訴えてはいるんですが、なかなか当局が理解があるというにとで、これは双葉郡の町村の中、あるいは関係機関と相談をしながら、なんとか弾力的運用ができないか、今後詰めていと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- **○帰町準備室長(山本邦一君)** それでは2番目のモニタリングポスト

の信頼性を問うというご質問にお答えします。

区域再編につきましては、大字ごとの年間空間積算線量値の全体的な平均値を参照して面的に決定しておりまして、面積の広い行政区につきましては、測定ポイントによっては線量値に大きな開きが発生することもあるかと思います。

議員おただしのとおり、立野中多目的集会所と室原公民館のモニタリングポストの測定値では、立野中多目的集会所の測定値が若干高い傾向にあります。あくまで大字ごとの全体的な線量値で再編したということで、まずご理解いただきたいと思っております。

また、立野中多目的集会所のモニタリングポストの値が、数回、 新聞上で調整中と表記される点に関し、設置者であります原子力規 制庁のほうに確認をとりましたところ、モニタリングポストはソー ラーパネルにより太陽光を主電源として稼働しておりまして、日々 の天候とか、回りの日射条件によって十分な電源供給が得られない 場合、データ採取が一時的に不能になるということで、未表示とな るということでございます。

その結果として、新聞上では調整中という表記になってしまうということでございました。町でもこのような事象が発生していることについて町民等から問い合わせがございまして、昨年度から規制庁のほうに伝えているところでございます。それで改めまして今年度4月17日に規制庁が来た際に、副町長の方から立野中の集会所のモニタリングポストの移設について要望したところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

〇議長(小黒敬三君) 町長。

○町長(馬場 有君) 先ほど大熊町なかなか戻れないんじゃないかという新聞記事のご質問がございました。大変な思いでの町長の答弁だと思いますけれども、やはり5年帰らない宣言を大熊町はいたしました。私どもは5年間は生活できないだろうと。要するにインフラの復旧あるいは生活基盤、お医者さんとか福祉関係の機関が来なければ我々は戻れない、生活できないということでやってまいりました。やはりこの5年間戻れないというのは、帰還困難区域を5年間は帰れないだろうということで政府が出してきたことなんです。それは、放射線量によるいわゆる50ミリシーベルト以上の中ではなかなか生活できないということで、そういう区域の再編をしたわけです。

したがって、これまでの除染の技術をどのように生かして5年の中で50ミリシーベルトをどこまで低減させるということができるのか。これが一つのポイントになってくると思います。さらには居住

制限区域、それから避難指示解除準備区域は、自由に出入りできるということで、ただし生活が出来ないという中で、できればその中で町内のコミュニティの低線量のところに災害公営住宅、あるいは復興の公営住宅をつくりながら町の方に望郷の念をもっている方々、そういう方々もそちらで町内コミュニティの中で生活しうることも想定されると思うんです。それから町外コミュニティは、避難が長くなっていますので、いわゆる帰還困難区域以外の方々も生活できませんので、そういう状況の中でみんなと3つの区域合わせた中で、いわゆる生活環境を満たしながら時間を待ってもらうという状況になると思います。

したがって、やっぱり除染と町内外のコミュニティの整備が早急であると考えております。一つは、やっぱり放射線量の問題です。これは今私ども投げかけているのは、20ミリシーベルト以下の中で生活しろという状況でありますけれども、その基準値をはっきりと示していない。これは双葉郡の中でも何ミリシーベルトが許容基準なのかということで、放射線量にはしきい値はないと言われていますけれども、そういう線量がどこの基準なんだと。いわゆる5ミリなのか1ミリなのか1のミリなのか、その辺の基準をきっちりと政府が示す。議員おただしのとおり、専門家の知見を集めて総合的に判断できるようなまず基準を示してくれということだと思います。

それから、町内の場合は今、同時並行的に町外コミュニティと同じようにこれから町内で検討に入ってまいります。町外については、先日、避難者の生活拠点検討協議会が開催されまして、受け入れる自治体のほうもある程度いろんな個別事例、個別条件が出てまいりました。それに対して国が予算の担保をするという形になりましたので、今後は今まで以上に早く町外コミュニティの関係についても進んでくるんではないかと思っています。

したがって、やはり放射線量の問題、除染、それから町内外コミュニティの整備、それからもう一つ大切なことは、昨日の一般質問でも質問がございましたように、原発第一の事故の収束の件で、やっぱりきっちり捉えていかないとだめなんです。それが前提です。

したがって、私どもは今話をしましたような形の中で避難解除を、 そういうところを見極めながら私は解除していきたいと思っていま す。それはもちろん町民の方々、町、そして国、その3者で相談を しながら避難指示の解除については行っていきたいと考えておりま す。

- 〇議長(小黒敬三君) 8番。
- ○8番(若月芳則君) 再質問でありますが、思いも入りますが、居住

のできるところという、住民票の問題でありますが、そういう前提でありますが、私はそれができないのが今の現状です。何かその基準が、私達浪江町が今町の経営という表現がいいのかどうかわかりませんが、運用しているわけです。まがりなりにもやっているわけです。それを居住の実態がないから住民票の転入はだめですよと言う見解は、私はあたかも町の存在そのものを否定しているようなことに繋がるような感じを持つわけであります。現にこれだけ、誰も悪いわけではないんです、浪江町民。我々がこれだけ職員もはじめ、みんな苦労してこれだけの町の運営をやっている。それが居住の実態がないから、住民票転入の対応ができない。全く町の存在を否定しているような私は判断に移ります。これは私一人ではないと思います。

したがいまして、これは改めて町長だけでなく議会もあげてですが、これらの改善には総力戦で臨むことを要望にもなってしまいますが、質問にかえれば、町長その決意ありますかと聞きます。

それからもう一つ、帰宅困難についての問題でありますが、やはり住民の理解度であります。住民の理解度を常に高めていかないと、それは情報量の問題もありますけれども、みんなあと4年したら帰れるだろうと、頭の中でみんな考えているわけです。口では帰れないのでは。だめかな。でも頭の半分ではみんな帰りたいという望郷の念もそうさせているんだろうと思いますが、考えているわけでありますから、そのいろんな問題の町長はじめ答弁された考え方を住民に広く理解してもらう努力、これをやはり継続していくことが必要だろうと思います。その辺について見解を求めます。

それから、モニタリングポストでありますが、移動はわかりますが、新しいもの取り換えてくれというところはどうなのか質問いたします。そんな誰だってそうでしょう。せっかく買った機械がしょっちゅう壊れていたらメーカーが来てクレームだから直します、直します。直しますって、いつもクレームでやってもらっても、最後には新しいの持って来いというのが本音です。

したがいまして、強くそういう要請ができないのかどうか。これ を質問とします。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 決意でありますけれども、議員おただしのとおり、先ほど答弁したように、双葉郡の関係町村それから国と一緒になって有事の際の方の弾力的運用について強く要請していきたいと考えております。

それから、帰還困難区域の方々に過度な期待を抱かせるなという

こと。まさにそのとおりであります。したがって、この期間の中で 丁寧に、そしてどういう方向になっていくのか。これからちょっと 時間がかかると思いますけれども、丁寧に説明をしながら、皆さん の心が萎えないように、しっかりとサポートしていくという形でや っていきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思い ます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- ○帰町準備室長(山本邦一君) それでは、移動ではなくて新設ということで申し入れできないかというご質問でございますが、現在の立野中集会所のモニタリングポストにつきましては、確かに脇に大きな木がありまして、測定条件というものが結構悪いという状況でございます。それで実際の立野中多目的集会所の測定結果の毎日の状況を確認いたしますと、実際のところはデータとしてはとれております。日の中で何回か未表示になってしまうということでございまして、移設をすれば大丈夫ではないかと思っております。ただその辺も規制庁の方に確認しながら要望していきたいと思っております。
- 〇議長(小黒敬三君) 8番。
- ○8番(若月芳則君) 1点だけ。大丈夫じゃないかとか、そういう表現にならないように、大丈夫だということを強く監督官庁に言って欲しい。中途半端にぶっ壊れたような機械を持ってきて、大丈夫だからと言われてもそれはだめなので。ただ、一つよろしくお願いします。以上、質問は終わります。

最後になりますが、町長をはじめみんな我々もそうでありますが、 今の世代の責任として、次の世代に受け皿として、将来を考えて町 の整備に進むというスタンスで今臨んでいると私は思っています。 本当に大変な時期でありますけれども、まさに総力戦で頑張りま

しょうということを言葉として、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(小黒敬三君) 以上で8番、若月芳則君の一般質問を終わります。

通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。 以上で一般質問を終わります。

◎請願・陳情の付託

〇議長(小黒敬三君) 日程第2、請願・陳情の付託を行います。 今期定例会において受理した請願1件、陳情1件をお手元に配付 の請願陳情文書表の通り、所管の常任委員会に付託します。 なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛に報告願います。

◎議案第46号から報告第1号一括上程、説明

◎酸米第40万かり取口第1万 加工性、

○議長(小黒敬三君) お諮りいたします。

日程第3、議案第46号から日程第16、報告第1号までを一括議題 といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第46号から日程第16、報告第1号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第46号 浪江町消防賞じゅつ金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第46号 浪江町消防賞じゅつ金条例を廃止 する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、消防団員に殉職者賞じゅつ金又は障がい者賞じゅつ金を授与するため制定されたものでありますが、賞じゅつ金支給事務については、福島県市町村総合事務組合において共同処理することとされているため、本条例を廃止するものであります。

- ○議長(小黒敬三君) 日程第4、議案第47号 浪江町応急仮設診療所 設置条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第47号 浪江町応急仮設診療所設置条例の 制定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、浪江町 役場本庁舎1階に開設した応急仮設診療所の設置に関する条例を制 定するものであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

- **○議長(小黒敬三君)** 内容説明、仮設津島診療所事務長。
- **〇仮設津島診療所事務長(紺野則夫君)** それでは、ご説明を申し上げます。

第1条は、区域再編に伴い、立ち入り町民の健康管理の徹底を図るために応急仮設診療所を設置するものでございます。

第2条につきましては、名称を浪江町応急仮設診療所に、設置場所につきましては、双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2。いわゆる浪江町役場本庁舎内に定める規定でございます。

第3条につきましては、診断書、証明書等を発行するときの手数 料の規定でございます。診療に係る本人負担等については徴収はい たしません。

第4条は、前条の手数料の減免規程でございます。

第5条につきましては、その他診療日、時間等、必要な事項について、規則へ委任する規定でございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成25年5月9日より適用するものでございます。

- ○議長(小黒敬三君) 日程第5、議案第48号 浪江町消防団設置等に 関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長から提案 理由の説明を求めます。
 - 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第48号 浪江町消防団設置等に関する条例 の一部改正についてご説明いたします。

本案は、消防団員の確保のため、年齢制限の上限を廃止するとともに、帰還困難区域又は居住制限区域内において行う消防団員の作業に関し、費用を弁償するため条例を改正するものであります。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

- 〇議長(小黒敬三君) 内容説明、帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** 詳細説明させていただきます。

条例改正の提案理由につきましては、町長が説明したとおりでございますが、現在、町内の防犯体制のさらなる強化のため、浪江町消防団の協力を得て防犯パトロールを実施する方向で検討しておりまして、その条件整備をするため、今回条例改正案を提出することとなった次第でございます。

議案第48号資料、条例の新旧対照表により説明させていただきます。

まず第1条でございますが、本条は条例の制定目的を定めた規定 でありますが、消防組織法及び地方自治法上の位置付けを明確にす るため、文言を整理するものでございます。

第4条第2項の改正でございますが、消防団員の確保のため、年齢制限の上限を廃止するものでございます。

続きまして、16条第2項の改正ですが、消防団員が公務のため旅行した場合は費用を弁償するため規定を新設するものでございます。

16条の第3項の改正ですが、第2項を新設したことによりまして、 第3項に繰り下げるとともに、文言の整理をしたものでございます。 2ページ目になりますが、附則の5項を新設しております。費用 弁償の特例として、消防団員が帰還困難区域または居住制限区域内で作業を行う場合は、消防団員の一般出動に関する費用弁償、いわゆる出動手当として1回1,000円を支給しておりますが、それの他、1日3,300円の費用を弁償するという規定を新設するものでございます。

議案に戻りまして、附則でこの条例は公布の日から施行するもの でございます。

よろしくお願いします。

〇議長(小黒敬三君) 日程第6、議案第49号 浪江町国民健康保険税 条例の一部改正についてを議題といたします。町長から提案理由の 説明を求めます。

町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第49号 浪江町国民健康保険税条例の一部 改正についてご説明いたします。

本案は、平成25年度の浪江町健康保険の運営に要する費用額の見込みに基づき、本来なら賦課すべき国民健康保険税額の改正、及び地方税法の一部改正に伴い浪江町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

- 〇議長(小黒敬三君) 町民税務課長。
- **〇町民税務課長(高倉敏勝君)** それでは議案第49号の議案について説明させていただきます。

本案につきましては、平成25年度の浪江町国民健康保険特別会計より示されました医療分、介護分、後期高齢者支援金分について必要予算額を確保するため、案分率等を改正し、国民健康保険税の改正を行い、合わせて平成25年度の地方税法改正に伴う税条例の改正でございます。

それでは、議案第49号資料に沿ってご説明申し上げますので、資料のほうをご準備ください。

はじめに、平成25年度国民健康保険税賦課基礎資料の医療一般分 について説明いたします。

収納予算額でありますが、国保特別会計で税収として必要な額は5億3,813万9,964円でございます。調定見込額5億4,357万5,721円に対して収納率を99%で見込んだものでございます。これに低所得者世帯減額と限度超過軽減額の計7,479万2,789円を加えた額が、標準算定総額6億1,836万8,510円となります。

中段に移りまして、標準算定額に地方税法で規定されております標準割合を乗じて、所得割額、資産割額、被保険者等均等割額、世

帯別平等割額の標準割合額を算出いたします。これにつきましては、 標準割合額を算定税率で割りまして算定税率を算出いたします。

所得割額につきましては、国保の被保険者の所得により算出されまして、算定税率8%になります。前年度税率に対しまして5.6ポイントの減となります。資産割額につきましては、算定税率17%となり、前年度に対して15ポイントの減となります。被保険者均等割額については、基数調査日であります本年5月31日現在で、4月1日に、国保の資格を有する被保険者7,995人により算出するもので、1人当たり算定税率2万7,000円となり、前年度に対して2,700円の減となります。世帯別平等割額につきましても、同様に国保の資格を有する世帯数、4,099世帯より算出され、一世帯当たり2万3,500円となりまして、前年度に対して2,300円の減となります。

右上の低所得世帯減額でありますが、第一軽減につきましては所得が33万円以下の世帯に対して均等割額と平等割額のそれぞれを7割軽減するものです。第二軽減につきましては、所得が24万5,000円×世帯主以外の被保険者数に33万円をプラスした額以下の世帯に対してそれぞれを5割減額にするものです。第三軽減につきましては、所得が35万円×被保険者数に33万円をプラスした額以下の世帯に対して、それぞれを2割軽減とするものです。軽減対象は、均等割額で2,446人、平等割額で1,389世帯。軽減額の合計は5,387万5,916円となります。この算定による平成25年度の医療一般分における平均負担額は、一人当たり6万7,989円。これは下の方に書いてございますが、世帯当たり1万7,989円。これは下の方に書いてございますが、世帯当たり1万3,078円の増となります。このあと説明いたします介護分、支援金一般分についても同様の様式により算定したものであります。

次に、資料の2ページをお開きください。賦課基礎資料の介護分について説明いたします。所得割の算定税率は3.15%になり、前年度に対して1.0ポイントの減となります。資産割額は8%になりまして、一人当たり前年度に対して2.5ポイント減となります。被保険者均等割額は一人当たり1万4,700円。前年度に対して3,100円の増になります。世帯別平等割額は、一世帯当たり8,400円、前年度に対して1,600円の増になります。低所得世帯減額ですが、均等割額819人、平等割額678世帯、軽減合計で2,455万3,447円となります。この算定によります平成25年度介護分の平均負担額は、一人当たり3万4,778円、世帯当たり4万5,508円になります。前年度に対して一人当たり1万2,069円の増。世帯当たり1万4,839円の増になります。

次に、資料の3ページをお開きください。賦課基礎資料の支援金一般分について説明いたします。所得割額の算定税率は3.15%になり、前年度に対して1.25ポイントの減。資産割額は6.7%、前年度対比で3.8ポイント減です。被保険者等の均等割額は一人当たり1万600円、前年度に対して1,000円の増。世帯別平等割は、一世帯当たり9,400円、前年度対比で1,000円の増でございます。低所得世帯減額ですが、均等割額2,466人、平等割額1,389世帯、軽減合計額で4,090万2,440円となります。この算定によります平成25年度支援均分の平均負担額が一人当たり2万5,382円、世帯当たり4万9,507円になります。前年度に対して一人当たり6,033円の増、世帯当たり1万1,981円の増になります。

以上でありますが、平成25年度国保税全体では、一人当たり負担額で12万8,149円、世帯当たりで22万7,627円となります。平成24年度の負担額に比較いたしますと、一人当たりで2万4,457円、23.59ポイントの増、世帯当たり3万9,898円、21.25ポイントの増となります。

この改正条例は、公布の日から施行し、平成25年度以降の国保税 に適用するものでございます。

次に、4ページ以降の新旧対照表の説明をさせていただきます。 平成25年度の地方税改正によりまして次のような改正がございま した。

平成20年度の後期高齢者医療制度の創設後、後期高齢者である75歳以上へ移行した人と、同世帯である75歳に達しない人につきましては、特定世帯として平等割額を5年間は2分の1、50%で軽減してございましたが、さらに6年目から8年目までを特定継続世帯ということで平等割額の4分の1、25%を軽減する措置を追加いたしまいた。

5ページの附則第 5条の 2 第 3 号、附則第 7条の 3 第 3 号、 7ページの附則第 2 3条第 1 項第 1 号の中のイのうちの (ウ)、エのうちの (ウ)、同じく第 2 号イ、(ウ)。 8ページのエ、(ウ)。同じく第 3 号イ、(ウ)。 9ページのエ、(ウ) の改正はすべて特定継続世帯の措置の追加によるものでございます。

同じく9ページ中段の附則第15条の改正につきましては、地方税 法附則及び租税特別措置法によります条例の条項の新設、削除等に よるものでございますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

〇議長(小黒敬三君) 日程第7、議案第50号 語学指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

〇町長(馬場 有君) 議案第50号 語学指導を行う外国青年の給与等 に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、語学指導を行う外国青年の給与の支給額を変更するものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。 教育次長。

○教育次長(鈴木敏雄君) 議案第50号資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。今回の改正は、近年の社会経済情勢及び語学指導等を行う外国青年招致事業に対するニーズの変化を踏まえ、より一層の本事業の活用を図っていくため、総務省、外務省、文部科学省の3省において検討を進めておりましたが、このたび運用を改善することになり、本事業参加者の報酬額の見直しを行うこととなったものでございます。

第2条は、給料の支給でございます。「30万円を基準として規則で定める。」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。」に改め、第1号から第4号を追加したものでございます。

これにつきましては、原則として再任用された参加者の税控除後の報酬額が、勤務年数の経過とともに前年水準を下回ることがないようにし、再任用に一定のインセンティブを与えるものでございます。

次に、同条に第2項を新たに設けるものでございます。これにつきましては、1年未満の任用期間の場合は、所得税法上の非居住者に該当することとなり、所得税法の規定により、国内源泉所得として支払総額の20%の税率の課税となるため、1年契約で契約した場合とで、手取り額において差が生じることとなりますので、1年契約をした場合と手取り額が同額になるように所用の調整を加えるものとしたところでございます。

この条例は、平成25年7月1日から施行するものでございます。 よろしくお願いいたします。

〇議長(小黒敬三君) 次に、日程第8、議案第51号 平成25年度浪江 町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。町長から提案 理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第51号 平成25年度浪江町一般会計補正予 算(第1号)についてご説明いたします。 本案は、東日本大震災復興交付金が平成24年度中に交付されたことなどにより、歳入歳出それぞれ6,116万7,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、東日本大震災復興交付金2億287万2,000円の減。浪江町復旧・復興基金8,913万4,000円の増などであります。

歳出の主なものは、東日本大震災復興交付金積立金2億287万2,000円の減、ゲルマニウム半導体検出器・環境放射能測定装置購入費2,750万円の増、消防援助隊費負担金1,565万8,000円の増などであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 内容説明、総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それでは事項別明細書によりご説明申し上 げます。

地方交付税であります。1,697万8,000円の補正増であります。これは特別地方交付税でありまして、消防援助隊負担金分、埋蔵文化財発掘調査業務委託分であります。地方交付税総額は37億6,766万2,000円となります。

特別地方交付税補正後の額は15億3,666万2,000円となります。

次に、款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金、東日本大震災復 興交付金で2億287万2,000円の補正減であります。これは、平成25 年度事業分が平成24年度で前倒しで交付されたもので、平成24年度 補正予算(第9号)で予算措置しているため、今回減額するもので あります。

続きまして、款14県支出金、目2民生費県負担金、災害救助費等 県負担金で1,560万円の補正増で、これは災害救助費で避難指示解 除準備区域の半壊住宅の応急修理のための財源であります。同じく 目5農林水産業費県補助金、農業費県補助金で350万円の補正増で、 これは避難農業者一時就農等支援事業補助金で、避難先で一時的に 就農される方への補助となります。

次に、7ページであります。款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で1,021万2,000円の増で、補正後、基金残高見込額が12億837万4,000円となります。同じく目2浪江町復旧・復興基金繰入金で、8,913万4,000円の補正増で、防犯バリケード設置工事などに充てるため繰り入れするものであります。補正後、基金残高見込額が44億365万7,000円となります。同じく目3東日本大震災復興交付金基金繰入金で528万1,000円の補正増で、埋蔵文化財発掘調査業務委託に充てるため繰り入れするものであります。補正後、基金残高見込額が1,105万9,000円となります。

款19諸収入、目1雑入で100万円の補正増であります。これは、 財団法人地域活性化センターからの被災市町村地域コミュニティ再 生支援事業補助金で、10分の10のトンネル補助となっております。

次に、8ページをお開きください。ここからは歳出となっております。款2総務費、目5財産管理費、節15工事請負費290万円の補正増であります。これは、地震の地盤沈下による浪江町役場庁舎の給排水管に被害が出たための復旧工事となります。目7企画費、節19負担金補助及び交付金で100万円の補正増で、被災市町村地域コミュニティ再生事業補助金でNPOが行う盆踊りに対する補助となります。同じく節25積立金、東日本大震災復興交付金基金積立金2億287万2,000円の補正減で、歳入でも説明しましたとおり、東日本大震災復興交付金が平成24年度に前倒しで交付され、平成24年度補正予算で予算措置をしていたための補正減となります。

款3民生費、目6災害救助費、節11需用費で1,733万7,000円の補 正増で、主なものは復旧事業課の修繕料で、避難指示解除準備区域 の半壊住宅の修繕費用となっております。

次に、9ページをお開きください。節12役務費で327万4,000円の 補正増で、復興再生事務所、役場本庁舎の通信運搬費、これは郵便 料とか電話料です。250万円の増が主なものとなっております。

節13委託料632万5,000円の補正増で、埋蔵文化財発掘調査業務委託料となっております。節15工事請負費423万4,000円の補正増で、双葉町区域再編に伴う町境の防犯バリケード設置工事であります。節18備品購入費2,750万円の補正増で、食品用放射能検査装置でありますゲルマニウム半導体検出器、環境放射能測定装置を購入するものであります。

次に、10ページをお開きください。款6農林水産業費、目7農業 振興費で350万円の補正増であります。避難農業者一時就農等支援 事業補助金で避難先で一時的に就農される方への補助となっており ます。

款8土木費、目2公共下水道事業費、節28繰出金5,590万円の補 正増で、公共下水道の被害調査、管渠復旧工事にかかる公共下水道 事業特別会計への繰出金であります。

款9消防費、目1常備消防費で1,565万8,000円の補正増であります。これは、消防援助隊負担金で双葉地方広域市町村圏組合消防本部の活動支援のため、全国22消防本部から消防職員を派遣していただくための負担金となっております。

次に、目2非常備消防費272万円の補正増でありまして、消防団パトロールの費用弁償となっております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(小黒敬三君) 日程第9、議案第52号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第52号 平成25年度浪江町公共下水道事業 特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ1億5,510万円を増額するものであります。歳入では、一般会計繰入金5,590万円の増、町債9,920万円の増であります。歳出では下水道災害復旧費5,450万円の増。公債費9,953万6,000円の増であります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復旧事業課長。
- ○復旧事業課長(中田喜久君) 議案第52号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。 5ページをお開きください。歳入でございます。款3繰入金、目 1一般会計繰入金5,590万円の補正増、これは災害復旧費の増によるものでございます。

次に、款8町債、目1公共下水道事業債9,920万円の補正増であります。これは借換債でございます。

続きまして6ページをお開きください。歳出でございます。款1公共下水道事業費、目4下水道災害復旧費、節13委託料5,100万円の補正増であります。これは管渠の二次調査の延長増によるものであります。次に節15工事請負費350万円の補正増であります。マンホールポンプ場の復旧工事によるものです。

次に、款2公債費、目1元金、節23償還金利子及び割引料9,953万6,000円の補正増であります。これにつきましては繰上償還するものであります。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(小黒敬三君) 日程第10、議案第53号 平成25年度浪江町農業 集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。
- 〇町長(馬場 有君) 議案第53号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ5,750万円を増額するものであります。 歳入では町債5,750万円の増、歳出では公債費の5,796万円の増であ ります。よろしくお願いいたします。 ○議長(小黒敬三君) 日程第11、議案第54号 平成25年度浪江町水道 事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第54号 平成25年度浪江町水道事業会計補 正予算(第1号)についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入で2,074万6,000円、収益的支出で 1,722万2,000円、資本的収入で1億4,590万円、資本的支出で1億 3,520万円の増額補正をするものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復旧事業課長。
- **〇復旧事業課長(中田喜久君)** 議案第54号 平成25年度浪江町水道事 業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

10ページをお開きください。収益的収入でございます。款1水道 事業収益、項2営業外収益、目4補助金2,074万6,000円の補正増で ございます。これは帰還再生加速事業の国補助金によるものです。

続きまして、収益的支出でございます。款1水道事業費用、項1 営業費用、目1原水及び浄水費1,142万2,000円の補正増で、帰還再 生加速事業によるものです。目2配水及び給水費で580万円の補正 増で、これにつきましても帰還再生加速事業によるものでございま す。

続きまして11ページをご覧ください。資本的収入でございます。 款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債で1億4,590万 円の補正増でございます。これについては、繰上償還による借換債 でございます。

続きまして資本的支出でございます。款1水道事業資本的支出、 項1建設改良費、目3配水設備改良費1,100万円の補正減で、これ については帰還再生加速事業の活用により事業内容の変更でござい ます。項2企業債償還金、目1企業債償還金1億4,620万円の補正 増で、これについては繰上償還によるものでございます。よろしく お願いいたします。

○議長(小黒敬三君) ここで10時35分まで休憩いたします。

(午前10時22分)

○議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午前10時35分)

○議長(小黒敬三君) 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を 求めることについてご説明いたします。

本案は、人権擁護委員である会田ユキ子氏の任期満了に伴い、委員として町民から人望の厚い同氏を引き続き人権擁護委員に推薦するものです。

さらに、人権擁護委員である鈴木荘司氏の任期満了に伴い、新た に荒洋子氏を人権擁護委員に推薦するものです。

両氏を推薦するにあたり、人権擁護委員会法第6条第3項の規定 に基づき、議会の意見を求めるものであります。

会田ユキ子氏及び鈴木荘司氏は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による避難状況の中で、委員の任期である3年を経過しておりましたが、同法第9条の規定により、後任が委嘱されるまで、その職務を継続しているところです。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚に努めることを使命とされております。

今回ご推薦申し上げる両氏の略歴につきましては、諮問資料に記載のとおり、人格識見ともに優れており、適任者と考えるものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長(小黒敬三君) 日程第13、同意第4号 苅野財産区管理会委員 の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 同意第4号 苅野財産区管理会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、苅野財産区管理会委員の任期が平成25年6月28日までとなっていることから、苅野財産区管理会条例第2条第2項の規定に基づき委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

委員の任期は、平成29年6月28日までとなります。今回、同意を 求める委員は、行政区より推薦のあった方々であります。

よろしくご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長(小黒敬三君) 日程第14、同意第5号 津島財産区管理会委員 の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(馬場 有君) 同意第5号 津島財産区管理会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、津島財産区管理会委員の任期が平成25年6月28日までとなっていることから、津島財産区管理会条例第2条第2項の規定に基づき委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

委員の任期は、平成29年6月28日までとなります。今回、同意を 求める委員は、行政区より推薦のあった方々であります

よろしくご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長(小黒敬三君) 日程第15、同意第6号 浪江町固定資産評価審 査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 同意第6号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、平成25年7月31日をもって任期満了となります3名の浪江町固定資産評価審査委員会委員を地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得て選任するものであります。

今回同意をお願いいたします畠山勝氏は、土地家屋調査士であり、 土地家屋事務に精通された方であります。

松﨑俊憲氏につきましては、浪江町商工会顧問であり、取引事例 ほか諸事情に深い見識を有する方です。

また、今回、新たに選任をお願いいたします愛澤格氏は、地方行政に精通し、税務職員としての経験もあります。

この3名の方々は、固定資産評価及び審査委員会の公平性の確保に適任と考えておりますので、議会の同意をお願いするものであります。

〇議長(小黒敬三君) 日程第16、報告第1号 平成24年度浪江町一般 会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 報告第1号 平成24年度浪江町一般会計繰越明 許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成24年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- 〇総務課長(谷田謙一君) それでは報告第1号 平成24年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、外部被ばく線量測定事業でございます。金額が1億887万1,000円でございます。翌年度繰越額が1億59万9,000円で委託料となっております。この財源内訳でございますが、すべて既収入特定財源で、1億59万9,000円となっております。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、事業名、特別養護老人ホーム建設補助金でございます。金額が2億3,300万円でございます。 翌年度繰越額が2億3,300万円で、建設補助金でございます。財源 内訳は、既収入特定財源2億3,300万円となっております。

次に、款9消防費、項1消防費、事業名、浪江町防災行政無線災害復旧事業でございます。金額が1億919万9,000円で、翌年度繰越額が1億919万9,000円でございます。工事請負費となっております。財源内訳でありますが、既収入特定財源が3,649万1,000円、未収入特定財源の国県支出金7,279万8,000円となっております。よろしくお願い申し上げます。

○議長(小黒敬三君) 以上で提案理由の説明及び議案の説明が終わりました。質疑については21日に行います。

◎次回日程の報告

○議長(小黒敬三君) 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、総務常任委員会が17日、18日で中会議室2。産業・建設常任委員会が小会議室A、B。文教・厚生常任委員会が中会議室3で開催いたします。時間はいずれも9時30分からです。各関係課長等につきましても、委員会への出席要求があった時にはよろしくお願い申し上げます。

○議長(小黒敬三君) 暫時休議いたします。

(午前10時44分)

〇議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午前10時52分)

(一門10時32別)

○議長(小黒敬三君) 皆様に全員協議会を本日午後1時30分という連絡を流しておりましたが、議事がスムーズに進みましたので、ただ

いま議運におきまして、引き続き全員協議会を午前11時10分から開催してはどうかということになりましたので、皆様にお諮りしたいと思います。

以上、議運よりそのような案がありましたので、このことについて皆様ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 引き続き会場はこのままで進めたいと思います。

◎散会について

○議長(小黒敬三君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にと どめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長(小黒敬三君) よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

21日、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。 (午前10時53分) 平成25年6月15日(土曜日) 休日

平成25年6月16日(日曜日) 休日

平成25年6月17日(月曜日) 委員会

平成25年6月18日(火曜日) 委員会

平成25年6月19日(水曜日) 全員協議会

平成25年6月20日(木曜日) 休 会

6 月定例町議会

(第3号)

平成25年浪江町議会6月定例会

議事日程(第3号)

平成25年6月21日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第46号 浪江町消防賞じゅつ金条例を廃止する条例 の制定について
 - 議案第47号 浪江町応急仮設診療所設置条例の制定につ いて
 - 議案第48号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改 正について
 - 議案第49号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正につ いて
 - 議案第50号 語学指導を行う外国青年の給与等に関する 条例の一部改正について
 - 議案第51号 平成25年度浪江町一般会計補正予算(第 1号)
 - 議案第52号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会 計補正予算(第1号)
 - 議案第53号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別 会計補正予算(第1号)
 - 議案第54号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算 (第1号)
 - 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 同意第 4号 苅野財産区管理会委員の選任について
 - 同意第 5号 津島財産区管理会委員の選任について
 - 同意第 6号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任 について
 - 報告第 1号 平成24年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 浪江町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 3 請願·陳情審查報告
 - 請願第 1号 東京電力(株)から支払を受ける賠償金の 非課税を求める請願書
 - 陳情第 1号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事 故により発生した損害賠償請求権につき3

				年の消滅時効の適用を排除する立法措置を
				求める意見書の提出を求める陳情書
日程第	4	発議第	2号	東京電力(株)から支払を受ける賠償金の
				非課税を求める意見書 (案)
日程第	5	発議第	3 号	国に対し東京電力福島第一原子力発電所事
				故により発生した損害賠償請求権につき3
				年の消滅時効の適用を排除する立法措置を
				求める意見書 (案)
日程第	6	発委第	5号	政府の「原発事故収束宣言」の撤回を求め
				る意見書(案)
日程第	7	発委第	6 号	自由民主党高市政調会長の暴言に抗議し被
				災者の前で発言の撤回と謝罪を求める決議
				(案)
日程第	8	委員会0	別会中	中の継続審査又は調査について

出席議員(16名) 1番 渡 邉 泰 彦 君 2番 佐々木 勇 治 君 \equiv 君 3番 木 幸 4番 鈴 治 君 小 黒 敬 5番 亚 本 佳 司 君 6番 松 孝 司 君 田 若 則 7番 山 崎 博 文 君 8番 月 芳 君 9番 君 幸一郎 佐々木 恵 寿 10番 山 本 君 11番 泉 章 君 12番 佐 子 君 田 重 藤 文 13番 紺 野 榮 君 14番 吉 田 数 博 君 重 15番 三 瓶 宝 次 君 16番 馬 場 績 君 欠席議員(0名) 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 長 副 町 場 馬 有 君 檜 野 照 行 君 副 町 教 育 長 長 渡 邉 文 星 君 畠 Ш 熙一郎 君 代表監查委員 総 務 課 長 山 内 清 隆 君 谷 田 謙 君 復興再生事務所長 復興推進課長 兼帰町準備室長 山 本 邦 宮 君 \Box 勝 美 君 町民税務課長 産業・賠償対策課長 大 高 倉 敏 勝 君 浦 泰 夫 君 ふるさと再生課長 復旧事業課長 岩 野 寿 中 君 長 君 田 喜 久 健康保険課長兼 津島支所長兼津島診療所事務長 介護福祉課長 紺 野 則 夫 君 佐 藤 尚 弘 君 計 管 理者 生活支援課長 兼 出 納 室 長 佐 藤 良 樹 君 吉 田 明 君 公 委員会 下次長 鈴 木 敏 雄 君 職務のため出席した者の職氏名 事 務 局 長 次 長

清

水佳

宗

岩

野

善

書記中野夕華子

◎開議の宣告

〇議長(小黒敬三君) おはようございます。ただいまの出席議員は16 人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

○議長(小黒敬三君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 なお、暑くなっておりますので、上着を脱ぐ方は脱いでも結構です。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第46号 浪江町消防賞じゅつ金 条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。これより 質疑を行います。

なお、質疑に関しましては、趣旨を簡潔に述べ、なお答弁についても、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

それでは質疑ありませんか。

13番。

〇13番(紺野榮重君) 賞じゅつ金のことでお伺いいたします。福島県市町村総合事務組合において共同処理するということでございますけれども、このことによって消防団員に不利益なことになることはないかということを心配するわけでありますけれども、そういうことはないかどうか。

それから、不慮の事故が起きたときに誰が申請手続きをしてくれ るのかということをお伺いいたします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- ○帰町準備室長(山本邦一君) ご答弁申し上げます。福島県市町村総合事務組合において共同処理することによって不利益なことは発生しないかというご質問でございますが、現在の総合事務組合の条例によりますと、浪江町の消防賞じゅつ金条例より、授与額に際しても既に引き上げた額となっております。

したがって、不利益な部分が発生するとは考えておりません。さらに申請手続きにつきましては、当然事務局である町が入りまして対応するようになります。

- 〇議長(小黒敬三君) 13番。
- **○13番(紺野榮重君)** いろいろな制度があるわけでありますけれども、 制度があってもけがをしたとかそういうことで見逃しがちな点があ

ろうと思います。そういうことにならないように万全を期していただきたいと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 16番。
- **○16番(馬場 績君)** 関連しますけれども、この条例制定に関してお 尋ねいたします。支給事務を総合事務組合で共同処理することにな った理由はなんでしょう。
- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** 共同処理することになった理由ということでございますが、これは県内の全町村が加入しております。福島県市町村総合事務組合において共同処理することとされております。

理由という意味では、事務の効率化の観点から一手に福島県市町村総合事務組合において共同処理することとされたと思われますが、現実的には、福島県市町村総合事務組合の審査会において消防賞じゅつ金審査委員会において審査し、公平に決定するという形になっております。

- 〇議長(小黒敬三君) 16番。
- **○16番(馬場 績君)** あげ足とるわけではないですけれども、単独条例の場合は公平ではなかったのかという考え方も出てくるわけですけれども、それはそうではないと思うんです。

したがって、単独条例から県内一本の共同処理をするということになった明確な理由について、檜野副町長、ご承知でしたらばお答えください。今の答弁では不明確でした。

それから、審査日程手続きの質疑もありましたけれども、単独条例の場合は当然のことながら浪江町で審査員を出していた。しかし、共同処理ということになって条例一本化になるわけですから、条例廃止後の審査員の選出はどうなるんですかということをお尋ねします。

- 〇議長(小黒敬三君) 副町長。
- ○副町長(檜野照行君) それではご質問の中の総合事務組合の事務にどうして入ったのかということですが、明確にここで答えるだけの準備はありませんが、知り得る範囲の中で回答させていただきますと、いわゆる個別にそれぞれやるというよりも、全体的にやったほうがいいというものを踏まえてこの総合事務組合というのが元々つくられて、そこの所管は何をやるかということの中で、いわゆる個別にそれぞれやったよりも、全体的にそこでやったほうが、いわゆるいろんな悩ましいような内容も含めて、統一的にやったほうがそれぞれの町、村、市の負担にならないというようなことで、いわゆ

るこれは全体の市町村の要望も踏まえて、そういうことで作られた 組合ですので、そこに当然に該当させるべきものはあらかじめ当然 に議論はされていくと理解しているとしか今の段階では、ここでは 説明できませんので以上のとおり回答しておきます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- ○帰町準備室長(山本邦一君) 審査委員会の委員につきましてですが、 福島県市町村総合事務組合の管理者が9名の委員を委嘱することに なっております。県市長会推薦の市長、県町村会推薦の町村長、消 防団長、医師、学識経験者等を含めまして管理者が委嘱するという 形になっております。
- 〇議長(小黒敬三君) 16番。
- 〇16番(馬場 積君) 共同処理ということだから、事務の効率化はそのとおりだということで私も提案の段階で理解しております。具体的にお答えできないようだけれども、総合事務組合運営ということによって、賞じゅつ金の基準が引き上げられるということもあるのではないかということで、共同処理する大きな理由、具体的な理由があるのかないのか。

それから、委員の選出については、県内9名ということですから、 もし賞じゅつに関する事案が発生したときに、単独条例のような詳細な審査はなかなかできないのではないか。賞じゅつの具申に当たって十分かつ丁寧な申請をする必要があると思いますけれども、そこも含めて今後の事務処理に当たるというお考えなのかどうなのかお答えください。

それから、最後にお答えいたします。東日本大震災がありました。 この事案に対する賞じゅつ金認定と支給は完結されたのかどうかお 尋ねいたします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- ○帰町準備室長(山本邦一君) 共同処理するに当たっての具体的な理由ということでございますが、今ほど副町長がご答弁申し上げたとおりでございまして、事務の効率化もございますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、公正公平な視点で審査をして決定するという形かと思っております。

単独条例のような綿密な審査が出来ないのではないかということ でございますが、事務局として具申に当たりまして、丁寧に事務処 理をしていきたいと考えております。

今回の東日本大震災に当たっての賞じゅつ金の対応でございますけれども、支給額については、個人情報となると思われますので答弁は控えたいと思いますが、今回の震災に対して消防団員3名ほど

亡くなっております。今回の震災で特に生命の危険が予想される現場に出動しまして、生命の危険を顧みることなく職務を遂行してお亡くなりになったということで、功労的には特に高い功績ということで支給額が決定しております。

○議長(小黒敬三君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第46号 浪江町消防賞じゅつ金条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第47号 浪江町応急仮設診療所 設置条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番。

- O12番(佐藤文子君) 本庁のほうに応急仮設診療所が設置されるということで、1週間に一遍関根先生が出向かわれるということなんですが、震災後、関根先生は津島所からずっと息の抜くときのないようなハードな日程でございました。今回また浪江町に通うということで、かなり先生にも重責になるのではないかと思いますけれども、その辺のケアというのはどんなふうになさるんでしょうか。
- **〇議長(小黒敬三君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** それではお答え申し上げます。

今、関根先生は週に1回、浪江の本庁に行って勤務なさっている という状況がございまして、先生も今大変な状況にあるのは確かで ございます。

したがいまして、今現在交代、交代で隔週ごとに先生方に行って いただいて、関根先生は2週間に一遍の勤務になっている状況でご ざいます。

今後についてでございますが、やはり関根先生の負担、それから

避難している先生方の負担を軽減するために、さまざまな医師会、 医療機関にお声掛けをいたしまして、なるべく避難している先生の 負担にならないような診療を今後ともしていきたいと考えておりま す。

○議長(小黒敬三君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第47号 浪江町応急仮設診療所設置条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第48号 浪江町消防団設置等に 関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、紺野榮重君。

〇13番(紺野榮重君) 質問します。

帰還困難区域または居住制限区域内での作業に対しての費用弁償となるということでありますけれども、そうすると避難指示解除準備区域においてはこの費用弁償は適用されないのか。それで心配するのは、避難指示解除準備区域で消防団、海岸での捜索活動等しております。そういうときの費用弁償というものを私は考えるべきだと思いますが、この条文では適用しないということになるのか。それをお伺いいたします。

それからもう一つ、第4条で「消防団員は、浪江町に居住する年齢満18歳以上のものでなければならない。」という文言の中で、「居住する」という文言でそのことをどう理解すればいいのかということで質問いたします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** ご答弁申し上げます。

避難指示解除準備区域で行う作業の場合には該当にならないのか

というご質問でございますが、今回提出しましたのは、帰還困難区域及び居住制限区域内で行う作業ということで、応急作業的な作業をする場合を想定して、職員同様に危険手当的な意味合いで提案したところでございます。

2点目の、第4条2項の「居住する」という文言についてのご質問でございますが、確かに現在消防団員も全国各地に避難しておりまして、実態としては浪江町内に居住していない状況でございます。あくまでも3月11日時点で町内におられた方ということで解釈しております。

- 〇議長(小黒敬三君) 13番。
- **〇13番(紺野榮重君)** 今まで消防団員が海岸での捜索等して、一日 1,000円の費用弁償ということでやられておりました。この条文と は違うかもしれませんけれども、その辺のところも十分に適用され るようにお願いしたいと思います。
- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** 今後、消防団の幹部会等でもいろいろ 意見を聞きまして、検討していきたいと考えております。
- 〇議長(小黒敬三君) 16番。
- O16番(馬場 積君) 議案第48号についても、13番議員とまた関連するわけですけれども、帰還困難区域または居住制限区域に限って費用弁償するということについては、私は大いなる矛盾があると。担当課長は検討するということですけれども、大いなる矛盾は具体的に発生しないと、こういう場合どうだと具体的には言えませんけれども、それはもうわかっている話で、大きく考えれば5キロ先には爆発した福島第一原発がそのままの状態で、ご承知のとおりいつ何があるかわからない。そういうところで避難指示解除準備区域、いわゆる線量の低いところで活動した場合、この条例でいうと最悪の事態に遭遇しても日当は出ないという、誰でも考えるような問題が発生するのではないかと。

それから、消防団の作業について、場所を特定して作業をするということもあると思うんだけれども、道路で線引きして、ここからここまでですよという消防団の救援活動、防災活動は、特に全町避難という中にあっては考えられないと。それからもう一つは、水は高いところから低いところに流れるのであって、今の状況下では高線量地区の津島、大堀、苅野から下流に風や水とともに放射線量が移動すると。ホットスポットもあるということが考えられるわけであります。そうしたときに、避難指示解除準備区域だけ排除するということは、合理性に欠くと思うんです。これはできれば条例を見

直して再提出していただきたいと思いますけれども、具体的な検討 をどうされるのか。

それから、この条例は、今ほども申し上げましたけれども、全町 避難という中で消防団が出動するということでありますけれども、 全町避難の中で検討されている出動事案はどういうことを想定され ているのか。それとの関係でいえば、さっきの第1問との問題もま た浮かび上がってくるのではないかと思います。お答えください。

- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- 〇帰町準備室長(山本邦一君) ご答弁申し上げます。

まず後段からでございますが、全町避難の中で消防団員がどういう業務について協力していただけるか。幹部会の中でもいろいろ議論してきたところでございます。それで、今般ある程度の方向性ということで、防犯パトロールを実施するということで消防団員のご協力をいただけることとなっております。これにつきましては、当面、週1回ということで毎週日曜日、交代で防犯パトロールを行う。これにつきましては、一応居住制限区域及び避難指示解除準備区域について行うという方針でございます。さらに、幹部会の中でも協力できる作業ということで検討したわけなんですが、万が一立入者が行方不明になった場合の捜索活動とか、本当の初期の消火活動でございますが、消化器を使っての消火活動というような協力可能な作業については、当然行っていきたいという意向を確認しております。

それで1点目のご質問の線量の低い避難指示解除準備区域でこの 手当が出ないのはというご質問でございますが、区域再編に伴いま して、同様の条例の見直しを南相馬市及び富岡町で行っております。 南相馬市につきましても、帰還困難区域、居住制限区域等に割増の 手当てを出すという形でございます。富岡町もそうでございます。

そのような形で当町も他町村の条例改正を参考にしながら、今回 条例改正をしたいと考えたところでございますが、先ほどもご答弁 申し上げましたが、避難指示解除準備区域の手当ての支給について は、今後とも幹部会等で検討していきたいと考えております。

- 〇議長(小黒敬三君) 16番。
- 〇16番(馬場 積君) 幹部会で検討して議会に提案するというのも手続きの一つだと思いますけれども、現に我々はこの条例を提案されて、審議して、その可否について判断を迫られているわけです。我々は、審議することは当然でありますけれども、不備については修正することも可能な権限を持っているということも頭に入れた上でお答えいただきたいんですけれども、例えば、今の答弁を聞いているといただきたいんですけれども、例えば、今の答弁を聞いているという。

て、あるいは私の1回目の質問からさらに問題を整理して考えれば、例えば、海岸線で行方不明になった。あるいは身投げが考えられると。台風が来ているという場合、線量でいえば避難指示解除準備区域だから、この条例では費用弁償が該当しないと。だからもう事案を具体的に考えれば考えるほど問題があるのではないかと思います。

それから、行政ですから他町村を参考にするということは必要な配慮だとは思いますけれども、防犯パトロールだって、避難指示解除準備区域の防犯パトロールは必要ないのかということになるわけですよ、これは。やっぱり町民からすればそれはないでしょうということになると思います。これはぜひ見直しをしていただきたい。見直しをいつ頃までなされるおつもりなのかお答えください。

それから、もう一つ費用弁償の線引き上の矛盾についてお尋ねします。想定される事案については幹部会でも検討する。当面は防犯パトロールだということですけれども、一般質問でもお示ししましたけれども、野生化した牛が住宅に侵入して破壊、破損行為をしていると。これもやっぱり防犯防災の必要性が出てくるんではないかと。そういう事案に対して出動を想定されているのか。さらにそういう場合、牛が6号線を越えて請戸のほうに行ったという場合、お金の問題があるから引き返すということは考えられないけれども、せっかく追い込んだ牛を取り逃がしてしまうということも、この線引きでは発生しかねないという制度上の矛盾があるのではないか。大いに改善の必要ありということで、具体的検討をどうされるのか。検討されるとすればいつ頃までお示しされるつもりなのかお答えください。

- 〇議長(小黒敬三君) 副町長。
- ○副町長(檜野照行君) それではお答えしたいと思います。

今回の条例の提案理由ですが、皆さんご承知のとおり、3つの区域の中で、被ばく線量がある程度我々としては概念的には、我々が納得するかどうかは別にして、いわゆる高線量、中線量、低線量となっています。それで我々とすれば、当然日々、きょうもあるかもわかりませんが、いろんな事態が発生します。そういう中では、整理できるところから一つ一つ整理しましょうということで、少なくとも帰還困難区域と居住制限区域については、いわゆる住民にも注意を喚起していますけれども、追加被曝のおそれが多々あるというところで作業をしてもらうとすれば、これは手当てについては追加して支払うという意味ですので、全く手当てを払わないということで

はなくて、手当てをした上で、その上で危険手当てを上乗せするという概念で、まず当面整理のついたところから対応したいということで、条例は提案させていただきました。ですから、その分はぜひともご理解いただきたいと思います。ですから条例が制定されれば、すぐにその手当てがまずできるということです。

今後のいろんなことについては、いつまでというよりは、これは 実際その消防団それぞれの考え方も当然ありますし、いろんなこと を皆さんでご一緒に考えることは当然必要だと思いますけれども、 我々としては、とにかくできることから一つ一つ日を待たないで対 応したいということでこの条例を提案していますので、その部分、 十分にご理解いただいた上で、ぜひとも条例の制定について同意を いただくようにお願いしたいと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 8番。
- ○8番(若月芳則君) 一つ、この条例案の手当等いろいろありますから、費用弁償とか、私否定するものではありませんけれども、4条に浪江町に居住するという文面があります。過般、私が一般質問で聞いたときに、転入を認めない。そのときの答弁で、国県は浪江町に居住の実態がないからこれをだめだというお話でした。

したがいまして、私は居住するという文面がありますが、附則事項か何かで、今緊急の事態の実態に即した条文にしたほうが、やはりあと3、4年は帰宅解除まで一番短く想定してもかかるわけであります。

「何事か呼ぶ者あり〕

- ○8番(若月芳則君) そうであっても、私は所管で、居住するという 部分でお話しさせていただいておりますから、やはりそこを実態に 即した文面に今すぐでなくてもいいですが、改善をしてやはりその 実態に即さないような条例は改善してほしい。その考えがあるかど うかお尋ねいたします。
- ○議長(小黒敬三君) なお、所管の場合はあらかじめ、報告をした上で質問をよろしくお願いします。 副町長。
- ○副町長(檜野照行君) 答弁したいと思います。

お気づきのとおり、条例を見ると、この条例だけではなくて、我々が今ここで仕事をやっていることも、皆さんの議席そのものもそうですけれども、浪江という地域の中に限定された、そこに居住している、そこから選ばれたということを踏まえて、これは我々のような、今回のように自治体そのもののエリアから外側に出て何かをしなくてはならないということを全く想定されていませんので、で

すからその辺はみんなで知恵を出し合いながら、それぞれこれをどう読むかということで対応するということが、今までもですから現実的に大変な条例の数を抱えていますけれども、それから国の法律もそうですけれども、その部分は特措法で一部分いじっていますけれども、現実的にはそれは居住していたということを認めながら、我々も浪江町というエリアの中で行政行為も議会活動もしているということで、交付金等も今ここにいながらもいただいています。

ですからその辺については、まさに重要な大きな問題ですし、今みたいに心情的にもそのことによって非常に違和感がある部分もあろうかと思いますけれども、この辺については今後とも一緒に課題としてどういうふうにできるのか。いじっていいものなのか。その辺もありますので、その辺については意見は十分わかりましたので検討させていただきます。

- 〇議長(小黒敬三君) 10番。
- ○10番(山本幸一郎君) 防犯パトロールの、先ほど地域で帰還困難区域は防犯パトロールしないというお話でしたが、今114号線を通過交通認めている同町は、たくさん114号線を通過交通されている方います。それで、このような地区を防犯パトロールしないというのは線量の観点から何でしょうけれども、矛盾していると私は思います。

なお、帰還困難区域は全然人が入っていないわけではなく、月1度は入れるようになっておりますので、このような地区こそ防犯パトロールは必要ではないかと思います。その上で、線量管理等もされて防犯パトロールするかと思われるので、その辺を管理をすれば、この帰還困難区域の防犯活動をしないのであれば、あまりこの作業自体があまりいい作業とは思われないんですけれども、そのようなのは消防団の幹部会でお話に出なかったのかどうか、初めにお聞きします。

- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- ○帰町準備室長(山本邦一君) 消防団の幹部会の中で、何回か議論をしておりまして、帰還困難区域内の防犯パトロールについては、やはり線量の関係から、分団長の意見として、心配だというご意見もございまして、今回は当面避難指示解除準備区域と居住制限区域を行うこととなったところでございます。

それで、線量管理については、当然町のほうで居住制限区域といえども線量管理が必要でございますので、タイベックススーツや積算線量計さらにマスク等の配備、万が一に備えて吸収管がついているマスクもポンプ車の中においてパトロールを実施したいと考えて

おります。

- 〇議長(小黒敬三君) 10番。
- O10番(山本幸一郎君) もう一度お聞きします。今、防犯パトロール は帰還困難区域は線量が高いからということでやらないと。これ万 が一、防犯パトロールはそうですけれども、捜索者等々が出た場合 には、帰還困難区域はここに名称を上げているのにもかかわらず、 そういうときにも行かないというようなことになりうるような説明 にこちらのほうでは聞こえますけれども、この防犯パトロールが随 時していないと、そこの場所がどういうところかもわからないのが 消防団員の方が、帰還困難区域を周知していないと、なにかあった ときそこに行けるかどうかもわからないと思うんです。なので、た まにはそういう地区も防犯パトロールを兼ねていかなければだめだ と思うんですけれども、準備区域、居住制限区域は多くの人が逆に いえば出入りしているので、なにかあったらすぐ通報がくると思う のです。ただ、線量もあるので難しいのは若干はわかりますけれど も、はじめから全然やらないというのはおかしいのではないかと思 うのですが、その上で文章の訂正等が私は必要ではないかと。あと その認識が全然違うと思うんですけれども、もう一度答弁お願いし ます。
- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** 帰還困難区域の防犯パトロールでございますが、現在は県警と町で委託した警備員、常備消防で行っております。

消防団のほうでできないかというこでございますが、これにつきましては、現時点では消防団の意向として制限区域及び避難指示解除準備区域のパトロールを行うということでございますので、それについても、協力を得るという形で町でも進めておりますので、今後とも消防団のほうと協議していきたいと考えております。

〇議長(小黒敬三君) 他に質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第48号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。 よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議長(小黒敬三君) ここで、町民税務課長より、発言の訂正を求め られております。

町民税務課長。

○町民税務課長(高倉敏勝君) 議案の提案の議案第49号の中で、国民健康保険税の賦課資料の中で、第1号資料としましてご提示申し上げました医療一般分の一番右下に当たりますが、世帯当たりの差額が「1万3,078円」となっておりますが、「1万3,079円」の誤りでございますので、訂正方お願いいたします。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

〇議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第49号 浪江町国民健康保険税 条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

〇16番(馬場 積君) 議案第49号について、若干質疑をいたします。今、一部訂正もありましたけれども、医療一般、介護、それから支援金、それぞれ対前年比でも大幅に伸びている。避難してからこういう傾向をずっとたどっている。当然その背景には避難生活による身体健康、さまざまな障害が発生し、それが悪化しているということだと思います。

その上で2点お尋ねいたします。医療分わかっていますけれども、一番わかりやすいのは介護分です。介護では、対前年比で応能割が123、応益割が126。結果、1人当たりにすると前年比で153%、1万2,069円。世帯にすると対前年比148%。金額にすると1万4,839円ということで増額に歯止めがかからない。これはやむを得ない事情があると思います。そこで金額的なことだけ。国保の介護分の増額が特に著しいわけですけれども、対前年比で総額の増加額はいくらになるのかお尋ねいたします。

それから、国保の保険料、あるいは医療診療、それから介護保険の保険料、利用料は免除されております。現状と今後のことを考えた場合、それは継続するのは当然だと思います。国保税条例の中身からして、1年刻みの継続で果たしてこの会計が安定運営されるのかどうか。恒久的な制度として国県が財政支援すると。恒久化が求められているんではないかと思います。国保税を担当する所管課と

して、その立場からどういうふうにお考えになるかお尋ねいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 町民税務課長。
- 〇町民税務課長(高倉敏勝君) ご答弁申し上げます。

介護の今議員おただしの全体分ということでございますので、こちらは健康保険課長のほうに答弁お願いいたします。

私のほうでは、まず継続かどうかというご質問でございますがその点についてのみご回答申し上げます。まずこの国保税の税額分については、議員ご承知のとおり年度年度で国のほうにその分を申請いたします。その関係上、年度で計算しておかないと増減が出てまいります。当然先ほどお話しがありましたように年々増えております。今年度で見ますと平成23年度と同額の金額、大体近づいております。これは来年度これが下がるかどうかというと、また、一概には申し上げられませんので、これはやはり今の状態で行きますと年度年度でやらざるを得ないのかという考えは持ってございます。

〇議長(小黒敬三君) 答弁調整のため、暫時休議します。

(午前 9時51分)

○議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午前 9時56分)

- **〇議長(小黒敬三君)** 健康保険課長。
- ○健康保険課長(紺野則夫君) それでは総体的な介護保険の部分に関しましてお答え申し上げます。平成25年度の部分に関しましては、介護納付金、総体的には2億3,107万円になっております。前年から比較しますと、前年が1億6,800万なにがしでございますので、137.2%が平成25年度、前年から比較しますと伸びているという状況でございます。
- 〇議長(小黒敬三君) 16番。
- **○16番(馬場 積君)** 了解しました。
- **○議長(小黒敬三君)** 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これより、議案第49号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正に ついてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

〇議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第50号 語学指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これより、議案第50号 語学指導を行う外国青年の給与等に関す る条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [起立多数]

〇議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第51号 平成25年度浪江町一般 会計補正予算(第1号)を議題といたします。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

O16番(馬場 積君) 議案第51号について若干質疑をいたします。8 ページに補正が計上されているように、役場庁舎に給排水が復旧するということです。これも明るい材料の一つだと思います。同時に、給排水復旧はよしとして、いわゆる下水の処理についてはどういう見通しがあるのかお尋ねいたします。あくまでも給排水止まりということなのか。役場庁舎の下水処理はどうなるのかお尋ねいたします。

それから同じく補正予算8ページに、コミュニティ再生支援事業の補正予算は、提案理由の説明でもNPOに対する事業補助だとい

う説明もありました。それと関連して自治振興費、いわゆる自治会 長等の報酬の予算も計上されております。コミュニティの問題と自 治活動に関連して、私はいくつかの質問をしたいと思います。

実は、一般質問でも取り上げましたけれども、自治会活動については、仮設自治会によって全くさまざまであると。それからNPOの支援体制についてもさまざまであると思います。そこから、どういう問題が出てくるかというと、一つは、仮設あるいは借り上げの自治会の活動をどう支援するのかということがこの予算付の中に配慮されているのかどうかということです。具体的にいうと、ここ本松に私はいるわけですけれども、借り上げ自治会があってもその網に入っていない人がたくさんいると。その人たちの支援をどうするのか。いわゆるこれはコミュニティ再生支援事業との関係。

それから、仮設自治会あるいは借り上げ自治会の活動の質を改善するという意味では、やっぱり自治会自身の情報発信の活動をどうするか。あるいは、仮設なり借り上げでの情報交換をどうするかということが、さまざまな苦労をしながら取り組みがあると思いますけれども、行政としても今の状況を踏まえて、新たなコミュニティ再生支援事業、あるいは仮設借り上げの自治活動の進行に取り組む必要があると思います。そういう意味で、この補正予算との関係でどういうふうに支援活動を改善強化していくお考えなのかお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それでは8ページの、浪江町役場庁舎給排水管復旧工事に関してのご質問にお答え申し上げます。今回の予算ですが、今回役場庁舎の建物周辺がだいぶ地盤沈下しているということがございまして、主に役場の北側の植栽部分での沈下、そして下水管とか雨水管が切断されているということがございます。

今回の補正予算につきましては、役場に仮設浄化槽を設置するというもので、それにあわせた修繕工事ということでございます。下水処理の見通しは今のところ、まだ見通しが立っていないという状況になっているところであります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) ただいまのご質問の中での役場庁舎の 排水の関係でありますが、こちらようやく国の加速化事業の採択を 受けましたので、近々そちらのほうも入札をできる考えておるとこ ろでございます。

続きまして、被災市町村の地域コミュニティ再生支援事業の関係 のご質問でございますが、この事業につきましては財団法人地域活 性化センターの今回の東日本大震災に伴う特例的な支援事業ということで、期間が平成24年1月から平成25年12月までの2年間となっております。助成対象事業としては震災、あるいは原発事故によって他の市町村の区域に避難、または住所の移転を余儀なくされるなど、被災市町村における離散した集落の住民同士の絆の維持、一体感の醸成を図る事業として行うものだということで、市町村または地域団体等が自主的、主体的に実施するものということと、他の助成金を受けていないものということで、団体としましてはNPO、ボランティア団体、自治会、地域の自治組織、商工会議所、商工会、農協あるいは森林組合、漁業組合等は助成対象となっております。

助成金のお金自体は、その間、1市町村について100万円を上限とするという条件がついております。そういったこともございまして、兼ねてから要望のあった新町なみえで行う盆踊りの費用ということで今年度については申請したところであります。今お話しありましたように、地域コミュニティの再生に関しましては、さまざまな団体においてさまざまな要望もあるかと思います。これらにつきましては、要望の受けのほうは復興推進課でやっておりますので、そちらにつきましては各団体からの助成金等があった場合には、情報を早く出せるように、今後とも含めまして準備はしているところであります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** 9 自治振興費の 8 報償費、自治会長等 報償についてでございますが、借り上げ住宅自治会長に新たに支給 するものでございます。

借り上げ住宅の自治会につきましては、今年度に入りまして須賀川コスモス会が4月24日に立ち上がりまして、計15自治会が設立されております。これまで仮設自治会長には、月額5,000円プラス戸割30円等をお願いしているところでございますが、借り上げ自治会長への支給はございませんでした。今回の補正予算につきましては、借り上げ自治会を運営していく中で、会員の連絡調整が予想以上に負担がかかっている。さらには、各自治会会員からも多数の要望がありましたので、今回計上させていただきました。

なお、金額につきましては、広報等の配布であるとか、さらには各種行事等の周知等が仮設自治会より比較的少ないということもありますので、仮設自治会長の約半額、月額3,000円を今回計上しております。7月からの支給を予定しているところであります。よろしくお願いします。

さらに先ほど仮設借り上げ自治会の支援について、入っていない

方の支援はどうするかということでございますが、各自治会の情報 発信の方法、さらには加入促進等につきまして、現在立ち上がって おります仮設自治会、借り上げ自治会と協議を進めていきたいと考 えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 16番。
- O16番(馬場 積君) コミュニティ再生支援事業については、1市町村100万円限度というから。この制度自体極めて貧弱だと。こういう事業の拡充強化が求められていると思います。町の方としてもその立場で拡充強化をして、コミュニティ再生のための支援事業を大いに活発にやっていく必要があるのではないか。

別の角度から、1町村100万円しかないということだとすれば、この事業には限りがあるわけですけれども災害救助費ということで該当するかわからないけれども、さまざまな項目の支出が計上されております。そういう意味で、コミュニティ再生支援事業についても被災町民の立場からは災害救助に当たるのではないかと。予算の柔軟な活用をしながらコミュニティ再生支援事業の支援の取り組みを進める考えがあるかどうか。

それから情報発信と交換、遅ればせながら借り上げ自治会にも会長手当が出ることになったということは改善の兆しが見えてきましたけれども、これも私も二本松のコスモス会に入っておりますけれども、非常に会長はじめ役員の方が苦労なされているということですので、借り上げ自治会の要望も聞きながら引き上げを図っていく必要があるのではないか。どういうお考えなのかお聞きします。

それから、問題は情報発信と交換、いわゆうる絆をどう強化していくかということで、これは一つの例として紹介して町の見解をお示しいただきたいと思いますけれども、御存じのとおり富岡町は郡山市にFMを開局しました。タブレット端末でも見れると。そういう意味では非常に心に触れる情報交換であり活動ではないかと思います。浪江町としても検討の余地があると思います。検討ではなくて実現に向けて取り組む必要があると思います。ほかの町村での活動も大いに参考にしながら、浪江町の被災者が生きがいと希望を持てるような取り組みにお互いに努めていきたいと思いますけれども、お考えがあればお示しいただきたい。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- **○復興推進課長(宮口勝美君)** それではお答えいたします。

コミュニティ再生支援事業のさらなる拡充をというご指摘でございますが、現在、町の当初予算のほうでそういった自主団体に関する支援事業予算もとっております。その中で、現在、応募もかなり

来ておりますので、そういった状況を確認しながら、さらなる拡充 ができるように頑張っていきたいと思います。

それと、タブレットの導入等のお話でございますが、現在、浪江町としましても、この辺については現在調査をしております。既に導入されている自治体に対してのアンケートを今行っているところでありますが、いただいている情報の中では維持管理の部分、いわゆる情報の更新等にかかる経費と人的な部分でかなり苦労されているという情報も入っております。そういったことも含めまして、今後の町のあり方については、今度の7月の広報でもって情報関係に関するアンケートを住民に実施することになっておりますので、そういった情報を集めながら、今後のあり方についての検討を進めていきたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** 先ほどと同じ答弁となりますが、情報発信の方法とか、いわゆる加入促進であるとか、さらには絆の維持についてのことでございますが、やはり今立ち上がっている自治会等と十分相談しまして、どういう方法があるのか。自治会に加入していただくのが一番やはり情報の発信でも重要であると考えておりますので、そういう部分を含めまして、今後につきましても、さらに議論を深めていきたいと思います。
- 〇議長(小黒敬三君) 16番。
- ○16番(馬場 績君) 補正予算、民生費で埋蔵文化財の調査の補正が あったり、ゲルマニウム半導体の取り付けの補正予算と非常に災害 救助という立場から、幅広い予算付けが行われております。それは それで結構だと思います。その上で、自治振興といえば自治振興だ し、災害救助といえば災害救助だし。どういう立場で予算を検討さ れるかは担当課のほうでご検討いただきたいと思いますけれども、 具体的に今出されている一つの要望として、平石仮設の一部住民か ら、二本松市に大変お世話になっていると。仮設周辺の草刈りもや っていると。2年も続けて草刈りをやっていると、竹藪がきれいに なったと。そこに避難の記念というと変な言い方ですけれども、そ れ以上も以下も表現のしようがないのでそう言いますが、仮設周辺 に浪江町と二本松市の了解をいただいて、桜の木の植栽をしたいと いう要望があるんですけれども、これも自治振興あるいは被災者の 生きがいと希望という点から、そういう要望に応えてやる方法はな いのかと。町のほうにも意見を申し上げたとは言っておりましたけ れども、受けているとすれば、どう検討されているのか。あるいは 今後検討されるとすれば、今のような問題、避難中ということです

から制限はあると思いますけれども、どのように対処したらいいの かお答えください。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** ただいまありました記念の植樹等についてでございますが、現在、各市より仮設住宅等については借地をしているところでございますので、そちらにつきましては設置市町と十分協議しまして、そういうことが可能かどうか今後検討してまいりたいと思います。
- ○議長(小黒敬三君) 他に質疑ございませんか。10番。
- ○10番(山本幸一郎君) 9ページの民生費、防犯バリケード設置工事、前の全協のときで、双葉町との町境に設置するという理解はしたんですけれども、はじめ見たときに私は114号線の通過交通があったから、そこに防犯バリケードを設けるのかなとはじめ予算書を見たときに思いました。その上で、多くの114号線近隣の方から、あそこには町の予算で防犯バリケードを設けないのかと言われましたけれども、そのような予算取りと付ける見込みはあるのかをお聞きします。

またもう一つ、10ページの農業振興費の一時就農支援事業350万円、これは何件で350万円か。1件とか、多分申し込みがあって申請があったから収支で出ているかと思うんですけれども、この辺をもう少し詳しく内容説明お願いします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** ご答弁申し上げます。

防犯バリケード設置工事でございますが、これにつきましては双葉町の区域再編によりまして、追加の防犯バリケードが必要になったこと。さらに警察署からの指示と申しますか、要望がございまして、今、非常に国道 6 号線と114号線のバリケードの部分が、待機する車がおりまして交通に支障が出ていると。それでバリケードを若干交差点から30メートルほど下げる必要が生じております。そのことから、バリケードの設置工事の費用を計上したものでございます。

さらに114号線のバリケードの部分につきましては、帰還困難区域の中ということで、あくまでも予算上は国の予算の中で検討されるということであります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** それでは当初予算の10ページ、 農業振興費の補正予算の350万円についてご説明いたします。 今回の350万円につきましては、要望者が追加ということで3名

ほどありまして、その内容につきましては農業の場合ですと、上限が100万円、畜産の場合ですと上限が150万円。今回の3名につきましては、農業に関する部分で2名、畜産に関しては1名ということになっています。

- 〇議長(小黒敬三君) 10番。
- O10番(山本幸一郎君) 防犯バリケードの件で、内容はよくわかりました。これ要望も兼ねてなんですけれども、帰還困難だからとか国でやるからとかいうような予算決めではなく、同じ町内なので、なにか町の予算ででも結構なので、そういうような施策も考えていただき、特に津島地区の通過交通、かなり大勢の方が通っていて、浪江町民の方が午前9時から午後4時に通っているのはわかるんですけれども、公益立ち入りは浪江の人じゃなくても、結構業者の方が多く出入りしているのは多分行政でもわかっていると思います。その上で、何かあってからでは遅いので、国の要望にするのではなく、町単独でも何かそういう防犯体制の吟味を図っていただきたい。こちらは要望です。

あとまた、農業振興費の100万円が2名と、畜産の方が150万円が1名、わかりました。これ去年もやっているかとは思うんですけれども、これ去年は何件とか、もしこのうえでわかって、多くの方が他地域で農業振興を行っていると思いますので、その辺、去年の実績等もわかれば教えてください。

○議長(小黒敬三君) 答弁調整のため、暫時休議します。

(午前10時25分)

〇議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午前10時26分)

〇議長(小黒敬三君) 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君) それでは再質問の昨年の浪江町内の実績でございますが、畜産2件、農業が2件、合計4件であります。まだ県全体での数につきましては、現在掌握しておりませんのでご了承いただきたいと思います。

〇議長(小黒敬三君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第51号 平成25年度浪江町一般会計補正予算(第 1号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長(小黒敬三君) ここで10時40分まで、休憩いたします。

(午前10時27分)

〇議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午前10時40分)

◎議案第52号の質疑、討論、採決

〇議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第52号 平成25年度浪江町公共 下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第52号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会 計補正予算(第1号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第53号 平成25年度浪江町農業 集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第53号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別 会計補正予算(第1号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

〇議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第54号 平成25年度浪江町水道 事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第54号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算 (第1号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長(小黒敬三君) これより議運開催のため、暫時休憩いたします。 (午前10時42分)

〇議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午前11時08分)

◎諮問第1号の採決

〇議長(小黒敬三君) 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に ついて意見を求めることについてを採決いたします。

採決は、個別に起立により行います。

まず、会田ユキ子氏について原案のとおり、適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

〇議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、会田ユキ子氏について原案のとおり、適任とすることに 決定いたしました。

次に、荒洋子氏について原案のとおり適任とすることに賛成の諸 君の起立を求めます。

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、荒洋子氏について原案のとおり、適任とすることに決定 いたしました。

よって、諮問第1号、人権擁護員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎同意第4号の採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、同意第4号 苅野財産区管理会委員 の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第4号 苅野財産区管理会委員の選任についてを 採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

〇議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎同意第5号の質疑、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、同意第5号 津島財産区管理会委員 の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第5号 津島財産区管理会委員の選任についてを 採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎同意第6号の質疑、採決

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第6号 浪江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

まず、畠山勝氏について同意を与えることに賛成の諸君の起立を 求めます。

[起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

続いて、松崎俊憲氏について同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

続いて、愛澤格氏について同意を与えることに賛成の諸君の起立 を求めます。

[起立多数]

〇議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎報告第1号の質疑

○議長(小黒敬三君) 日程第1、報告第1号 平成24年浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 以上で、報告を終わります。

◎浪江町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(小黒敬三君) 日程第2、浪江町選挙管理委員会委員及び補充 員の選挙について行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により指 名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。 お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名すること にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に青田尚樹氏、本田彰三郎氏、北博子氏、高野京子 氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました青田尚樹氏、本田彰三郎氏、北博子氏、高野京子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充委員に第順位、第1順位、佐藤善重氏、 第2順位、根本伸治氏、第3順位、三瓶惠子氏、第4順位、鹿野博 氏、以上の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した第1位順位、佐藤善重氏、第2順位、 根本伸治氏、第3順位、三瓶惠子氏、第4順位、鹿野博氏、以上の 方が選挙管理委員補充員に当選されました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小黒敬三君) 日程第3、請願第1号 東京電力(株)から支 払を受ける賠償金の非課税を求める請願書を議題といたします。

付託中の委員会からお手元に配布のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣 旨説明をお願いいたします。

総務常任委員会委員長、紺野榮重君。

[総務常任委員会委員長 紺野榮重君登壇]

○総務常任委員会委員長(紺野榮重君) ただいま、事務局朗読のとおりでありますが、今回の原子力発電所の事故は、国と東電の責任であり、今回の原子力発電所の個人、法人を問わず、損害賠償のすべてを非課税とするべきであります。委員会といたしましても全員賛成でありました。

よって、採択とすべきと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長(小黒敬三君) 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、請願第1号 東京電力(株)から支払を受ける賠償金の 非課税を求める請願書については、委員長報告のとおり採決するこ とに決定いたしました。

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第3、陳情第1号 国に対し東京電力福島 第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の 消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める 陳情書を議題といたします。

付託中の委員会からお手元に配布のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

産業建設常任委員会委員長、若月芳則君。

「産業建設常任委員会委員長 若月芳則君登壇」

○産業建設常任委員会委員長(若月芳則君) 陳情審査の結果について ご報告いたします。

陳情第1号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により 発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立 法措置を求める意見書の提出を求める陳情については、民法では損 害賠償を請求できる権利について、損害を知ったときから3年以内 に限る時効を定めています。これが原発事故に伴う損害賠償に適用 された場合、最短で来年3月にも時効を迎え、損害賠償の請求がで きなくなるおそれがあります。この問題を受けて東日本大震災原子 力損害賠償時効中断特例法が成立しました。

特例法では、政府の原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介を申し立てている場合に限り、時効の3年が過ぎても賠償請求できるとしております。特例法は同センターに申し立てている人に限定し、時効を迎え和解仲介の打ち切り通知を受けた場合、1カ月以内に裁判所に訴訟を起こさなければならない条件付きです。

特例法で救済されるのは一部の被災者で、すべての被災者に当て はまらないことから、これ以上被災者の負担が増え、困難な状況に 追い込まれないよう3年の消滅時効撤廃を立法化する必要性がある か、慎重審議しました。

よって、国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生 した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措 置を求める意見書の提出を求める陳情については、事務局長審査結 果報告のとおり、その趣旨を理解したうえで採択当委員会は決定い たしました。

以上、ご報告申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

〇議長(小黒敬三君) 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第1号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数]

〇議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、陳情第1号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情書については、委員長報告のとおり採決することに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第4、発議第2号 東京電力(株)から支払を受ける賠償金の非課税を求める意見書(案)を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。 提出者の紺野榮重君から提案理由の説明を求めます。

13番。

[13番 紺野榮重君登壇]

- **○13番(紺野榮重君)** ただいま事務局長朗読のとおりであります。 皆様の賛同よろしくお願いいたします。
- **○議長(小黒敬三君)** 以上で提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第2号 東京電力(株)から支払を受ける賠償金の非課税を求める意見書(案)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

○議長(小黒敬三君) 起立多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第5、発議第3号 国に対し東京電力福島 第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の 消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書(案)を議題と いたします。

事務局長に朗読をさせます。

「事務局長朗読〕

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。

提出者の若月芳則君から提案理由の説明を求められております。 8番、若月芳則君。

「8番 若月芳則君登壇〕

- **○8番(若月芳則君)** 提案説明でありますが、先ほどの陳情の採択を 行いまして委員会で協議の結果、事務局長朗読のとおりでございま す。議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。
- ○議長(小黒敬三君) 以上で提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第3号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所 事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を 排除する立法措置を求める意見書(案)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

〇議長(小黒敬三君) 起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第6、発委第5号 政府の「原発事故収束 宣言」の撤回を求める意見書(案)を議題といたします。 事務局長に朗読をさせます。

「事務局長朗読〕

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。

提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

[議会運営委員長 馬場 績君登壇]

- ○議会運営委員長(馬場 績君) 政府の「原発事故収束宣言」の撤回を求める意見書(案)の中身については、今局長が朗読したとおりであります。本件については、多くの町民からももちろん我々議会の中でも撤回すべしという意見が絶対多数でありました。この件について全員協議会で議論を重ねた結果、意見書提出に至った次第であります。同僚議員の賛同を心からお願いいたします。
- ○議長(小黒敬三君) 以上で提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第5号 政府の「原発事故収束宣言」の撤回を求める意見書(案)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

○議長(小黒敬三君) 起立多数です。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(小黒敬三君) ここで資料配付のため暫時休憩いたします。

(午前11時44分)

〇議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午前11時45分)

◎発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小黒敬三君) 日程第7、発委第6号 自由民主党高市政調会 長の暴言に抗議し被災者の前で発言の撤回と謝罪を求める決議(案) を議題といたします。 事務局長に朗読をさせます。

「事務局長朗読〕

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。

提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

[議会運営委員長 馬場 績君登壇]

○議会運営委員長(馬場 績君) 自由民主党高市政調会長の暴言に抗議し被災者の前で発言の撤回と謝罪を求める決議(案)の提出理由ですが、この決議案のとおりであります。

我々議会としても19日の全員協議会で、このまま放置はできない。 議会として決議を提起すべきということになりました。その後、議 長、副議長、議運の副委員長も含めて、案分を検討して、本日の決 議案の提出に至ったわけであります。私個人としても怒り心頭であ ります。本人は、囂々たる批判の前に発言の撤回と謝罪をされまし たが、謝罪で済むものではないという重大発言であります。

我々全町避難をしている町民の立場からも、大きな被害と被災を 受けている福島県民の立場からも、県民の前で被災者の前で事の重 大性を自覚されて、明確な発言の撤回と謝罪を求める決議の提起で ありますので、同僚議員の心からのご賛同をお願いいたしまして、 決議案の提出の理由とさせていただきます。

○議長(小黒敬三君) 以上で提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第6号 自由民主党高市政調会長の暴言に抗議し被災者の前で発言の撤回と謝罪を求める決議(案)を採決します。 採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 [起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数です。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長(小黒敬三君) 日程第8、委員会の閉会中の継続審査又は調査

についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された事件はすべて終了しました。

◎町長あいさつ

○議長(小黒敬三君) ここで町長から発言を求められておりますので、 これを許可いたします。

町長。

〇町長(馬場 有君)

今期、定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月13日の本定例会開会以来、 熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。 審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきまてし は、今後の町政執行並びに被災者対策に十分生かしてまいりたいと 考えております。

さて、4月1日からの区域再編に伴い、日中の出入りが可能になった居住制限、避難指示解除準備両区域には、連日多くの町民の皆様が一時立入りをされております。この間、2件のけが人発生の報告がありました。自宅の後片づけの最中、あやまってケガを負われたものでありましたが、常駐する危機防災係の職員が迅速適正に対応し、お2人とも大事には至らなかったかということで、当初目的の立ち入りする住民支援が機能しているものと思っております。

去る6月12日、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が浪江町内の現地調査を行い、荒廃した農地、避難経路の高線量地域、朽ちる家屋、静まりかえりさびれた商店街、甚大な津波被害の状況など一変した町を見ていただきました。

これらの現況を踏まえ、6月22日に審査会が開催され、被災地の 県市町村の意見聴聞会があります。私は浪江町民の悲しみ、悔しさ、 怒りを体現し、損害賠償、中間指針の見直しを改めるよう進言して まいります。

また、本会議でもご審議いただきました。応急仮設診療所につきましては、町内に一時立ち入りする町民の急病やケガに対応するため、5月9日より町役場本庁舎1階に開所しました。当面は、木曜日の午前9時30分から午後3時のみの会社予定でありましたが、診療所長の関根先生のご尽力により、相馬郡医師会のご協力をうることができ、毎週日曜の診療を担当してもらえるようになりました。町内のインフラ整備の進捗に伴い、一時帰宅される町民が増えると予想される中、誠に心強い限りでございます。

今後も関係各位の協力を得ながら、消防・警察など関係機関と連携を十分はかり、町民が安心してふるさとへ戻れるよう、受け入れ体制の強化に努めてまいります。

さらに、過日の朝礼におきまして、職員に対し、避難する町民の生活再建と、ふるさと浪江の復旧・復興を推進するため、職員としての信念を持ち、前に進むこと。そして職員それぞれが、その信念に基づいて2万1,000人の町民を再生復興に導かねばならぬことを話し、さらに役場は文字通り、町民の役に立つ場所でなくてはならないことなどを訓示したところであります。

マイナスからのスタートとなる浪江町にとって、この難局を乗り越えて行くには、一致団結して事に当たらなければなりませんので、 議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様には梅雨を迎え、健康には特に留意されまして、今後の町政推進のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長(小黒敬三君) 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年浪江町議会6月浪江町定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(午前11時57分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

浪	工町詞	義会詞	養長	小	黒	敬	三
署	名	議	員	並	本	佳	司
署	名	議	員	松	田	孝	司
署	名	議	員	Щ	崎	博	文